埼玉県議会時報

No.302／令和８年９月定例会号　埼玉県議会事務局

彩の国 埼玉県



目　　次

９月定例会

９月定例会会期日程 ・・・・・・・・・・・・・ 1

９月定例会の経過 ・・・・・・・・・・・・・・ 2

議席一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

会派構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

正副議長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10

知事提案説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

説明者一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

質疑質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

議案の審議結果
（知事提出議案、議員提出議案） ・・・・・・・・ 33

処分要求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

動議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

請願の審査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・ 50

陳情受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

閉会中における特定事件一覧表 ・・・・・・・・ 52

閉会中の委員会活動 ・・・・・・・・・・・・・ 53

議会日誌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

請願案内・傍聴案内

９月定例会のあらまし



議　長　荒　木　裕　介



副議長　吉　良　英　敏

令和８年９月定例会について、御報告いたします。

令和８年９月定例会を９月 25 日(金)から 10 月 17 日(土)まで開催しました。知事から議案 35 件、議員から議案 16 件がそれぞれ提出され、計 51 議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第３号)」など 11 件を原案どおり可決、「彩の国功労賞の贈呈について」など 21 件を同意、「令和７年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など３件を継続審査としました。議員提出議案では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の算定方法の見直しを求める意見書」など 16 件を原案どおり可決としました。

このほかに請願４件を審査し、１件を採択、３件を不採択としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の９月 18 日(金)と会期中５日、計６日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

９ 月 定 例 会

令和８年９月定例会会期日程

自　９月25日
至　10月17日　23日間

日　次	月　日	曜	開 会 時 刻	摘　　要
第１日	９月25日	金	午 前 10 時	開会、知事提出議案の報告、上程
第２日	９月26日	土		休日休会
第３日	９月27日	日		〃
第４日	９月28日	月		議案調査
第５日	９月29日	火		〃
第６日	９月30日	水		〃
第７日	10月１日	木	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第８日	10月２日	金	〃	〃
第９日	10月３日	土		休日休会
第10日	10月４日	日		〃
第11日	10月５日	月	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第12日	10月６日	火	〃	〃
第13日	10月７日	水	〃	〃 議案及び請願の委員会付託
第14日	10月８日	木		議案調査
第15日	10月９日	金		委員会
第16日	10月10日	土		休日休会
第17日	10月11日	日		〃
第18日	10月12日	月		〃　(スポーツの日)
第19日	10月13日	火		委員会・議案調査
第20日	10月14日	水		〃　(特別)
第21日	10月15日	木		議案調査
第22日	10月16日	金	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、会期の延長
第23日	10月17日	土	午前0時1分	動議に対する質疑、討論、採決、閉会

９月定例会の経過

■　９月18日（金）

代表者会議

午後１時29分開会

１　令和９年４月改選時に交付する議員記章の見直しについて、従来の本章、レプリカの２種類の作成を廃止し、真ちゅう・金メッキ製の議員記章に一本化するとともに、各議員へ１個を新たに交付する案を了承。

２　埼玉県の議員定数・選挙区等に関する検討協議会の設置について、議運で検討する旨を了承。

午後１時33分閉会

議運日誌



議会運営副委員長
阿左美　健　司



議会運営委員長
藤　井　健　志



議会運営副委員長
橋　詰　昌　児

午後２時１分開会

１　９月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。

２　請願の受付状況について、議事課長から説明。

３　質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派＼質問日	第１日	第２日	第３日	第４日	第５日	計
自民	1	1	2	2	3	9
民主フォーラム	1		1			2
公明	1			1		2
県民		1				1
共産党						
改革						
さくらの会						
ネット		1				1
無所属						
計	3	3	3	3	3	15

４　質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、開会日前日の９月24日(木)の正午までとすることを了承。

５　９月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、９月25日から10月16日までの22日間とすることを了承。

６　発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の３日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の２日前の正午までとすることを確認。

７　特別委員の所属変更について、次のとおり了承し、本日付けで議長が変更。

横川　雅也　議員（自民）

地方創生・行財政改革→危機管理・大規模災害対策

８　欠員となっている八潮市道路陥没事故調査等特別委員に、柿沼貴志議員を選任することを了承し、本日付けで議長が選任。

なお、特別委員の所属変更及び八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任について、開会日の本会議において報告を行うことを了承。

９　埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会を設置することを了承。

次に、同協議会の規程案を了承し、定数17名の会派別配分は自民11名、民主フォーラム２名、公明２名、県民１名、共産党１名とすることを了承。

また、各会派から推薦する委員の氏名を本日中に報告することを了承。

なお、会派別所属議員数に変更が生じた場合の取扱いについては、正副委員長に一任することを了承。

10　本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。

11　第26回都道府県議会議員研究交流大会について説明。

派遣予定議員の12名を各会派別所属議員数により按分し、自民７名、民主フォーラム２名、公明１名、県民１名、共産党１名の配分枠で各会派から推薦することを了承。また、派遣する議員について、10月１日（木）までに各会派から推薦することを了承。

なお、会派別所属議員数に変更が生じた場合の取扱いについては、正副委員長に一任することを了承し、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡がある旨を説明。

12　開会日に開催予定の議員政策研修会について説明。

なお、会場での講演と同時にオンライン配信も行い、例年参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長はオンライン配信による視聴のみとなる旨を併せて説明。

13　新たな５か年計画の策定についての議案が今定例会で提出されることから、過去の例にならい、新たな５か年計画の策定に関する特別委員会を設置し、審査することを了承。

今後の議運で設置に向けた協議を行うこととした。

14　執行機関の附属機関等委員について、木下博信議員の議員辞職に伴い欠員が生じている埼玉県社会福祉審議会委員及び埼玉県都市計画審議会委員について、自民から埼玉県社会福祉審議会委員に内沼博史議員、埼玉県都市計画審議会委員に保谷武議員を推薦する

ことを了承。
15　閉会中の委員会活動（視察）について了承。
16　学校等の傍聴に係る政治的中立性の確認について、委員長案を配布して説明。この件について、今後の議運で協議することを了承。
午後２時33分閉会

■　第１日〔９月25日（金）〕

代表者会議

午前９時開会
1　知事追加提出議案（表彰議案及び人事議案）について、知事から説明。
2　埼玉県議会主要会派代表者討論会について、議運委員長から以下のとおり説明し、了承。
⑴　テーマを「県が今後注力すべき『重点投資分野』」及び「『生命（いのち）の安全教育』の進め方～子どもを性暴力から守るために～」の二つとする。
⑵　放送予定日時は、令和８年12月25日（金）の午後７時から午後８時までとし、再放送を令和９年１月10日（日）の午前10時から午前11時に行う。
⑶　出演者について、ファシリテーターとして埼玉大学経済学部教授の長田健氏、ゲストとして振付師・アーティストの藤咲彩音氏に出演いただく。二つ目のテーマでは、コメンテーターとして埼玉大学ダイバーシティ推進センター教授の渡辺大輔氏に出演いただく。司会は、テレビ埼玉の森下花音アナウンサーが務める。
3　県議会ホームページの改善について、議運委員長から以下のとおり説明し、了承。
⑴　議員の活動内容を県民がより容易に知ることができるようにするため、県議会ホームページの「議員名簿」に、会議録検索システム、議会中継、議員個人のホームページへのリンクを追加する。
⑵　議員個人のホームページへのリンクについては、希望制とし、ホームページに掲載するリンクは一つ、ＳＮＳのＵＲＬは不可、個人でホームページを持っていない場合、所属政党や会派等のホームページ内の議員個人を紹介するページに対するリンクは可とする。
⑶　今後のスケジュールについて、まず会議録検索システムと議会中継のリンクを掲載した「議員名簿」を公開する。また、全議員に個人ホームページへのリンク掲載希望を照会し、希望のあった議員について、11月下旬に、個人ホームページのリンクを掲載できるよう進める。
4　埼玉県議会広報ラジオ番組について、政策調査課長から説明し、了承。
午前９時３分休憩
午前９時３分再開
午前９時９分閉会

議運日誌

午前９時29分開会
1　知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。
2　会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、本日付けで議長が自民の議席を変更。
　また、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。
3　会派別所属議員数の変更に伴い、議会運営委員会の会派別委員配分を次のとおり変更することを了承。

委員会＼会派	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	さくらの会	ネット	無所属	計	定数
議会運営	10	3	2	1	1					17	17

4　小川直志委員から議会運営委員の辞任願が提出されたため、本日の本会議冒頭で辞任を許可し、後任として、武田和浩議員を選任することを了承。
5　１名欠員となっている八潮市道路陥没事故調査等特別委員に橋本健人議員を選任することを了承。
6　１名欠員となっている図書室委員に、飯塚俊彦議員を任命することを了承。
7　本定例会において質疑質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。
　その結果は次のとおりである。

月日（曜）	発言順位	議席番号	氏名	会派名	質問形式
10月１日(木)	1	66	永瀬　秀樹	自民	一括
	2	43	小川　寿士	民主フォーラム	一問一答
	3	74	権守　幸男	公明	一括
10月２日(金)	1	21	鈴木まさひろ	自民	一問一答
	2	30	金野　桃子	県民	一括
	3	3	山田　裕子	ネット	一問一答
10月５日(月)	1	16	小見山祐紀	自民	一問一答
	2	11	泉津井京子	民主フォーラム	一問一答
	3	19	渡辺聡一郎	自民	一問一答
10月６日(火)	1	23	須賀　昭夫	自民	一問一答
	2	25	戸野部直乃	公明	一括
	3	24	渋谷真実子	自民	一問一答
10月７日(水)	1	41	逢澤圭一郎	自民	一問一答
	2	50	渡辺　大	自民	一括
	3	83	梅澤　佳一	自民	一括

8　意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・10月５日（月）、案文を質疑質問の最終日・10月７日（水）、それぞれ午後５時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。
　また、委員会から提出するものは、最終日・10月16日（金）の朝までに議運委員長に報告することを了承。
9　埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会について、各会派から推薦された委員氏名を報告。

なお、会派別所属議員数の変更に伴い、会派別配分を自民10名、民主フォーラム３名、公明２名、県民１名、共産党１名に変更したことを報告。
10　埼玉県県庁舎再整備懇話会委員の推薦について、現委員の田村琢実議員の任期が満了することから、去る９月17日に知事から、同懇話会委員を１名推薦されたい旨の依頼があったことが報告され、推薦する会派は自民とすることを了承。また、本日中に推薦者氏名を報告することを依頼。
11　去る９月18日（金）の議運で委員長から提案のあった学校等の傍聴に係る政治的中立性の確認について、意見交換の上、委員長案のとおり申し合わせることを了承。
12　本日の議事日程を確認。
13　県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前９時52分散会

〔本　会　議〕

本日招集の令和８年９月定例会は、午前10時４分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、本日付けで、議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、新任者の紹介が行われ、

河　村　英　知　副　　知　　事
西　村　直　久　公安委員会委員

が就任の挨拶を行った。

次に、

63番　横　川　雅　也　議員
64番　内　沼　博　史　議員

の２名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から10月16日までの22日間とすることに決定された。

次に、議会運営委員の辞任及び選任が行われ、小川直志議員の辞任が許可され、後任として、武田和浩議員が選任された。

次に、八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任が行われ、橋本健人議員が選任された。

次に、飯塚俊彦議員の図書室委員の任命が行われた。

次に、諸報告に入り、

1　木下博信議員及び美田宗亮議員の議員辞職
2　特別委員の所属変更
3　八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任
4　６月定例会において可決した意見書の処理結果
5　地方自治法第180条第２項の規定に基づく専決処分
6　地方自治法第150条第６項の規定に基づく内部統制評価
7　一般会計、特別会計及び公営企業会計継続費精算
8　地方自治法第243条の３第２項の規定に基づく法人の経営状況
9　地方独立行政法人法第28条第５項及び第78条の２第６項の規定に基づく法人の業務実績に関する評価
10　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づく報告
11　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定に基づく報告
12　埼玉県債権の適正な管理に関する条例第８条の規定に基づく報告
13　埼玉県観光づくり推進条例第16条第５項の規定に基づく報告
14　埼玉県農林水産業振興条例第７条第４項の規定に基づく報告
15　現金出納検査結果（令和８年５月分～７月分）
16　地方自治法第121条第１項の規定に基づく説明者

の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案14件の報告、第116号議案「令和７年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第117号議案「令和７年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に係る関係書類提出の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時 ４分開会　　午前10時20分散会
出席議員84人　欠席議員なし
（令和８年９月25日現在在職議員84人）

■　第２日〔９月26日（土）〕

休日休会

■　第３日〔９月27日（日）〕

休日休会

■　第４日〔９月28日（月）〕

議案調査

■　第５日〔９月29日（火）〕

議案調査

■　第６日〔９月30日（水）〕

議案調査

■　第７日〔10月１日（木）〕

議　運　日　誌

午前９時29分開会

1　５か年計画に関する特別委員会について協議した結果、次のとおりとすることに決定。
⑴　新たに設置する特別委員会の名称は「５か年計画特別委員会」、付託事件は「新たな５か年計画の策定等に関する件」、定数は18人とする。
⑵　５か年計画特別委員会の委員配分は次のとおりとする。また、委員予定者名簿は10月５日（月）午後５時までに提出する。

会派 / 委員会	自民	民主フォーラム	公明	県民	共産党	改革	さくらの会	ネット	無所属	計	定数
５か年計画特別	11	3	2	1	1					18	18

2　埼玉県県庁舎再整備懇話会の推薦委員氏名について、田村琢実議員（自民）を推薦することを了承。
3　本日の議事日程を確認。
午前９時32分散会

〔本　会　議〕
午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、本定例会に提出された請願４件の報告が行われた。
次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、
66番　永　瀬　秀　樹　議員（自民）
43番　小　川　寿　士　議員（民主フォーラム）
74番　権　守　幸　男　議員（公明）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議　午前10時58分休憩
午前11時８分再開　午前11時26分休憩
午後０時59分再開　午後１時58分休憩
午後３時再開　午後４時６分散会
出席議員83人　欠席議員１人

■　第８日〔10月２日（金）〕

〔本　会　議〕
午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。
この日は、
21番　鈴　木　まさひろ　議員（自民）
30番　金　野　桃　子　議員（県民）
３番　山　田　裕　子　議員（ネット）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議　午前10時58分休憩
午前11時８分再開　午前11時18分休憩
午後１時１分再開　午後１時57分休憩
午後２時10分再開　午後２時41分休憩
午後３時１分再開　午後４時４分散会
出席議員84人　欠席議員なし

■　第９日〔10月３日（土）〕

休日休会

■　第10日〔10月４日（日）〕

休日休会

■　第11日〔10月５日（月）〕

〔本　会　議〕
午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。
この日は、
16番　小見山　祐　紀　議員（自民）
11番　泉津井　京　子　議員（民主フォーラム）
19番　渡　辺　聡一郎　議員（自民）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議　午前11時４分休憩
午後１時再開　午後２時休憩
午後３時再開　午後４時１分散会
出席議員83人　欠席議員１人

■　第12日〔10月６日（火）〕

〔本　会　議〕
午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。
この日は、
23番　須　賀　昭　夫　議員（自民）
25番　戸野部　直　乃　議員（公明）
24番　渋　谷　真実子　議員（自民）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議　午前10時59分休憩
午後１時再開　午後１時58分休憩
午後２時９分再開　午後２時23分休憩
午後３時再開　午後４時３分散会
出席議員83人　欠席議員１人

■　第13日〔10月７日（水）〕

議　運　日　誌（第１回）

午前９時29分開会
1　５か年計画特別委員会について
⑴　委員については、別紙のとおり選任することを了承。
（13ページ参照）
⑵　設置及び委員の選任について、一般質問１人目終了後に異議なし採決で諮ることを了承。
なお、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議休憩中に開会することを了承。
2　決算特別委員会を18人の委員をもって、本日設置し、これに第116号議案及び第117号議案を付託の上、同議案を閉会中の継続審査とすることを了承。
委員については、別紙のとおり選任することを了承。
（13ページ参照）
なお、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することを了承。
3　各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。
4　テレビ広報番組について、去る９月18日の議運で説明した放送予定日時が変更となった旨を説明。
5　次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午前９時33分休憩

〔本　会　議〕

午前９時59分、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（秘書課ほか188か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

41番　逢　澤　圭一郎　議員（自民）

が登壇した。

次に、新たな５か年計画の策定等に関する件を付託事件とする５か年計画特別委員会が18人の委員をもって設置され、委員が選任され、午前11時４分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、正副委員長互選のための５か年計画特別委員会が開かれた。

議　運　日　誌（第２回）

午後０時19分再開

1　５か年計画特別委員会において、委員長に中屋敷慎一委員が、副委員長に岡地優委員が、それぞれ互選されたことを報告。

2　議案（第104号議案～第115号議案）及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

3　今後の議事日程を確認。

午後０時20分散会

〔本　会　議〕

午後０時59分、本会議が再開され、まず、５か年計画特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

50番　渡　辺　　大　議員（自民）

83番　梅　澤　佳　一　議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第104号議案～第115号議案及び請願が各所管の委員会に付託された。

最後に、18人の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、これに第116号議案及び第117号議案を付託の上、同議案は閉会中の継続審査と決定され、委員の選任が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前９時59分開議　　午前11時４分休憩

午後０時59分再開　　午後１時56分休憩

午後２時６分再開　　午後２時23分休憩

午後３時１分再開　　午後４時４分散会

出席議員83人　欠席議員１人

なお、本会議散会後、正副委員長互選のための決算特別委員会が開かれた。

■　第14日〔10月８日（木）〕

議案調査

■　第15日〔10月９日（金）〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■　第16日〔10月10日（土）〕

休日休会

■　第17日〔10月11日（日）〕

休日休会

■　第18日〔10月12日（月）〕

休日休会（スポーツの日）

■　第19日〔10月13日（火）〕

〔委員会〕・議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会及び５か年計画特別委員会が開かれた。

■　第20日〔10月14日（水）〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子･高齢福祉社会対策、経済･雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■　第21日〔10月15日（木）〕

議案調査

■　第22日〔10月16日（金）〕

代 表 者 会 議

午前10時７分開会

1　埼玉県議会議員の定数及び選挙区等の検討について、埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会を12月定例会で引き続き開催することになった旨を議長から報告。

2　田村琢実議員から、去る10月14日（水）の特別委員会における発言についての謝罪及び発言の撤回があり、これに対して意見交換。

午前10時12分閉会

議　運　日　誌（第１回）

午前10時48分開会

1　田村琢実議員から、さきの特別委員会での発言について、発言の撤回及び謝罪がなされた。

2　決算特別委員会において、委員長に永瀬秀樹委員、副委員長に千葉達也委員が、自然再生・循環社会対策特別委員会において、委員長に細田善則委員が、危機管理・大規模災害対策特別委員会において、委員長に横川雅也委員がそれぞれ互選されたことを報告。

3　執行機関の附属機関等委員について、自然再生・循環社会対策特別委員長の充て職で推薦している埼玉県環境審議会について、事務局において処理を行うことを了承。

4　各常任委員会及び５か年計画特別委員会の審査結

果を確認。
5　討論を行いたい旨の申出があった請願２件について協議した結果、討論は行わないことを決定。
6　議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
7　調整後の意見書案の件名を確認。
8　自民から意見書１件を追加したい旨の発言があり、素案を配布して説明がなされ、協議の結果、追加することを了承。
9　議会図書室の運営等に関する調査のための議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。
10　第26回都道府県議会議員研究交流大会への議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。
11　第116号議案に係る関係書類の正誤表を確認。
　このことについて堀光副知事から説明がなされ、本日の本会議において、この旨の報告を行うことを了承。
12　次の本会議休憩までの議事日程を確認。
　午前11時休憩

〔本　会　議〕

午前11時26分、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

1　決算特別委員会正副委員長、自然再生・循環社会対策特別委員会委員長及び危機管理・大規模災害対策特別委員会委員長の互選結果

2　第116号議案に係る関係書類の正誤表の提出

の報告がなされた。

次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第104号議案～第115号議案が一括上程され、各常任委員長及び５か年計画特別委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

松本義明企画財政副委員長
鈴木まさひろ総務県民生活副委員長
戸野部直乃環境農林副委員長
金子裕太福祉保健医療副委員長
森　伊久磨産業労働企業副委員長
小早川一博県土都市整備副委員長
栄　寛美文教副委員長
深谷顕史警察危機管理防災副委員長
中屋敷慎一５か年計画特別委員長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（５か年計画特別委員長及び決算特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

関根信明自然再生・循環社会対策特別副委員長
杉田茂実地方創生・行財政改革特別副委員長
逢澤圭一郎公社事業対策特別副委員長
柿沼貴志少子・高齢福祉社会対策特別副委員長
橋詰昌児経済・雇用対策特別副委員長
松井　弘危機管理・大規模災害対策特別副委員長
萩原一寿人材育成・文化・スポーツ振興特別副委員長
宇田川幸夫八潮市道路陥没事故調査等特別委員長

が順次登壇し、午後１時３分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

〔本　会　議〕

午後４時31分、本会議が再開され、会議時間の延長が行われ、午後４時31分、一旦休憩した。

議　運　日　誌（第２回）

午後７時49分再開

1　28番伊藤はつみ議員（共産党）の地方創生・行財政改革特別委員長の報告に対する質疑について協議した結果、質疑を認めないことを決定。
2　議案に対する討論について次のとおり確認。
⑴　28番伊藤はつみ議員（共産党）が、第104号議案、第106号議案、第108号議案及び第109号議案に対し反対の立場から討論を行う。
⑵　その他の議案に対する討論はない。
3　議案及び請願の採決区分は次のとおりであることを確認。

区　分	備　考
１議案	
⑴第104号議案、第106号議案、第108号議案及び第109号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、さくらの会、ネット、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
⑵第105号議案、第107号議案及び第110号議案～第114号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成
⑶第115号議案	各会派、無所属とも継続審査に賛成
２請願	
⑴議請第２号	自民、公明、県民、さくらの会、無所属は不採択に賛成、民主フォーラム、共産党、改革、ネットは不採択に反対
⑵議請第１号	自民、民主フォーラム、公明、共産党、改革、ネット、無所属は不採択に賛成、県民、さくらの会は不採択に反対
⑶議請第３号	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は不採択に賛成、共産党、さくらの会、ネットは不採択に反対
⑷議請第４号	各会派、無所属とも採択に賛成

4　知事追加提出議案（表彰議案及び人事議案）について
⑴　正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
⑵　採決区分は次のとおりであることを確認。

区　分	備　考
第118号議案～第138号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

5　議員提出議案について
⑴　意見書案14件、事件２件の案文及び提案者を確認。

⑵　各議案とも提案説明はないことを確認。
⑶　各議案とも質疑はないことを確認。
⑷　各議案とも委員会審査は省略することを確認。
⑸　討論について次のとおり確認。
ア　29番城下のり子議員（共産党）が、議第51号議案及び議第52号議案に対し反対の立場から討論を行う。
イ　その他の議案に対する討論はない。
⑹　採決区分は次のとおりであることを確認。

区　　分	備　　考
⑴議第51号議案及び議第52号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、さくらの会、ネット、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
⑵議第53号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、共産党、改革、ネット、無所属（小谷野、髙木）は原案可決に賛成、さくらの会、無所属（諸井）は原案可決に反対
⑵議第40号議案～議第50号議案、議第54号議案及び議第55号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

6　井上航議員から提出された田村琢実議員に対する処分要求について
⑴　処分要求の内容を確認。
⑵　処分要求者である47番井上航議員が要求理由の説明を行うことを了承。
⑶　全ての議案の採決終了後に上程及び処分要求者の説明を行うことを了承。
7　白土幸仁議員ほか11名から提出された井上航議員に対する懲罰の動議について
⑴　動議の内容及び提出者を確認。
⑵　提出者を代表して、78番白土幸仁議員が提出理由の説明を行うことを了承。
⑶　処分要求者の説明後に上程及び提出者の説明を行うことを了承。
8　次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午後７時57分休憩

〔本　会　議〕

午後８時19分、本会議が再開され、まず、各委員長報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、
28番　伊　藤　はつみ　議員（共産党）
が討論を行った。
次に、採決が行われた結果、議案については、
原案可決　　11件
継続審査　　１件
請願については、
採　　択　　１件
不 採 択　　３件
と決定された。
次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。
次に、知事から追加提出された第118号議案～第138号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。
次に、議員から提出された議第40号議案～議第55号議案（意見書案14件、事件２件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、
29番　城　下　のり子　議員（共産党）
が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。
次に、井上航議員から提出された田村琢実議員に対する処分要求の報告、上程がなされ、47番井上航議員（県民）が処分要求の説明を行った。
次に、白土幸仁議員ほか11名から提出された井上航議員に対する懲罰の動議の報告、上程がなされ、78番白土幸仁議員（自民）が提出者の説明を行い、午後８時46分、一旦休憩した。

議　運　日　誌（第３回）

午後11時32分再開
1　処分要求の件に対する質疑はないことを確認。
2　懲罰の件に対する質疑について、次のとおり確認。
⑴　29番城下のり子議員（共産党）、45番中川浩議員（改革）、３番山田裕子議員（ネット）及び48番諸井真英議員（無所属）が質疑を行う。
⑵　ほかに質疑はない。
3　処分要求の件及び懲罰の件の委員会付託について、議会運営委員会に付託することを了承。
4　本定例会の会期を１日間延長し、翌17日は休日であるが、午前０時１分から本会議を開き、議事を続行することを了承。
5　今後の議事日程を確認。
午後11時34分散会

〔本　会　議〕

午後11時50分、本会議が再開され、まず、処分要求の件に対する質疑はなく、続いて、会期を１日間延長することが決定された。
次に、明17日は休日であるが、本会議を開くことが決定された。

●会議時間及び出席議員数

午前11時26分開議　　午後０時18分休憩
午後０時30分再開　　午後０時38分休憩
午後０時51分再開　　午後１時３分休憩
午後４時31分再開　　午後４時31分休憩
午後８時19分再開　　午後８時46分休憩
午後11時50分再開　　午後11時52分散会
出席議員83人　欠席議員１人

■　第23日〔10月17日（土）〕

〔本　会　議〕

午前０時15分、この日の本会議が開かれ、まず、懲罰の件に対する質疑に入り、

29番　城　下　のり子　議員（共産党）
45番　中　川　　浩　議員（改革）
３番　山　田　裕　子　議員（ネット）
48番　諸　井　真　英　議員（無所属）

が順次質疑を行った。

次に、処分要求の件及び懲罰の件は議会運営委員会に付託され、午前０時53分、一旦休憩した。

議　運　日　誌（第１回）

午前１時54分開会
1　田村琢実議員に対する処分要求の件を審査。
2　井上航議員に対する懲罰の動議の件を審査。
3　議会運営委員会の審査結果を確認。
4　次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午前２時32分休憩

〔本　会　議〕

午前３時56分、本会議が再開され、まず、議会運営委員長の審査結果報告（文書）が行われた後、処分要求の件及び懲罰の動議の件が上程され、議会運営委員長の審査経過報告（口頭）に入り、藤井健志議会運営委員長が登壇し、午前４時２分、一旦休憩した。

議　運　日　誌（第２回）

午前５時21分再開
1　議会運営委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
2　処分要求の件及び懲罰の動議の件に対する討論について、次のとおり確認。
⑴　93番田並尚明議員（民主フォーラム）が処分要求の件及び懲罰の動議の件に反対の立場から討論を行う。
⑵　29番城下のり子議員（共産党）が懲罰の動議の件に反対の立場から討論を行う。
⑶　３番山田裕子議員（ネット）が懲罰の動議の件に反対の立場から討論を行う。
⑷　４番髙木功介議員（無所属）が懲罰の動議の件に反対の立場から討論を行う。
⑸　そのほかに討論はない。
3　処分要求の件及び懲罰の動議の件の採決区分は次のとおりであることを確認。

区　　分	備　　考
井上航議員に対する懲罰の動議の件（「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す）	自民、無所属（小谷野）は懲罰を科すことに賛成、民主フォーラム、公明、県民、共産党、改革、さくらの会、ネット、無所属（諸井、髙木）は懲罰を科すことに反対
田村琢実議員に対する処分要求の件（「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す）	自民、公明、県民、共産党、さくらの会、ネット、無所属は懲罰を科すことに賛成、民主フォーラム、改革は懲罰を科すことに反対

4　今後の議事日程を確認。
5　12月定例会の会期予定案について、12月２日(水)～12月22日(火)の日程で執行部と調整中である旨を報告。
午前５時23分閉会

〔本　会　議〕

午前５時37分、本会議が再開され、まず、議会運営委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

93番　田並　尚明　議員（民主フォーラム）
29番　城下のり子　議員（共産党）
３番　山田　裕子　議員（ネット）
４番　髙木　功介　議員（無所属）

が順次討論を行った。

次に、田村琢実議員に対する処分要求の件及び井上航議員に対する懲罰の動議の件について採決が行われた結果、それぞれ「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことが可決され、議長が両議員に陳謝を命じた後、両議員が陳謝文を朗読した。

最後に、知事から挨拶があり、午前５時54分、令和８年９月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前０時15分開議　　午前０時53分休憩
午前３時56分再開　　午前４時休憩
午前４時２分再開　　午前４時２分休憩
午前５時37分再開　　午前５時54分閉会
出席議員83人　欠席議員1人
（令和８年10月17日現在在職議員84人）

■　会　期

９月25日(金)～10月17日(土) 23日間
会期延長　１日間

■　議決結果

議決件数　　51件（うち議員提出のもの16件）
原案可決　　27件
同　　意　　21件
継続審査　　３件
請願件数　　４件
採　　択　　１件
不 採 択　　３件



（８.10.17現在）

議 席 一 覧 表

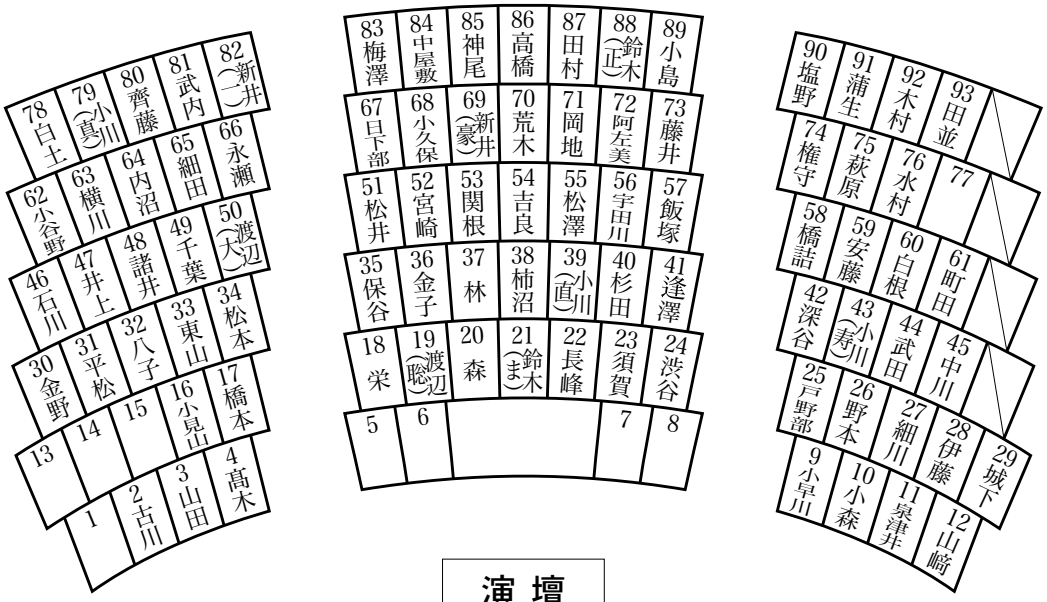

演 壇

会 派 構 成

自 由 民 主 党	50人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	11人	無所属保守さくらの会	1人
公 明 党	9人	埼玉県市民ネットワーク	1人
無所属県民会議	5人	無 所 属	3人
日 本 共 産 党	3人		

計 84人

正 副 議 長

議 長 荒 木 裕 介

副議長 吉 良 英 敏

（8.10.17現在）

委員会委員名簿

（◎印は委員長、○印は副委員長を示す。）

議会運営委員会委員

委員会名（定数）	正副委員長	委 員
議会運営（17）	◎藤 井 健 志（自 民） ○阿左美 健 司（自 民） ○橋 詰 昌 児（公 明）	小早川一博（公 明） 伊藤はつみ（共産党） 平松 大佑（県 民） 杉田 茂実（自 民） 武田 和浩（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 町田 皇介（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 横川 雅也（自 民） 細田 善則（自 民） 水村 篤弘（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 白土 幸仁（自 民） 小川真一郎（自 民） 齊藤 邦明（自 民） 中屋敷慎一（自 民） 小島 信昭（自 民）

図書室委員会委員

委員会名（定数）	正副委員長	委 員
図書室（14）	◎逢 澤 圭一郎（自 民） ○松 井 弘（自 民）	小早川一博（公 明） 山崎すなお（共産党） 細川 威（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 平松 大佑（県 民） 金子 裕太（自 民） 小川 寿士（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 飯塚 俊彦（自 民） 安藤 友貴（公 明） 内沼 博史（自 民） 岡地 優（自 民） 新井 一徳（自 民） 神尾 髙善（自 民）

常任委員会委員

委員会名（定数）	正副委員長	委員
企画財政（12）	◎逢澤　圭一郎（自　民） ○松本　義明（自　民）	橋本　健人（自　民） 井上　　航（県　民） 橋詰　昌児（公　明） 白根　大輔（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 細田　善則（自　民） 阿左美健司（自　民） 萩原　一寿（公　明） 白土　幸仁（自　民） 田村　琢実（自　民） 木村　勇夫（民主ﾌｫｰﾗﾑ）
総務県民生活（12）	◎柿沼　貴志（自　民） ○鈴木　まさひろ（自　民）	渡辺聡一郎（自　民） 城下のり子（共産党） 金野　桃子（県　民） 宮崎　吾一（自　民） 藤井　健志（自　民） 水村　篤弘（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 齊藤　邦明（自　民） 蒲生　徳明（公　明） 欠 欠
環境農林（11）	◎小川　直志（自　民） ○戸野部　直乃（公　明）	山田　裕子（ネット） 泉津井京子（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 長峰　秀和（自　民） 石川　忠義（県　民） 飯塚　俊彦（自　民） 小川真一郎（自　民） 小島　信昭（自　民） 欠 欠
福祉保健医療（12）	◎松井　　弘（自　民） ○金子　裕太（自　民）	伊藤はつみ（共産党） 林　　薫（自　民） 小川　寿士（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 横川　雅也（自　民） 日下部伸三（自　民） 小久保憲一（自　民） 梅澤　佳一（自　民） 塩野　正行（公　明） 田並　尚明（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 欠

委員会名（定数）	正副委員長	委員
産業労働企業（12）	◎関根　信明（自　民） ○森　伊久磨（自　民）	髙木　功介（無所属） 須賀　昭夫（自　民） 野本　怜子（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 永瀬　秀樹（自　民） 新井　　豪（自　民） 荒木　裕介（自　民） 権守　幸男（公　明） 鈴木　正人（自　民） 欠 欠
県土都市整備（12）	◎杉田　茂実（自　民） ○小早川　一博（公　明）	古川　圭吾（さくらの会） 小見山祐紀（自　民） 細川　　威（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 平松　大佑（県　民） 保谷　　武（自　民） 小谷野五雄（無所属） 内沼　博史（自　民） 岡地　　優（自　民） 高橋　政雄（自　民） 欠
文教（11）	◎渡辺　　大（自　民） ○栄　　寛美（自　民）	山﨑すなお（共産党） 渋谷真実子（自　民） 八子　朋弘（県　民） 諸井　真英（無所属） 松澤　　正（自　民） 安藤　友貴（公　明） 町田　皇介（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 新井　一徳（自　民） 中屋敷慎一（自　民）
警察危機管理防災（11）	◎千葉　達也（自　民） ○深谷　顕史（公　明）	小森　克己（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 東山　　徹（自　民） 武田　和浩（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 中川　　浩（改　革） 吉良　英敏（自　民） 宇田川幸夫（自　民） 武内　政文（自　民） 神尾　高善（自　民） 欠

特別委員会委員

委員会名（定数）	正副委員長	委員
自然再生・循環社会対策（13）	◎細田善則（自民） ○関根信明（自民）	小早川一博（公明） 八子朋弘（県民） 東山徹（自民） 松本義明（自民） 小川寿士（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 諸井真英（無所属） 新井豪（自民） 神尾高善（自民） 木村勇夫（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 欠 欠
地方創生・行財政改革（13）	◎藤井健志（自民） ○杉田茂実（自民）	橋本健人（自民） 渋谷真実子（自民） 城下のり子（共産党） 保谷武（自民） 井上航（県民） 小久保憲一（自民） 田村琢実（自民） 塩野正行（公明） 田並尚明（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 欠 欠
公社事業対策（13）	◎内沼博史（自民） ○逢澤圭一郎（自民）	髙木功介（無所属） 山﨑すなお（共産党） 渡辺聡一郎（自民） 金野桃子（県民） 林薫（自民） 宮崎吾一（自民） 白根大輔（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 町田皇介（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 権守幸男（公明） 武内政文（自民） 小島信昭（自民）
少子・高齢福祉社会対策（13）	◎永瀬秀樹（自民） ○柿沼貴志（自民）	小森克己（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 長峰秀和（自民） 須賀昭夫（自民） 深谷顕史（公明） 中川浩（改革） 石川忠義（県民） 日下部伸三（自民） 水村篤弘（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 齊藤邦明（自民） 高橋政雄（自民） 欠

委員会名（定数）	正副委員長	委員
経済・雇用対策（13）	◎飯塚俊彦（自民） ○橋詰昌児（公明）	山田裕子（ネット） 小見山祐紀（自民） 森伊久磨（自民） 細川威（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 平松大佑（県民） 千葉達也（自民） 宇田川幸夫（自民） 白土幸仁（自民） 中屋敷慎一（自民） 蒲生徳明（公明） 欠
危機管理・大規模災害対策（13）	◎横川雅也（自民） ○松井弘（自民）	泉津井京子（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 鈴木まさひろ（自民） 戸野部直乃（公明） 伊藤はつみ（共産党） 金子裕太（自民） 小川直志（自民） 小谷野五雄（無所属） 新井一徳（自民） 梅澤佳一（自民） 欠 欠
人材育成・文化・スポーツ振興（13）	◎松澤正（自民） ○萩原一寿（公明）	古川圭吾（さくらの会） 栄寛美（自民） 野本怜子（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 武田和浩（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 渡辺大（自民） 安藤友貴（公明） 岡地優（自民） 阿左美健司（自民） 小川真一郎（自民） 鈴木正人（自民） 欠
八潮市道路陥没事故調査等（14）	◎宇田川幸夫（自民） ○逢澤圭一郎（自民）	橋本健人（自民） 渡辺聡一郎（自民） 細川威（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 伊藤はつみ（共産党） 金野桃子（県民） 柿沼貴志（自民） 松澤正（自民） 橋詰昌児（公明） 町田皇介（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 細田善則（自民） 小島信昭（自民） 蒲生徳明（公明）

委員会名（定数）	正副委員長	委　　員
５か年計画（18）	◎中屋敷　慎　一（自　民） ○岡　地　　優（自　民）	小早川一博（公　明） 森　伊久磨（自　民） 長峰　秀和（自　民） 細川　　威（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 伊藤はつみ（共産党） 松本　義明（自　民） 柿沼　貴志（自　民） 井上　　航（県　民） 渡辺　　大（自　民） 松澤　　正（自　民） 白根　大輔（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 横川　雅也（自　民） 細田　善則（自　民） 阿左美健司（自　民） 権守　幸男（公　明） 田並　尚明（民主ﾌｫｰﾗﾑ）
決　　算（18）	◎永　瀬　秀　樹（自　民） ○千　葉　達　也（自　民）	小森　克己（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 泉津井京子（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 小見山祐紀（自　民） 橋本　健人（自　民） 須賀　昭夫（自　民） 伊藤はつみ（共産党） 金野　桃子（県　民） 保谷　　武（自　民） 杉田　茂実（自　民） 武田　和浩（民主ﾌｫｰﾗﾑ） 宇田川幸夫（自　民） 橋詰　昌児（公　明） 新井　　豪（自　民） 白土　幸仁（自　民） 鈴木　正人（自　民） 塩野　正行（公　明）

知　事
提案説明



知　事　**大　野　元　裕**

本日ここに９月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の 諸課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

はじめに、「令和８年熊本地震」、「令和８年８月千葉豪雨」や「台風第 25 号」などの相次ぐ自然災害により、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本県では、「令和８年熊本地震」に対しまして、避難所運営や罹災証明書発行、住家被害認定調査の支援を行うため、県職員及び市町村職員を派遣したほか、被災地での医療支援を行う医師及び看護師、被災された方々の健康相談や心のケアを行う精神保健福祉士並びに学校における教育活動の早期再開に向けた支援を行う教職員を派遣するなど、全力を挙げて支援に取り組んでまいりました。

被災地では復旧、復興が進められているものの、今なお避難所での生活を余儀なくされている方々が多くいらっしゃいます。こうした被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻すことができるよう、今後とも本県として可能な限りの支援を行ってまいります。

本県においても、災害はいつ起こるとも限りません。引き続き、県の災害対応力の強化にもしっかり取り組んでまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第 104 号議案「令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第３号）」でございます。

まず、高校教育改革に資する拠点整備についてです。

国の「高校教育改革に関する基本方針」に基づき、県立熊谷工業高等学校を高校教育改革の先導拠点とするために必要な施設・機器等を整備するとともに、新しい教育モデルの開発を行うものです。

また、これらの取組に係る財源として措置される国庫

支出金を、埼玉県高等学校等教育改革推進基金に積み立てます。

次に、公共事業の追加や適正工期の確保についてです。
国庫補助事業の内定増が生じたことにより、道路や河川などの公共事業を追加するとともに、適正工期を確保するための繰越明許費の設定を行うものです。

この結果、一般会計の補正予算額は113億9,168万2千円となり、既定予算との累計額は、2兆4,564億6,583万3千円となります。

次に、第105号議案「令和8年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。
修繕単価の高騰に対応するため、営繕費を増額するとともに、物価変動によるスライド条項の適用等に伴い、公営住宅建設事業に係る継続費の総額を増額するものです。

この結果、県営住宅事業特別会計の補正予算額は4億650万3千円となり、既定予算との累計額は、164億3,060万5千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第110号議案「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」は、川口市内の治安状況に的確に対応するため、新たに川口北警察署を設置することに伴い、新設警察署の名称、位置及び管轄区域を規定するとともに、同市を管轄する川口警察署及び武南警察署の管轄区域を変更するものでございます。

第111号議案は、九十九川排水機場におけるポンプ設備製作・設置工の工事請負契約の締結に係るものでございます。

第115号議案は、現行の5か年計画の計画期間が令和8年度で終了することに伴い、令和9年度からの県政運営の基礎となる総合計画として、新たな「埼玉県5か年計画」の策定などを行うものでございます。
この計画では、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる『日本一暮らしやすい埼玉』」を基本理念とし、時代の潮流や本県の強みを踏まえた上で、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」、「持続的に成長・発展する社会」の三つの将来像を掲げ、9の政策、51の分野別施策に体系化しております。
また、将来像の実現に向け、全施策を貫く横断的な視点として「デジタルの活用」、「環境との調和」、「多様性の尊重と平等の実現」の三つの基本姿勢を掲げております。
「人口減少・超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害など危機への対応」という、本県が直面する二つの歴史的課題に敢然と立ち向かうとともに、デジタルの急速な進展に的確に対応し、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

９月定例会における地方自治法第 121 条第１項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山﨑達也
副知事	河村英知
企画財政部長	都丸久
総務部長	三橋亨
県民生活部長	横内ゆり
危機管理防災部長	武澤安彦
環境部長	竹内康樹
福祉部長	岸田正寿
保健医療部長	縄田敬子
産業労働部長	萩原啓
農林部長	竹詰一
県土整備部長	小島茂
都市整備部長	中村克
会計管理者	堀口幸生
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
教育長	石川薫
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	大澤一司
同事務局長	片桐徹也
公安委員会委員長	武田ちあき
警察本部長	小澤孝文
同総務部長	石井堅次
労働委員会会長	甲原裕子
同事務局長	久保佳代子
監査委員	小笠原薫子
監査委員	梶田美佐子
同事務局長	檜山志のぶ
収用委員会会長	山﨑祐史
内水面漁場管理委員会会長	佐野元彦

質疑質問

９月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党９人、民主フォーラム２人、公明党２人、無所属県民会議１人、ネット１人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

一般質問

10月１日

自民	永瀬秀樹 議員
民主フォーラム	小川寿士 議員
公明	権守幸男 議員

10月２日

自民	鈴木まさひろ 議員
県民	金野桃子 議員
ネット	山田裕子 議員

10月５日

自民	小見山祐紀 議員
民主フォーラム	泉津井京子 議員
自民	渡辺聡一郎 議員

10月６日

自民	須賀昭夫 議員
公明	戸野部直乃 議員
自民	渋谷真実子 議員

10月７日

自民	逢澤圭一郎 議員
自民	渡辺大 議員
自民	梅澤佳一 議員

自由民主党

永　瀬　秀　樹議員



1　「あと数マイル・プロジェクト」の今後と日暮里・舎人ライナーの延伸について
⑴「あと数マイル・プロジェクト」の今後について
⑵　日暮里・舎人ライナーの延伸について
2　保育士の処遇改善について
3　第10期埼玉県高齢者支援計画と介護人材の確保・定着について
4　木造住宅密集市街地の震災対策と感震ブレーカーの導入支援について
⑴　住宅密集地の改善計画と出火防止対策について
⑵　感震ブレーカーの普及と導入支援について
5　災害時の避難環境向上に向けた大型資機材の機動支援について
6　地域の課題
⑴　川口市の警察力の向上について
⑵　河川の治水対策について
⑶　都市計画道路南浦和越谷線の整備について

埼玉民主フォーラム

小　川　寿　士議員



1　災害対策について
2　高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえた対応について
⑴　神奈川リハビリテーション病院における小児への支援について
⑵　県内での小児への医学的リハビリ等の医療体制整備について
⑶　同法第12条「教育的支援」について
ア　高次脳機能障害のある生徒の通学について
イ　県立高校生徒の通学支援について
ウ　知事部局の対応について
3　がん患者支援について
⑴　妊孕性の保存期間の更新費用助成について
⑵　アピアランスケアの体制整備について
4　ストーカー・家族からの暴力・ＤＶ被害の防止について
⑴　ストーカー対策について
⑵　家族からの暴力・ＤＶ被害の相談について
5　埼玉県福祉タクシー運営協議会に係る福祉タクシー利用券枚数上限緩和について
6　孤独・孤立対策について
⑴　住宅確保要配慮者の住宅確保について
⑵　民間賃貸住宅のセーフティネット化について
⑶　住宅ソーシャルワーカー事業について
⑷　県の今後の取組方針について

公明党

権　守　幸　男議員



1　避難後の命を守る災害関連死防止対策について
2　豪雨災害に備えたソフト・ハード両面の対策強化について
3　八潮市道路陥没事故を踏まえた下水道の強靱化について
4　県立特別支援学校における安全対策の強化について
5　不登校児童生徒の多様な学びの保障と適切な評価について
6　ＳＮＳ教育相談の対象拡大と通年化について
7　障害福祉サービス事業所における不正請求の防止と指導・監査体制の強化について
8　県有施設における落雷リスク低減に向けた次世代型雷対策について
9　社会情勢の変化に対応した県営住宅の入居要件の見直しについて
10　地元問題
⑴　春日部駅付近連続立体交差事業を活用したにぎわい創出について
⑵　県道西金野井春日部線・新川工区の整備について
⑶　県営かすかべ夢の森公園の更なる魅力向上について

自由民主党

鈴　木　まさひろ議員



1　こどもの心を守る医療・支援体制の抜本的強化について
⑴　待機期間の短縮と受診機会の確保について
⑵　緊急性に応じた受診調整について
⑶　県立病院の診療機能の強化について

⑷　拠点病院を核とした地域の支援体制について
⑸　身近な医師等の対応力を支える仕組みについて
2　ＡＩ時代を見据えたグローバル教育の深化について
⑴　ＡＩ時代に育むべきグローバル能力について
⑵　世界に触れる機会の裾野拡大について
⑶　世界で得た学びを将来の埼玉につなぐ仕組みについて
3　保育士の確保と働き続けられる環境づくりについて
⑴　地域の将来を見据えた人材確保について
⑵　人材紹介への依存を減らす仕組みについて
⑶　取組の成果を測る仕組みについて
4　激甚化する豪雨災害への対策強化について
⑴　浸水の可視化等における県の総合的な取組について
⑵　内外水を一体で捉えた水害リスク情報の展開について
⑶　個別避難計画の作成促進について
5　企業誘致の実効性を高める基盤づくりについて
⑴　産業用地の創出を支える県の役割について
⑵　成長産業を支える電力基盤について
⑶　立地後の地域経済への波及について
6　匿名・流動型犯罪グループへの対策強化について
⑴　実行役を生まず、離脱を支える仕組みについて
⑵　犯罪収益を断ち、被害金を取り戻す取組について
⑶　特殊詐欺対策アプリの普及について

無所属県民会議

金　野　桃　子議員



1　防災・減災対策について
⑴　冠水対策及び冠水箇所の事前通行規制を
⑵　1.5次・２次避難等、広域的な避難対策の強化を
2　税収の東京一極集中について
3　女性の健康について
⑴「女性の健康プロジェクト」を
⑵　高校生のためのユースヘルスケア・ユースクリニックの実施を
4　県立高校の共学化について
⑴　苦情申出に係る事実確認について
⑵　県内市町村議会で議決された意見書等への認識は
5　県立学校の給食について
6　工業高校の充実について
7　専修学校等への支援など、職業教育の充実について
8　コミュニティソーシャルワーカーについて
9　保育士、福祉人材確保について
⑴　地域限定保育士試験の実施を
⑵　福祉人材の公的マッチングの強化を
10　「ほじょ犬」の理解促進について
11　里親制度の充実について
12　ＡＩ時代の障がい者就労について
13　県営住宅での入居者死亡時の残置物について
14　県内ごみ処理場における火災について
15　交通違反検挙件数の多い箇所の把握・公表・対策について
16　高速道路ネットワークの強化と渋滞対策について
17　笹目川の治水対策について
18　地元問題について
⑴　荒川水循環センター及び周辺環境の改善を
⑵　県民に愛される県営戸田公園の再整備を

埼玉県市民ネットワーク

山　田　裕　子議員



1　差別と排外主義を許さない埼玉県へ
⑴　深刻化するヘイトスピーチへの対応について
ア　県内に広がるヘイトスピーチをどう認識しているのか
イ　「選挙ヘイト」をどう止めるのか
ウ　啓発や相談だけでヘイトスピーチを止められるのか
⑵　朝鮮学校への16年続く補助金不支給を、こどもの権利から問い直す
ア　補助金不支給の根拠は何なのか
イ　こどもの権利から不支給を問い直す
⑶「外国人だから貸さない」をなくすために
⑷　差別をなくすためのルールを埼玉にも
2　悪質な無料低額宿泊所から生活困窮者を守るために
⑴　悪質な無料低額宿泊所を生活困窮者の行き先にしないために
⑵　改善指導を「出しただけ」で終わらせないために
⑶　住まいを失った女性を「無低しかない」にしないために
3　除染土の再利用～県民への説明なき実施を許さない～
⑴　なぜ住民への事前説明と対話を実施の前提としなかったのか
⑵　撤去や原状回復を国に求めることについて
⑶　県内での再利用を繰り返さないために
4　埼玉県伊豆潮風館のあり方について
5　地域課題の解決と生きがいを生む協同労働の推進を
⑴　協同労働の価値を、地域の現場に届けるために
⑵　労働者協同組合活用促進モデル事業への応募について
6　地元問題について

⑴　都市計画道路浦和野田線（元荒川工区）について
⑵　都市計画道路越谷市役所通り線について



自由民主党

小見山　祐　紀議員

1　県内産業の振興について
⑴　事業承継者への支援について
⑵　熱中症対策への支援について
⑶　設備導入支援施策の運用について
⑷　人材採用への支援について
⑸　商店街による外部人材活用への支援について
⑹　ＳＫＩＰシティの今後について
ア　ブランド価値をどう高めるかについて
イ　理系スタートアップ向けの「貸研究室」について
ウ　ＮＨＫ移転後の交通網整備について
2　福祉現場の安全確保について
⑴　ケアマネジャーの複数訪問への支援について
⑵　福祉と警察の連携強化について
3　教育行政改革について
⑴　民間経験を評価する教員の給与制度について
⑵　日本語初期指導拠点校への支援について
⑶　教員養成段階からの日本語指導力の強化について
⑷　学校を地域に開くためのガイドラインについて
4　外国人を巡る諸課題解決に向けて
5　エンターテイメントを活用した観光施策について
6　地元問題について
⑴　県道川口蕨線・済生会川口総合病院南側の無電柱化について
⑵　県道根岸本町線・青木地区の無電柱化について



埼玉民主フォーラム

泉津井　京　子議員

1　人口減少社会における「眠れる労働力」の活用について
⑴　未活用労働に対する認識について
⑵　希望する働き方を実現できる環境づくりについて
⑶　未活用労働の実態把握について
2　放課後等デイサービスの送迎加算における柔軟な運用と国への働き掛けについて
⑴　送迎加算の運用について
⑵　現場ニーズに対する認識について
⑶　国への働き掛けについて
3　おおぞら号廃止後の障害者の移動支援について
⑴　申込状況を踏まえた事業運営について
⑵　潜在需要を踏まえた予算確保について
⑶　障害者団体への相談支援について
⑷　制度の検証と改善について
4　系統用蓄電池の整備における周辺住民の安心・安全な生活環境の保全について
⑴　住民の不安や苦情への対応について
⑵　住民への情報提供と安全確保について
⑶　国への働き掛けについて
5　「選ばれる県立高校」をつくる仕組みについて
⑴　県立高校の特色化の推進について
⑵　生徒の主体性を生かした特色ある取組への支援について
⑶　高校の魅力ある学びを支援する外部人材の活用について
6　さいたま緑の森博物館におけるボランティアとの連携について
⑴　ボランティアとの連携の在り方について
⑵　活動の継承と連携について
7　医療的ケア者等が成人後も安心して健診を受けられる体制の整備について
⑴　受診実態と受診ニーズの把握について
⑵　受診支援の仕組みづくりについて
8　県道富岡入間線の歩道整備について
⑴　歩道整備の見通しについて
⑵　用地確保の機会を逃さない取組について



自由民主党

渡　辺　聡一郎議員

1　埼玉県が目指すべき子育て支援について
⑴　こどもまんなか県政の具体化を
⑵　パパ・ママ応援ショップを子育て支援の入口に
⑶　産後ケアのアクセス・質の向上について
2　埼玉県学力・学習状況調査の進化を
⑴　「測る調査」から「伸ばす仕組み」へ
⑵　県学調を活用したＥＢＰＭによる学力向上について
3　誰一人取り残さない教育を
⑴　不登校離職を防ぐ取組を
⑵　不登校児童生徒の学びへの経済的支援について
4　次代の成長産業を埼玉から
⑴　物流×フィジカルＡＩの推進を

⑵　マッチングから開発プロジェクトへ
5　県による主体的な交通政策を
⑴　自動運転の社会実装を加速させるべき
⑵　既存輸送資源のフル活用について
6　持続可能な小児救急体制を
⑴　将来にわたる小児二次救急の体制構築を
⑵　小児初期救急支援の拡充について
7　アーバンカルチャーと公共空間の活用について
8　地元問題
⑴　県道春日部菖蒲線白岡久喜バイパスの早期完成を
⑵　主要地方道さいたま幸手線における歩道・側道橋の整備について

自由民主党

須　賀　昭　夫議員



1　災害時、「避難所に行かない県民」をどう守るか
～防災政策を「避難所中心」から「生活継続中心」へ～
⑴　避難所を「何人入るか」から「災害関連死を出さない環境」へ
⑵　「避難所に来ない被災者」を防災政策の中心に
⑶　「建物は無事だが生活できない」マンションに備える
2　人手不足時代の中小企業をどう支えるか
⑴　一社では雇えない専門人材を、複数企業で共有する仕組みについて
⑵　「人を探す」だけではなく、「仕事と働き方を組み直す」人手不足対策について
3　教員不足対策を「人を集める」から「教育の質を取り戻す」へ
⑴　教員確保策の効果を「応募・任用につながる力」で検証する
⑵　働き方改革の成果を「教員が児童生徒に使える時間」で測る
⑶　働き方改革を「削る改革」で終わらせず、教育を豊かにする改革へ
4　行政のＡＩ活用を「実証」から「実装」へ～人手不足時代の県庁をどう変えるか～
⑴　ＲＡＧ活用の現在地と効果検証について
⑵　効果のあるＡＩを「実証」で終わらせず、全庁へ
5　地域公共交通基本方針を「実行」につなげるか
⑴　市町村ごとの取組を県全体の成果へつなげることについて
⑵　「生活圏」で地域公共交通を検討する仕組みを
6　「行政につながれない人」をどう救うか～申請主義から「気付く福祉」へ～
7　観光客が増えれば、本当に地域は豊かになるのか
～川越から考える持続可能な観光～
⑴　「観光消費額」から「観光地域還元率」へ
⑵　外部事業者にも地域の一員になってもらう「地域協力協定」を
⑶　川越を「持続可能な観光」の全国モデルへ

公明党

戸野部　直　乃議員



1　地域企業の稼ぐ力を賃上げにつなげるために
2　妊娠・出産を望む方に寄り添う切れ目のない支援について
⑴　不妊・不育症の検査・治療における経済的支援
⑵　不妊・不育症に悩む方への相談支援
⑶　若い世代へのプレコンセプションケア
3　地域公共交通の充実に向けて
4　部活動地域展開に伴う課題について
⑴　適切な指導に関する相談体制
⑵　スポーツ活動に参加する機会の保障
5　外国籍等の幼児の就学前から小学校入学後までを見通した支援
6　ドナーミルクの利用拡大について
⑴　安定したドナーミルクを届けられる体制の構築
⑵　母乳育児支援
7　高齢者とペットがともに安心して暮らせる地域づくりについて
8　県民活動総合センター利用者意見聴取会を受けて
9　スポーツ科学拠点施設を活用した浸水対策

自由民主党

渋　谷　真実子 議員



1　日本の文化である農業を守るために
⑴　小規模農家に届く県独自の支援について
⑵　農産物の適正な価格形成の周知徹底について
⑶　「農家経営」をもっと身近に
⑷　農地中間管理機構の更なる取組について
⑸　ＧＩＳを活用したこれからの埼玉農業について
⑹　親元就農を含め農業を有力な職業選択にするために
2　ガソリン補助金について

3　空による観光振興について
⑴　県内の空の観光資源をつなぐ「スカイツーリズム」について
⑵　スカイダイビングを地域と共存する観光資源に
⑶　空の体験を新たな観光周遊につなげるために
4　伝統文化・芸能を継承する更なる取組について
⑴　埼玉県文化アプリ「ぶんたま」について
⑵　文化振興基金を充実させるために
5　障がい者アートの推進について
⑴　障害者芸術文化活動支援センターの支援について
⑵　県の施設における創作支援について
⑶　アートオンライン美術館の在り方について
6　埼玉県民の「こころ」に余裕を保つ施策について
⑴　メンタルヘルスの推進について
⑵　こころの余裕を保つ習慣づくりについて
7　地元問題
⑴　川越公園の老朽化対策と魅力向上について
⑵　新河岸川の護岸修繕について

自由民主党

逢　澤　圭一郎 議員



1　県庁舎建替えについて
2　ＡＸ・ＤＸ時代の職員の人材育成と県民対応力について
3　救急搬送適正化に向けた取組について
⑴　二次救急医療機関における病院救急車の配置促進について
⑵　転院搬送の実態把握について
⑶　民間救急車の利用補助について
⑷　消防救急車、病院救急車、民間救急車の連携について
4　県立高等学校の学食について
5　公立小中学校の老朽化対策について
6　公文書の正確性の担保について
⑴　埼玉県教育委員会が開示した公文書の正確性について
⑵　再発の防止について
7　こども誰でも通園制度について
8　賃上げ率の世代間格差について
9　電子投票の導入について
10　地元問題について
⑴　大場川上流排水機場のポンプ増強について
⑵　栄調節池の対応について

自由民主党

渡　辺　　大 議員



1　介護、保育、看護等の公定価格下の制約のもと、人材確保が極めて厳しい業界に向けた「埼玉県公的人材紹介サービス」の創設
2　指定難病医療費助成制度の継続申請手続の簡素化
⑴　継続申請の抜本的簡素化
⑵　マイナンバーによる情報連携の原則例外の逆転
⑶　オンラインによる継続申請
⑷　臨床調査個人票のオンライン登録に対する障壁とそれを除くための方法
⑸　複数年更新
3　医療的ケア児等への経済的支援の充実
⑴　特別児童扶養手当等の所得制限の見直し
⑵　障害児通所支援費等の利用者負担額の細分化・軽減
⑶　医療的ケアに必要な医療用消耗品等への支援
4　地域福祉の要である民生委員・児童委員の活動支援
⑴　物価高騰を踏まえた個人活動費補助の増額検討
⑵　負担軽減に向けたＩＣＴ化実証事業の検証と次年度以降の継続
5　生活保護ケースワーカーの育成、支援策
⑴　研修を「受講」から「実践能力の習得」へ
⑵　査察指導員によるスーパービジョン
⑶　困難ケースの組織的対応
⑷　配置数と質の連動
⑸　監査結果の人材育成への活用
⑹「ケースワーカー育成モデル」の構築
⑺　県としていかに「ケースワークの質」を保証するか
6　民間企業等経験者の教員採用を抜本的に増やす取組
7　外国にルーツを持つ子どもの学習権保障
⑴　日本語初期指導教室の整備
⑵　初期指導後の日本語学習支援
⑶　地域の支援基盤強化
8　地元問題
⑴　ふじみ野市内の県道整備
⑵　新河岸川の治水安全度向上
⑶　三芳町内の県管理道整備

自由民主党

梅　澤　佳　一議員



1　「埼玉ゆかりの三偉人」から「埼玉五大偉人」へ
2　ペロブスカイト太陽電池の導入推進について
3　病床数の適正化支援について
4　米価の安定について
5　利根川水系の治水対策について
6　高校における平和学習について
　⑴　県立高校における平和学習と主権者教育の充実について
　⑵　校外学習における安全管理体制と政治的中立性の確保について
7　地元問題
　⑴　県道川越栗橋線小林交差点の整備について
　⑵　久喜市内の治水対策について

委員長報告

［目　　次］

頁

議会運営委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

常任委員会
企　画　財　政 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
総務県民生活 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
環　境　農　林 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
福祉保健医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
産業労働企業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
県土都市整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
文　　教 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
警察危機管理防災 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

特別委員会
５か年計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
自然再生・循環社会対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
地方創生・行財政改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
公社事業対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
少子・高齢福祉社会対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
経済・雇用対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
危機管理・大規模災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
人材育成・文化・スポーツ振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
八潮市道路陥没事故調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

議会運営委員長報告



委員長　藤井健志

議会運営委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、「田村琢実議員に対する処分要求の件」及び「井上航議員に対する懲罰の件」の２件であります。

審査に当たりましては、処分要求者及び懲罰動議の提案者から説明を受け、審査を行ったところであります。

以下論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「田村琢実議員に対する処分要求の件」について、「田村議員から直接お詫びをしたいとの申入れを行ったところ、受け入れていただけなかったと聞いている。今回の陳謝の処分を求める方針と、謝罪を受け入れないことは、相反するように感じるがどうか」との質疑に対し、「謝罪の申入れがあった時点で、処分要求を求めるという行動に入っていた。その段階で対象となる方に直接会うべきではないと判断した」との答弁がありました。

次に、「井上航議員に対する処分要求の件」について、「誤って大きい音を出したのではないか。なぜ、威嚇と断定したのか」との質疑に対し、「現に恐怖を感じた職員のほか、威圧を感じた委員もおり、そのことは問題であると考えている」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、「田村琢実議員に対する処分要求の件」について懲罰を科すべきとすることに反対の立場から討論がありました。次に、「井上航議員に対する懲罰の件」について懲罰を科すべきとすることに反対の立場から「懲罰の根拠となる客観的証拠や基準が全く示されていない。大きな音という表現の具体的な基準も不明瞭であり、録音記録を確認せず、また自民党によるヒアリングのみを根拠にすることは客観性を欠いているため反対である」等の発言がありました。

以上のような審査を踏まえ田村議員及び井上議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことについて採決いたしましたところ、賛成多数をもって、該当議員については懲罰を科し、懲罰の種類は公開の議場での陳謝とすべきことと決定した次第であります。

続いて、陳謝文案について協議し採決したところ、多数をもって、お手元に配布したとおりの内容で決定したところでございます。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

企画財政委員長報告



副委員長　松本義明

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第104号議案の１件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「補正予算の財源として、今回のように繰越金を充当すると、今後活用できる財源が減少する。一方で、近年、自然災害がいつ発生してもおかしくない状況になっているため、機動的に対応できるよう、財源も含めた備えが必要であると考える。今後、補正予算に活用できる財源をどれくらい確保しているのか」との質疑に対し、「今回の補正予算案において、繰越金を３億5,311万９千円計上した後に活用できる財源としては、まず、令和７年度決算の剰余金である約418億円がある。また、財政調整のための３基金については、交付税の精算措置などを除いた実質的な残高が約401億円であり、これらを合計した約820億円が、理論上、今後の補正予算で活用可能な財源である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「金利上昇局面での県債による資金調達について」質問が行われました。

その中で、「今後も、引き続き金利が上がる、又は高止まりすると考えられるが、金利上昇局面において、県は安定的な資金調達ができているのか」との質問に対し、「金利上昇局面においても、投資家の需要を見極め、機動的に県債を発行することで、現時点では、必要な額の資金調達はできている。具体的には、事前に発行の時期や金額などを定めないフレックス枠を1,200億円分設定し、投資家の需要が多く見込まれた時期に、より多くの県債を発行できるよう工夫している。また、金利上昇局面においては、年限の比較的短い債券を好む投資家が多いことから、10年債よりも５年債の発行割合を増やしているほか、今年度は県として初めて３年債を発行している。さらに、投資家の意向を的確に把握するため投資家へ頻繁に訪問し、県債のＰＲを行うとともに、投資家の声を直接聞くようにしている」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活委員長報告



副委員長　鈴　木　まさひろ

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第111号議案の１件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「入札参加者７者のうち、３者が失格、２者が無効となった背景はどのようなものか。また、失格や無効が多いが、入札参加者への事前周知は十分に行われ、適正な競争が確保されたと考えているのか」との質疑に対し、「失格及び無効が発生した背景は、入札金額見積内訳書において、項目別の経費の計上が、契約の履行上、最低限求められる数値的判断基準を下回ったことや、提出書類の不備等によるものである。また、入札公告等により参加事業者へ周知を行っており、適切に入札が執行されたものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「私学助成の現状と今後の支援の在り方について」質問が行われました。

その中で、「本県の私立学校への運営費補助は、依然として全国的に低い水準にあるが、令和９年度予算において更なる引上げを検討する考えはあるのか。また、私立学校と公立学校の教職員の給与格差について実態調査を行い、私立学校における教員確保や処遇改善を支援していくべきではないか」との質問に対し、「今後も、私学助成については、運営費補助と父母負担軽減事業補助の２本柱を維持した上で、教員確保や物価高騰等の社会情勢を踏まえながら、必要な補助について検討していきたい。また、給与の実態把握は重要と考えるため、調査方法も含め検討を進め、その結果を踏まえて必要な助成についても検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「公益財団法人いきいき埼玉・公益財団法人埼玉県国際交流協会の統合について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林委員長報告



副委員長　戸野部　直　乃

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「クビアカツヤカミキリ対策の進捗について」、「害獣捕獲従事者の確保策について」、「パートナーシップ構築宣言による農産物の価格転嫁について」及び「記録的な長雨による農作物の被害状況について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「クマの捕獲には高度な技術が必要であり、ハンターの育成には時間と費用がかかる。免許を有しながらも活動に参加していないペーパーハンターへの支援を含め、担い手の育成を早急に進めていくべきではないか」との質問に対し、「長瀞射撃場において、狩猟知識やノウハウを学ぶペーパーハンター研修や、基本技術を実地で学ぶ初級者研修を実施し、狩猟の現場で活躍できるよう支援している。クマに関する管理計画の策定を進めており、その計画の中でも、猟友会や市町村と連携しながら体制を強化し、ハンター育成の前倒しを行っていく。また、研修参加などの費用面での必要な見直しを図っていく」との答弁がありました。

次に、「９月の長雨により、収穫不能や品質低下に加え、水分量の差などを理由に、検査の対象にすらならない米も発生している。現地調査だけでなく、検査場や業者と協力し、正確な被害状況を把握するべきではないか」との質問に対し、「県では、普及指導員の巡回による現地調査に加え、農協や市町村から情報収集を行い、被害状況の把握に努めている。また、検査を開始している一部の農協に対しては、個別の聞き取りも実施している。今後、検査場における品質低下が数値で表れる可能性があるため、幅広く被害状況の把握に努めていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、農林部から「県営ほ場整備事業における不適切な事業執行について」の報告がありました。

その中で、「今回の不適切な事案では、組織としてのガバナンスが機能していなかったのではないか。また、第三者委員会の調査は、来年２月までにしっかりと結論を出せるのか」との質問に対し、「御指摘のとおり、組織のガバナンスが十分に機能していなかったことが要因である。今後は、第三者委員会の御意見等を踏まえ、新たなルール作りを進めていきたい。また、第三者委員会の調査については、丁寧な説明をさせていただくととも

に、関係職員や受注業者へのヒアリングを行っていただき、年度内に公正、中立かつ客観的な報告書を出していただけるようお願いしてまいりたい」との答弁がありました。

このほか、環境部から「大気環境の保全について」、農林部から「森林科学館の廃止に向けた検討状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療委員長報告



副委員長　金　子　裕　太

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案４件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第106号議案について、「認定こども園等の学級編成基準の変更により、学級担任の職に追加される主務保育教諭とはどのような職であるのか。また、配置する趣旨は何か」との質疑に対し、「主務保育教諭は、一般職である保育教諭と、管理職である主幹保育教諭との間の現場のリーダー役として新設されたものである。より現場に近い主務保育教諭の配置によって、就職して間もない職員に対する指導や、メンタル面でのサポートなどを行うことができ、若手職員が日々の業務で感じる不安や負担が軽減されると考えている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第112号議案及び第113号議案について、「季節性インフルエンザと新型インフルエンザの違いについて、どのように認識しているのか」との質疑に対し、「新型インフルエンザは、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、全国的かつ急速にまん延し、症状も重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと定義されている。県としても、季節性インフルエンザとは感染力及び重症度が異なる感染症だと認識している」との答弁がありました。

このほか、第107号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第106号議案に反対の立場から、「保育現場における役割が違う他の専門職を、保育士の代替として配置基準に加えられるという条例改正が含まれている。それぞれの専門職の専門性は、保育士の専門性とは異なるものであって、保育士の代替として扱うべきものではない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案４件について採決いたしましたところ、第106号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「みなし保育士の要件緩和について」質問が行われました。

その中で、「みなし保育士の要件について、誓約書の提出など、一定の担保を設けた上で、研修修了見込者も要件を満たした者として認めることについて県の見解を伺う」との質問に対し、「研修修了見込みだけでは、保育士としての知識や経験の質の担保ができない。別の方法であれば、検討の余地はあると考えている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、福祉部から「埼玉県こども・若者計画の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業委員長報告



副委員長　森　　伊久磨

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願１件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今回、返還対象となる国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍で影響を受けた中小企業向けの県制度融資に係る利子補給事業に活用されたとのことだが、総額でどれくらいの規模となるのか。また、県内中小企業の経営を支える上で、どのような効果があったと評価しているのか」との質疑に対し、「令和３年度から令和７年度に、利子補給事業として総額39億5,000万円を活用した。売上高等が前年同月比で減少した事業者などを対象に融資を実施し、利子補給率を手厚くしたことで、コロナ禍における事業者への資金繰り支援の強化に、一定程度の効果があったものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第２号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、事業に従事する配偶者や親族が

ある場合、同法第57条において、特例として、それらの者への給与を実額で経費に算入することを認めており、合理性があると考える。また、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において、幅広い議論と検討がなされるべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「産業労働行政における中東情勢への対応状況について」質問が行われました。

その中で、「中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰や物流の停滞などの影響について、県内企業からどのような要望が寄せられ、それらに対し、具体的に対応した取組はあるのか」との質問に対し、「本年３月４日に、県内87か所に特別相談窓口を設置した。９月末時点で累計896件の相談が寄せられた。３月から５月まではシンナーや潤滑油等の資材調達に関するもの、６月以降は資材価格の高騰や資金繰りに関する要望が多かった。県では、県制度融資『経営あんしん資金』の経済変動特例により、事業者の資金繰りに万全を期すとともに、企業へのセーフティネット対策の一つとして、石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足に対する補助制度である『埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業補助金』を創設した」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、企業局から「水総合管理システムを活用した安定送水の取組」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備委員長報告



副委員長　小早川　一　博

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案５件及び請願１件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第104号議案について、「国庫補助事業の内定額が大幅な増額となった要因をどのように分析しているのか」との質疑に対し、「国において、通学路における緊急対策など、個別補助の充実等による事業の重点化の方針が示されている。このため、重点化の対象となる事業について、積極的に要望した結果、大幅な増額配分につながったものと考えている」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第105号議案について、「建設中の県営住宅に対する補正予算案には、今後見込まれる資材価格の上昇分も加味されているのか。また、工期短縮という観点から新たな建設工法の研究を行っているのか」との質疑に対し、「現時点では、見込まれる資材価格の上昇分を補正額に反映しているが、見込み分を超えた上昇があった場合には、改めて補正予算を要求したいと考えている。また、工事においては、コスト面等を踏まえ在来工法を採用しているが、現場での省力化や働き方改革を踏まえ、プレキャスト工法など工期短縮に資する工法について研究を続けていく」との答弁がありました。

このほか、第108号議案及び第114号議案についても活発な論議がなされ、第109号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案５件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第１号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「当該建築物は、都市計画法及び建築基準法に関する事項については川越市が、消防法に関する事項については川越地区消防組合が法令上の権限を有している。また、施設運営に関する説明や情報公開については、施設設置者が取り組む事項である。県においては、川越市からの相談に対する助言など必要な支援を行っていることから、県議会として改めて措置を求める必要性は認められない」等との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「川越市は建物撤去及び使用停止の命令を出したが、その期限は１年間であり、その間命令に従わず使用を続けて既成事実化されることを危惧している。川越市が対応することは承知しているが、他の市町村でも同じようなことが起きないように、県として管理監督することが重要である」等との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県道・河川等の測量データのオープンデータ化について」質問が行われました。

その中で、「道路に関する測量データについて、申請受付から交付までオンラインで完結できる仕組みや、オープンデータ化を進める予定はあるのか」との質問に対し、「道路台帳の一部である平面図については、公開に向けて、個人情報を削除する作業を進めており、今年度中に埼玉県ＧＩＳで公開する予定である。また、境界の座標値等の測量データの公開に当たっては、個人情報や未確定箇所などの課題を整理しながら、オープンデータ化に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川笹目川における流域水害対策計画（関係住民への意見聴取）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を

終わります。

文　　教
委員長報告



副委員長　栄　　寛　美

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願２件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

「学校教育改革推進費に関して、国の制度を活用して進めていくことは重要であるが、３年間の国庫補助事業が終了した後も、県としてどのように継続していくか検討すべきと考えるが、いかがか」との質疑に対し、「本事業終了後、高校教育改革の先導拠点校で実施した教育を他校でも生かしていく。本事業をきっかけに、県として、各学校が自走できる仕組みを真剣に考えてまいりたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第３号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「令和８年度から、公立の小学校段階の児童の学校給食費について、抜本的な負担軽減が実施されている。県による国への働き掛けも、適切な対応が既に実施されている。県が市町村に給食費を補助することで、地域や学校の実情に応じた取扱いに格差が生じ、財源の確保だけでなく公平性、柔軟性の観点からも課題があるため、国の検討結果を踏まえて県としての対応を検討すべきである」等との意見が出されました。

次に、趣旨採択すべきとの立場から、「学校給食費について保護者の負担軽減を進め、給食の質を確保するという本請願の趣旨については賛同するが、地域によって差が生じることのないよう、国が責任を持って実施することが望ましい。県がその費用を負担することについては、慎重な検討が必要である」、「こどもたちの健やかな成長を支える学校給食の重要性と、子育て世帯の経済的負担を軽減する必要性は理解しており、国に対して意見書を提出することには賛同する。一方で、県が市町村に補助を行う場合、給食費は市町村によって異なるため、どのような基準とするのかを慎重に考える必要があり、客観的なデータに基づいて適切な基準額を検討していくべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成する者がなく、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第４号につきましては、採択すべきとの立場から、「児童生徒の安全確保を最優先とするためには、暴力事案等が発生した場合、県全体で重大事態の認定や報告に関する統一的な制度運用ができるようにする必要がある。また、制度運用については、県教育委員会として不断の検証と改善が必要である」等との意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって採択すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災
委員長報告



副委員長　深　谷　顕　史

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願１件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「川口北警察署の新設に関して、その背景、必要性及び具体的な効果はどのようなものか」との質疑に対し、「川口市は、都市化や人口増加に加え、刑法犯認知件数や交通事故件数等が県内でもさいたま市に次ぐ高水準にある。また、同市内の警察署の負担や庁舎の狭あい化も課題となっていたことから、警察署新設を進めた。新設の効果として、警察官の増員や、警察車両の増車により、通報への迅速な対応が可能となることで川口市全体の警察力強化につながるほか、運転免許窓口や生活安全相談室の増設により県民サービスの向上も期待される」との答弁がありました。

また、「警察署新設による各種許認可申請等の窓口変更で混乱が生じないようにするために、住民へどのように周知するのか」との質疑に対し、「本議案可決後に、川口警察署及び武南警察署のホームページにお知らせを掲載するほか、両警察署窓口でのチラシの配布やラジオ番組等の広報媒体に依頼するなど、周知活動を実施していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第１号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「当該集会所については、川越市が都市計画法に基づき、建物の撤去と使用停止の命令を出しており、同市は集会等を行っていないことを確認している。このた

め、現在、交通混雑や違法駐車、騒音などの実態はない。また、建築基準法に基づく指導は川越市、消防法に基づく検査等は川越地区消防組合が権限を有しており、安全対策は両団体が担っているため賛成できない」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成する者がなく、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「過積載車両について」質問が行われました。

その中で、「過積載車両について、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「通報などがあった場合、過積載車両に対して、交通指導取締りを継続して実施しており、高速道路交通警察隊では、ヘリコプターを活用し、地上と連携した取締りを実施している。また、過積載違反を重点とする、県下一斉交通指導取締日を指定するほか、県境においては、国などの関係機関と連携して合同取締りを実施している」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「大宮駅東口防犯カメラ事業の対応について」、危機管理防災部から「令和８年熊本地震に対する県の対応について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

５か年計画特別委員長報告



委員長　中屋敷　慎　一

５か年計画特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、「新たな５か年計画の策定等に関する件」であり、第115号議案として付託されました。今回は、第115号議案のうち、埼玉県５か年計画案の総論等について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県の目指す未来では、『2040年を見据えて』との副題があるが、今回の計画案は、2040年から逆算した計画となっているのか。長期的な将来像と、５年間の政策目標をどのように結びつけているのか」との質疑に対し、「2040年は団塊ジュニア世代が全て高齢者となり、人口構造が大きく変化する年であることを踏まえ、バックキャスティングで今回の５か年計画を策定し、2040年に向けた具体的な第一歩としての政策目標を掲げている」との答弁がありました。

次に、「合理的根拠に基づく施策立案、すなわちＥＢＰＭにおいて、データだけでは把握しきれない県民の声や思いをどのように施策に反映しているのか」との質疑に対し、「今回の計画案では、地域の実情を把握するため、知事や職員が現場に赴き、県民や企業と直接対話を重ね、現場の声を施策立案に生かすとしている。また、数値化しづらい県民の声については、県民満足度調査などを踏まえて、県民の声を把握して施策に生かしていく」との答弁がありました。

次に、「ＡＩなどのデジタル技術の活用について、セキュリティ対策やリスク管理には、専門性を有する人材や組織体制の整備が必要と考えるが、全庁的なデジタルに関する取組を、誰が旗振り役となって進めていくのか」との質疑に対し、「御指摘のとおり、ＡＩの活用を推進する上で、リスク管理や専門的知見は必要であると考える。現在、次期埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しているため、その中で、専門性や権限の管理、体制についても検討している」との答弁がありました。

以上のような質疑が終了したところで、委員長の私から、本議案は広く県政全般に係る計画であるため、会期中の限られた期間で結論を出すのは困難であり、十分な審査時間を確保できる状況の中で、より慎重に審査することが必要である。そのため、本議案については、閉会中の継続審査として、慎重に審査したい旨発議したところ、総員をもって了承された次第であります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、第115号議案につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策特別委員長報告

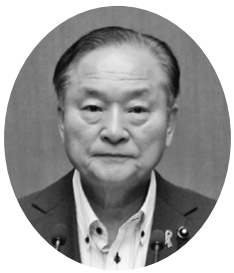

副委員長　関　根　信　明

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」でありますが、今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「環境負荷低減に取り組む農業経営体への支援について、農業者だけの負担とせず、もうかる農業の取組と両立させるための消費者を巻き込んでいく取組も必要と考える。県ではどのように行っているのか」との質

問に対し、「農業者が環境負荷を低減して生産した農産物に、登録認定機関による認証マーク等を表示して販売する制度を運用しており、消費者等に対しても県ホームページやＳＮＳ、各種イベントなどを通じて積極的に周知していく。さらに、希望する生産者に対しては商談会やマルシェへの出店支援を行い、消費者等とのマッチングを図っている。また、取引先からは、一定の供給量が求められることから、生産量を増やしていくことが重要である」との答弁がありました。

次に、「都市部には森林環境譲与税を貯めている市町村もあると聞いているが、県産木材の積極的な利用について、県から各市町村に更なる働き掛けを行うべきであると考えるがいかがか」との質問に対し、「県では、都市部市町と山側市町村の連携による木材利用や森林整備が進むよう『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』を設置し、マッチングを支援している。また、木造建築に関する技術的助言や県産木材利用に関する情報提供などを行う『埼玉県木造建築技術アドバイザー制度』を創設し、小鹿野町庁舎や坂戸市の保育園の整備など、これまでに16市町が利用している。このような木材利用について、市町村への働き掛けや需要開発に積極的に取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革特別委員長報告



副委員長　杉　田　茂　実

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・ＳＤＧｓの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにＤＸの推進に関する総合的対策」でありますが、今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・ＳＤＧｓの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉版ＳＤＧｓの推進について、埼玉県ＳＤＧｓパートナー等の登録者数を増やしていくことは重要である一方、数を増やすことだけが目的ではないと考える。登録した企業や団体等の取組や成果などの質については、どのように把握しているのか」との質問に対し、「埼玉県ＳＤＧｓパートナーは、企業や団体等が自ら具体的な目標を設定し、県に登録する制度である。この目標について、毎年提出される取組進捗状況報告書により、各企業の進捗状況を把握している」との答弁がありました。

次に、「税源の偏在是正について、国に対して、恒久的に税源の偏在が生じない税制の確立を求めているのか。また、県としても、恒久的に偏在が生じない税制の在り方について研究しているのか」との質問に対し、「まずは、喫緊の課題として、国に対して、令和８年度与党税制改正大綱で示された具体的な措置を早急かつ確実に講ずるべきと要望している。あわせて、法人の地域における事業活動の実態に応じて、当該地域の税収となり、かつ、偏在が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するように要望している。一方、自治体の課税状況や財政状況などの情報は、国が一元的に集約しているため、自治体間の税収偏在や財政力格差に係る要因及び課題の分析、地方法人課税の公平性の在り方については、国が責任を持って検討を行うべきと考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策特別委員長報告



副委員長　逢　澤　圭一郎

公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉県道路公社」、「株式会社さいたまリバーフロンティア」及び「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉県道路公社について、「三郷流山橋有料道路開通による周辺道路の交通量や渋滞緩和などの整備効果をどのように検証しているのか。また、利用促進と地域経済の活性化を図るため、今後どのような取組を行うのか」との質問に対し、「県が開通１年後に行った調査では、新三郷駅付近から流山おおたかの森駅付近までの

移動時間が最大38分短縮されたほか、流山橋付近の交差点における渋滞時の最大の長さが600メートルから120メートルに短縮された。今後も、地域イベントでのＰＲや近隣商業施設との連携、関係自治体で組織された三郷流山橋有料道路利用促進協議会による周知を通じて、利用促進につながる取組を行っていく」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまリバーフロンティアについて、「近年は各地で豪雨や猛暑による被害があるが、ゴルフコースの水害時の被害回避機能や、猛暑への対策をどのように行っているのか」との質問に対し、「三つのゴルフ場はいずれも河川敷で経営しているため、大雨で水が流れ込んだ際に、河川の流下能力を阻害しないよう、工作物の撤去を行うなど、事前に適切な対応をしている。また、猛暑対策について、芝はデリケートで暑さ対策が重要であることから、品質管理のために保水率や芝の色合いをよく観察し、気温や天候の変化などに迅速かつ的確に対応するほか、月１回の担当者会議でコース管理のノウハウや技術を共有している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団について、「学校教育との連携に関して、小中学校を中心とした取組が行われているが、次世代の技術者などの確保を踏まえると高校生向けの出前講座も重要である。また、親子でも参加できる体験型の事業などを充実させる考えはあるのか」との質問に対し、「高校での授業支援の取組を行っているが、出前講座についても、相談があれば丁寧に対応したい。また、体験事業については『まいぶんフェスタ』を行っているが、親子で参加できる体験事業の重要性は認識しており、今後の充実について検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策特別委員長報告



副委員長　柿　沼　貴　志

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「災害時連携病院の指定について、現行の埼玉県５か年計画のＫＰＩでは35病院と設定しているが、今年度末までに達成するのか」との質問に対し、「現在、32病院を指定している。今年度は、指定を希望する３病院と協議を進めており、順調に進めば、埼玉県５か年計画における目標を達成できる見込みである」との答弁がありました。

次に、「医師確保のため、奨学金制度や研修資金制度などの取組が進められているが、限られた財源の中で、費用対効果の検証が重要と考える。制度の利用者数だけではなく、実際の医師確保や定着の成果をどのように検証し、今後の施策にどう反映するのか」との質問に対し、「奨学金制度について、現在、貸与者223人が県内で勤務しており、医師数は着実に増加している。費用対効果の視点では、途中離脱などで、将来的に県内で勤務しないことを防ぐことが重要である。現時点で、奨学金対象者の離脱率は3.9％となっており、全国平均を下回っているが、離脱率を可能な限り下げる必要があると考えている。離脱を防止するため、医師のキャリア形成を支援するキャリアコーディネーターの配置などを行っている。また、県内病院のオンライン説明会の開催などにより、早期から県に関心を持ち、定着を促す取組を進めている」との答弁がありました。

次に、「本県のがん検診受診率は、主要な五つのがん全てで全国平均を下回り、早期発見の機会を逃している県民は少なくない。北海道の事例のように、薬局などの県民の生活動線における薬剤師の声掛けが受診率向上に効果的である。ポスターの掲示のみではなく、薬局窓口における直接の受診勧奨や、年齢層ごとの特徴に応じた具体的な勧奨策を、市町村とどのように展開していくのか」との質問に対し、「薬剤師との連携については、埼玉県薬剤師会や日本チェーンドラッグストア協会と連携し、啓発カードを配布するとともに、薬局窓口での直接の受診勧奨を行っている。年齢層別の受診勧奨について、60代以上は、退職を機に受診率が低下する傾向がある。個別の受診勧奨や未受診者への声掛けが有効とされているが、県内市町村では、個別の受診勧奨が27団体、未受診者への声掛けが23団体に留まっているため、これらの取組を推進するよう市町村に促していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策特別委員長報告



副委員長　橋　詰　昌　児

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「成長が見込まれる分野の技術・製品開発について、事業が成長する際に必要な資金調達につながる取組としては、どのようなものがあるのか」との質問に対し、「県において研究開発支援の補助を行っているほか、埼玉県産業振興公社では、国の実施する設備投資への補助を獲得するための情報提供や、申請時の相談などの支援を行っている。また、渋沢ＭＩＸでは、民間投資会社や県内金融機関と連携したファンドを設置しているほか、ベンチャーキャピタルに勤務する専門人材を配置している。引き続き、関係機関と連携しながら、研究開発から事業化、市場展開まで見据えた資金調達の支援に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「企業誘致が、既存の県内企業の人材確保に与える影響をどのように認識し、既存企業との人材獲得競争を激化させないためにどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「御指摘のとおり、企業誘致によって、県内企業の人手不足を招くことがないように配慮する必要があると考えている。このため、県内に魅力的な企業を誘致するだけでなく、企業人材サポートデスクでの人材確保の相談や、大規模求人がある企業の要請により開催する緊急就職相談会などを実施し、就業者とのマッチングを進めている。県外で就業している県民の方も多く、令和２年現在で約930,000人おられるため、これらの方々も含め、県内での就業者を増やしていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策特別委員長報告



副委員長　松　井　　弘

危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」でありますが、今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「橋りょうの耐震化や無電柱化、幹線道路の整備については、輸送ルートの確保や代替ルートの設定を含め、複合的に検証を行い、その結果を各事業の優先順位に反映しているのか」との質問に対し、「橋りょうの耐震化については、緊急輸送道路が非常に重要であることから最優先に進めている一方、無電柱化は緊急輸送道路のうち、道路閉塞リスクの高い市街化区域を優先するなど、事業ごとに方針を定めて進めている」との答弁がありました。

次に、「災害時のトイレ機能確保は重要であるが、熊本地震では、断水や下水道の損傷などにより、マンホールトイレが使用できない事例もあった。県営公園のマンホールトイレは断水時にどの程度使用できるのか。また、マンホールトイレが使用できない場合の代替トイレ及び洗浄水の確保などの対策をどのように講じているのか」との質問に対し、「指定緊急避難場所等に指定されている21か所の県営公園では、断水等がない限りは、非常用電源の確保によりトイレ機能の維持が可能であるため、まずは、既存トイレ設備の利用を想定している。また、断水時等には、県南部等の８か所の県営公園に設置しているマンホールトイレも活用できるほか、20か所の県営公園では、耐震性貯水槽や災害用井戸を整備しており、水の確保が可能な機能を備えている」との答弁がありました。

次に、「防災活動拠点である北本自然観察公園内の一部通路が使用できない状況にあるが、指定管理者は避難誘導の方法を関係者や地域住民へふだんから周知しておくなど、災害時の混乱防止に取り組んでいるのか」との質問に対し、「御指摘のとおり、災害時に混乱が生じる可能性があるため、公園のホームページなどでの情報発信を強化するとともに、県としても指定管理者に委ねるだけでなく、市と連携し、情報発信の方法などを検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本

委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員長報告



副委員長　萩　原　一　寿

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」でありますが、今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「芸術実践・鑑賞層の拡大の取組は、コアなファンだけでなく、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるべきと考えるが、具体的にどのような成果があったのか。また、彩の国さいたま芸術劇場や埼玉会館などの拠点があることで、県民の文化芸術への関わりにどのような好影響をもたらしてきたのか」との質問に対し、「文化芸術に親しむ人の裾野を広げるためには、関心が高くない方に文化芸術に触れるきっかけをつくることが重要と考える。埼玉県芸術文化振興財団によるＳＮＳなどを活用した情報発信のほか、無料コンサートの定期的な開催やシェイクスピア公演に県内高校生を無料招待するなど、きっかけづくりに取り組んだ。その結果、令和７年度の県政世論調査における文化芸術を鑑賞している県民の割合は、令和元年度と比較して増加している。また、彩の国さいたま芸術劇場では、芸術性の高い舞台作品を発表しており、埼玉会館では、ホールや展示室を貸し出し、県民が安心して活動できる場の提供を行っている。これらの拠点があることで、地元埼玉で質の高い舞台芸術に触れられるとともに、主体的な文化芸術参加を可能にしている」との答弁がありました。

次に、「埼玉県文化アプリ『ぶんたま』では、伝統文化の魅力を発信するとともに、体験活動やイベントなど様々な情報が掲載されているが、多くの方に情報を届けるためどのように取り組んでいるのか。また、利用者がアクセスし続けるために、使い勝手や利便性をどのように改善していくのか」との質問に対し、「多くの方に利用していただくためには広報が重要であり、県の公式ＳＮＳや広報アンバサダーを活用している。また、県内の伝統芸能などの写真をＳＮＳで応募するフォトコンテストや、スタンプラリーなどの企画を実施し、利用拡大を図っている。使い勝手や利便性については、伝統文化団体などから意見を頂きながら継続的に改善していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等特別委員長報告



委員長　宇田川　幸　夫

八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」でありますが、今回は、「復旧工事の進捗状況」及び「補償の実施状況等」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「個別訪問を行った結果、なお補償の申込みに至らない方について、どのような事情があるのか。また、今後こうした方々に対してどのように支援を続けていくのか」との質問に対し、「営業補償では、通行証を配布したり、中央分離帯を撤去して右折可能にしたりするなどの対策に努めたところ、影響を最小限に抑えられたと考えている。また、電気代等の補償では、事故以前に比べ電気の使用実績が思っていたよりも増えていない世帯が多かったと推測している。他方、申込みに必要な書類をそろえたり、手続が面倒であると感じていたりする方がいることは認識している。こうした方々には過去の決算書類や電気代等の請求明細書などの取得方法を具体的にお示しするなど、できる限り丁寧な支援を行っている。また、補償の申込みについては、復旧工事が完了するまで対応する予定であり、毎月発行しているかわら版で案内させていただく。補償の申込みのない方には、個別にお知らせを郵送するほか、引き続き個別訪問を行うなど、丁寧に寄り添った対応により、申込みしやすい環境を提供していきたい」との答弁がありました。

次に、「本年６月定例会で、県が管理する流域下水道の全ての管路を対象に、複線化などリダンダンシー確保の必要性を検討していくとの答弁があったが、具体的にどこまで進んでいるのか」との質問に対し、「今年度は全ての管路を対象にリダンダンシー確保の必要性を検討

することとしており、現在委託手続を進めている。この検討結果を踏まえて、令和９年度は、リダンダンシー確保計画を策定していきたい。この計画では、流域ごとに、今後10年程度で実施する複線化などの対策を位置付ける予定である」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。「個別訪問・個別相談は補償の申込手続の案内だけではなく、被害に遭われた方の課題解決に取り組むなど、更に寄り添った対応をすること」、「リダンダンシー確保の検討は可能な限り速やかに進めて、県内全域の流域下水道の安全性確保を図ること」などであります。

次に、本県議会から、国に対し、国民の命と暮らしを守るため、持続可能で安全な下水道システムを構築し、事故が発生した施設の管理者の財政力や個別の判断に左右されることなく、迅速かつ公平に救済される仕組みを国の責任において整備することを強く求める「八潮市道路陥没事故を踏まえた下水道施設の強靭化対策の推進及びインフラ事故被災者支援制度の確立等を求める意見書」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

９月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計51議案について、23日間にわたり熱心な審議が行われ、10月16日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

令和８年９月定例会議案審議結果一覧表

（単位　件）

種類＼結果	原案可決	同意	継続審査	合計
予　　算	2			2
条　　例	5			5
事　　件	6	21	3	30
意見書・決議	14			14
計	27	21	3	51

知 事 提 出 議 案

議案番号	件　　名	要　　旨	議決結果
104	令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第３号）	補正額　113億9,168万２千円 補正後　２兆4,564億6,583万３千円	原案可決
105	令和８年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第１号）	補正額　４億　650万３千円 補正後　164億3,060万５千円	原案可決
106	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に係る運営に関する基準等を改定しようとするものである。	原案可決
107	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部改正等に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるとともに、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定しようとするものである。	原案可決
108	埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例	都市公園法の規定に基づき、公募対象公園施設を設置等させるため、その使用料の額の最低額を定めようとするものである。	原案可決
109	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正に伴い、特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の最低限度の特例許可申請手数料等の額を定めようとするものである。	原案可決
110	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	川口市内の治安状況に的確に対応するため、新たに、川口市内に警察署を設置することから、新設警察署の名称、位置及び管轄区域を規定するとともに、同市を管轄する川口警察署及び武南警察署の管轄区域を変更しようとするものである。	原案可決
111	工事請負契約の締結について	工事名　河川改修（補助）工事（九十九川排水機場ポンプ設備製作・設置工 施工箇所　一級河川九十九川 東松山市宮鼻地内 履行期限　令和11年３月30日 請負金額　14億4,870万円 請負業者　株式会社電業社機械製作所	原案可決

112	財産の取得について	財産の種類　物品 財産の内容　抗インフルエンザウイルス薬 （タミフルドライシロップ３％ 64,680瓶） 取得金額　１億9,779万1,440円 契約の相手方　中外製薬株式会社	原案可決
113	財産の取得について	財産の種類　物品 財産の内容　抗インフルエンザウイルス薬 (ラピアクタ点滴静注液バイアル150mg 53,200バイアル) 取得金額　１億7,990万8,437円 契約の相手方　塩野義製薬株式会社	原案可決
114	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
115	埼玉県５か年計画の策定、埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更及び第３期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の廃止について	埼玉県５か年計画を策定し、埼玉県防犯のまちづくり推進計画、埼玉県農林水産業振興基本計画、第４期埼玉県教育振興基本計画及び埼玉県こども・若者計画の一部を変更するとともに、第３期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略を廃止しようとするものである。	継続審査
116	令和７年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	一般会計歳入歳出決算 予算現額　２兆5,331億7,837万8,158円 収入済額　２兆3,875億5,602万5,170円 支出済額　２兆3,386億6,126万6,701円 翌年度へ繰り越すべき財源　62億　273万7,896円 実質収支額　426億9,202万　573円 前年度実質収支額　473億8,634万　742円 単年度収支額　△46億9,432万　169円 特別会計歳入歳出決算 予算現額　１兆2,620億9,143万8,008円 収入済額　１兆2,544億1,887万4,548円 支出済額　１兆2,472億3,372万8,031円 翌年度へ繰り越すべき財源　18億2,235万3,650円 実質収支額　53億6,279万2,867円 前年度実質収支額　58億2,453万3,464円 単年度収支額　△４億6,174万　597円	継続審査
117	令和７年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和７年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算 令和７年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和７年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和７年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和７年度埼玉県流域下水道事業会計決算	継続審査
118	彩の国功労賞の贈呈について	北谷宏人氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　意
119	彩の国功労賞の贈呈について	沼倉千紘氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　意

120	彩の国功労賞の贈呈について	矢ケ部紋可氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
121	彩の国功労賞の贈呈について	川島真琴氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
122	彩の国功労賞の贈呈について	丸山香織氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
123	彩の国功労賞の贈呈について	岡井舜氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
124	彩の国功労賞の贈呈について	岡田拓也氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
125	彩の国功労賞の贈呈について	岡田侑也氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
126	彩の国功労賞の贈呈について	林滉大氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
127	彩の国功労賞の贈呈について	原口凌輔氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
128	彩の国功労賞の贈呈について	川畑菜奈氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
129	彩の国功労賞の贈呈について	東海林香那氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
130	彩の国功労賞の贈呈について	小倉涼氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
131	彩の国功労賞の贈呈について	山田瑞恵氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
132	彩の国功労賞の贈呈について	鈴木梨子氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
133	彩の国功労賞の贈呈について	平岡早百合氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
134	彩の国功労賞の贈呈について	佐藤駿氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
135	彩の国功労賞の贈呈について	小野光希氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
136	彩の国功労賞の贈呈について	野明花菜氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
137	彩の国功労賞の贈呈について	村岡桃佳氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同　　意
138	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員櫻井雅彦の任期は、令和8年10月17日で満了となるが、後任として古田圭等を任命することについて同意を得ようとするものである。	同　　意

議員提出議案（意見書等）

議第40号議案

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の算定方法の見直しを求める意見書

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組に活用されている。

中東情勢が不透明な中、経済活動や住民の暮らしに支障が生じないよう、地方公共団体が行う特別高圧電力やＬＰガスの利用者への支援などに充てるため、令和８年度補正予算において重点支援地方交付金1,000億円が計上された。このうち、本県への配分額は23億6,000万円であったが、本年６月補正予算で実施した特別高圧電力料金及びＬＰガス利用者への支援には36億5,000万円を要しており、人口比に鑑みて十分な配分であったとは言い難い。

重点支援地方交付金の各都道府県の配分額は、人口、事業者数、物価上昇率、財政力指数等の指標を用いた算定方法によって決定されているが、財政力の高い団体は、補正係数によって配分額が減算される仕組みになっている。

エネルギー・食料品価格等の物価高は全国的な課題であることから、本来、国において統一的に対策を講ずるべきものであり、地方公共団体において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地域の実情に応じて機動的に講ずることができるよう、財政力にとらわれず、地方公共団体に必要な額が配分されるよう計上すべきである。

よって、国においては、物価高の影響の長期化により対策を講ずる場合、国の対策を補完し地方公共団体が行う対策について適切な財源措置を講ずるとともに、財政措置を重点支援地方交付金等で行う場合には、その算定について、財政力指数による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要を十分に反映した上で、全ての地方公共団体が必要とする額を確保・配分するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）
様

原案可決

議第41号議案

地方税源の偏在是正を求める意見書

地方税源は、社会保障費等財政需要の一層の増加が見込まれる中、地方公共団体が地域の課題に取り組み、実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供する上で、最も重要な基盤であり、どの地方公共団体にも偏りなく存在することが求められる。

しかし、大企業の本社の東京都への集積、支店の統廃合、電子商取引やフランチャイズ事業の伸長、キャッシュレス決済の拡大、都市開発の進展等に伴う大幅な地価上昇等により、東京都に経済活動や税収が一層集中・拡大するという構造的な問題が生じている。特に、地方法人課税については、法人の事業活動の実態以上に本社所在地に税収が集中している。

令和６年度地方財政状況調査によると、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、都道府県の平均92.2%に対して、東京都は80.3%と突出して低く、自由に使える財源が潤沢な状況にある。また、地方公共団体が独自施策等に充てられる財源について、令和７年度における各都道府県の人口一人当たり

の額を見ると、東京都が28万1,000円で、他道府県の平均である７万8,000円の約3.6倍である。さらに、普通交付税の算定における東京都の財源超過額は５年連続で増加し、令和８年度は初めて２兆円を超え、過去最高となっている。

財政力が高い東京都は、０歳児から２歳児の第１子に係る保育料の所得制限のない無償化、18歳以下の子に対する現金給付、昨年に続いて夏季４か月間の水道基本料金の無償化を実施するなど、独自の施策を行っている。

財政力格差の拡大によって、地方公共団体の政策選択の結果とは言えない行政サービスの地域間格差は、もはや看過し得ない水準にまで拡大している。財政力や行政サービスの地域間格差の拡大は、更なる東京一極集中や地域活力の低下を招き、ひいては我が国全体の活力や持続可能性の低下をもたらすおそれがある。地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小していくことは、国の責務である。令和８年度与党税制改正大綱においても、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得ると明記された。

よって、国においては、令和８年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について、地方公共団体の意見を聴きながら早急に検討を進め、令和９年度税制改正の大綱において、地方法人課税が地域における事業活動の実態に応じて当該地域の税収となる税体系など、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築について明記するとともに、早急かつ確実に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣
内　閣　官　房　長　官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
様

原案可決

議第42号議案

地籍調査及び森林境界の明確化の強力な推進を求める意見書

本県の森林は、県土面積の31％を占め、首都圏の水源地として豊かな水を供給するほか、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、県民の生活に欠かすことのできない大切な役割を果たしている。また、森林のうち50％は人工林であり、豊かな森林を将来に受け継いでいくためには、植えて育てるのみならず、木材の積極的な利用拡大を図る「活樹」を推進し、森林資源の循環利用を進める必要がある。

一方で、本県の人工林の82％は私有林であるが、その所有規模は、１ヘクタール以上を所有する林家の78％が５ヘクタール未満であるなど小規模となっている。そのため、効率的に森林資源の循環利用を進めるには、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、伐採、造林、保育等の森林施業を一体的に実施する必要がある。しかし、森林所有者の森林への関心の低下や世代交代により、境界や所有者が不明となり、所有者から施業実施の同意を取得することが困難な森林の増加が懸念されている。

森林の集約化や整備のためには、まずは、市町村が実施する地籍調査や、森林境界の明確化によって、筆界や所有権界を明らかにすることが求められるが、現地測量や所有者の現地立会に係る負担が大きいという課題がある。加えて、地籍調査は、市町村において調査に係る予算や人員の確保が困難となっており、令和７年度末の林地における進捗率は、全国で47％、本県で19％にとどまっている。測量を効率的に実施するため、空中写真や航空レーザ計測等のリモートセンシングデータを活用した手法の導入なども行われているが、これら森林整備のための取組をより一層促進するには実効的かつ確実な国の取組が必要である。

よって、国においては、地籍調査及び森林境界の明確化を強力に推進するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1　地籍調査について、本年６月に策定した「３ヶ年加速化施策パッケージ」に基づく実効性ある施策を進めるとともに、市町村に対して十分な財政的支援を行うこと。

2　森林境界の明確化について、「森林整備地域活動支援対策」に基づき、市町村、森林所有者、森林組合及び事業体等に対して更なる技術的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
法　　務　　大　　臣　様
財　　務　　大　　臣
農　林　水　産　大　臣
国　土　交　通　大　臣
国土強靱化担当大臣

原案可決

議第43号議案

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年７月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年７月28日に発生した令和８年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン・軽油等の燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、国においては、防災庁の発足を機に、近年の災害教訓を踏まえた実効性ある下記の措置を速やかに講ずるよう強く求める。

記

1　改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

2　避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等による災害関連死の発生を防ぐため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3　マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、災害マネジメント総括支援員（ＧＡＤＭ）をはじめ、国・地方自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

4　燃油不足による販売制限や長時間の給油待ちなどによる移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5　余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や表層剥離等による複合災害・二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の

強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣
経　済　産　業　大　臣
国　土　交　通　大　臣
内　閣　官　房　長　官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（防災）
防災庁設置準備担当大臣
国土強靱化担当大臣
} 様

原案可決

議第44号議案

太陽光発電設備の適正な導入と将来の廃棄対策等を求める意見書

近年、2050年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電設備の導入が進んでいる。その一方で、2027年度以降は事業用の地上設置型設備が国の固定価格買取制度（ＦＩＴ）・フィードインプレミアム制度（ＦＩＰ）の新規分について支援対象外となる方針が示され、ペロブスカイト太陽電池などの新技術の社会実装に向けた取組や、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度の対象外となる電力購入契約（ＰＰＡ）方式の活用など、太陽光発電を取り巻く環境は大きな転換点を迎えている。

また、2030年代には、ＦＩＴ初期に導入された設備が寿命を迎え、年間50万トンに上ると予測される太陽光パネルの大量廃棄時代が訪れることになる。現在、10キロワット以上の太陽光発電のＦＩＴ・ＦＩＰ認定事業に対しては廃棄等費用積立制度が導入されているが、同制度は廃棄費用全額を賄うことを保証するものではなく、昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇により、将来的に実際の撤去費用が積立金額を大幅に上回り、資金不足に伴う設備放置等が懸念される。加えて、活用が進むＰＰＡ等の非ＦＩＴ・非ＦＩＰ案件は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の枠組みから外れるため、同法に基づく地域住民への説明会開催や廃棄等費用の積立ての義務付けがなくなることになる。

一方、太陽光発電事業を行う事業者への指導については、国において「関係法令違反通報システム」が構築されたものの、国が把握している事業者の経営状況や現地調査結果等の情報が地方公共団体に共有されないなど、現場指導を行う上での情報共有の在り方にも課題が残されている。

このような制度的な不備や情報共有の不足によって、地方公共団体では適切な対処が困難になり、その結果として将来的に太陽光パネルの放置リスクが高まることが懸念される。これらの課題は地域の安全と生活環境を脅かすものであり、国が責任を持って早急に法的・制度的な対応を講ずることが不可欠である。

よって、国においては、太陽光発電設備の適正な導入と地域の安全確保とを両立するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

１　現行の廃棄等費用積立制度について、将来的な物価高騰や処理費用の増大によって積立金額が不足し、設備の不適切な取扱いが発生することを防ぐため、国として実効性のある対応策を講ずること。

２　ＰＰＡ案件をはじめとする非ＦＩＴ・非ＦＩＰの太陽光発電事業について、地域住民への説明会開催や廃棄等費用の積立てなど、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度で義務付けられている事項を、地方公共団体の条例に委ねるのではなく、国が責任を持って法的に義務付けること。

３　「関係法令違反通報システム」等を通じ、地方公共団体からの情報提供を受け付けるだけでなく、国が把握した事業者の経営状況や現地調査結果などの情報を地方公共団体へ適時に共有・還元する仕組み

を構築し、現場における指導・監督体制を実効性あるものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
経　済　産　業　大　臣
環　　境　　大　　臣
様

原案可決

議第45号議案

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、保育所や幼保連携型認定こども園などの社会福祉施設等（以下「保育所等」という。）の職員に係る退職手当金の支給に要する額の３分の２は、公費によって補助されている。

しかし、制度を取り巻く環境が大きく変容する中、保育所等に対する公費助成の在り方については国において検討が行われてきており、他の経営主体とのイコールフッティングの観点及びこども未来戦略（こども・子育て支援加速化プラン）に基づく保育人材確保の状況等を踏まえた検討を加え、今年度までに改めて結論を得ることとされている。

現在、国は「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めている。こうした中で、社会福祉法人が経営する保育所等において、保育人材の確保や定着を進め、保育の質の向上を図るためには、職員が安心して働ける環境の整備が不可欠であり、本制度の公費助成の継続が必要である。

よって、国においては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣
内　閣　官　房　長　官
内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
様

原案可決

議第46号議案

こどもの安全確保対策の強化を求める意見書

高所からの転落や、車内への置き去り、浴槽や海・川等での溺水など、こどもの命に関わる事故が後を絶たない。国の統計によると、令和６年度における０歳から14歳のこどもの不慮の事故による死亡は約200件に上る。

自分自身で身の安全を確保できないこどもについては、保護者などのこどもと近い立場にある大人の見

守りが重要であるが、心身の発達段階の途中にあるこどもの行動には予測が難しい面もあり、保護者等の注意や見守りのみに頼る安全確保には限界がある。そのため、国、地方公共団体、事業者、地域など、それぞれがこどもの安全確保についての役割を分かち合うとともに、例えば、建築基準法等で規定するバルコニー等の高さに関する基準の見直しなど、こどもの痛ましい事故を未然に防ぐ仕組みづくりが必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1　こどもの安全確保には社会全体での取組が必要であるとの広報・啓発をより一層行うこと。それぞれの立場でこどもの安全確保について役割を分かち合い、一人一人が行動できる気運の醸成を図ること。

2　住居、生活道路、公園等の遊び場など、こどもが過ごす環境や、こどもが触れる可能性のある製品等について、安全性に関する基準を見直し、必要な法整備等を進めるとともに、実効性を高めるための財政支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　　務　　大　　臣
文　部　科　学　大　臣
農　林　水　産　大　臣
経　済　産　業　大　臣
国　土　交　通　大　臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（こども政策）
} 様

原案可決

議第47号議案

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に係る制度の見直しを求める意見書

国と都道府県では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、り患者の治療や、その他の医療対応に必要な抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しており、これまで国と都道府県で4,500万人分を目標として備蓄が進められてきた。本県においても約102万人分を備蓄しており、備蓄を開始した平成18年度から累計の購入費は約56億3,000万円に上っている。

一方で、この備蓄薬は、新型インフルエンザ対策のため特措法に基づく措置を実施する場合に限り、治療薬の流通状況を踏まえて放出できることとなっており、使用機会が非常に限定的である。令和６年末に季節性インフルエンザの定点患者数が過去最高を記録し、一部の医療機関や薬局で治療薬の在庫不足が生じたことを受け、令和７年に、想定を超える季節性インフルエンザの流行時には、1,000万人を上限として抗インフルエンザウイルス備蓄薬を使用できるようガイドラインが改正されたが、活用は国の備蓄分に限られる。

また、有効期限が迫っても、医療機関や薬局への流通や返品はできないこととなっており、必要な量の買換えを行った上で、期限切れの備蓄薬は廃棄処分とすることを余儀なくされている。

こうした状況は全国で共通の課題である。本県議会は令和７年３月にも意見書を提出し、制度の見直しを求めたが、いまだ国において抜本的な改正は行われていない。抗インフルエンザウイルス薬の膨大な廃棄ロスと維持管理費を減らすべく、現行の備蓄制度を早急に見直すべきである。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1　季節性インフルエンザについても備蓄薬をより弾力的に放出できるようにするとともに、期限切れを

迎える薬は医療従事者の予防投与に積極的に使用するなど、備蓄薬を有効活用し廃棄処分となる量を減らす仕組みを導入すること。

2　感染症対策に係る諸外国の制度運用を踏まえ、適正な環境で保管されている抗インフルエンザウイルス薬の有効期間を延長するとともに、現行の全面的な物理備蓄を見直し、感染症流行時に指定日数以内に指定人数分を供給する契約を製薬会社や卸売業者と結ぶ契約備蓄の導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣
感染症危機管理担当大臣
様

原案可決

議第48号議案

健康増進法における既存特定飲食提供施設に係る経過措置の見直し等を求める意見書

改正健康増進法は、望まない受動喫煙の防止を目的として、令和２年４月に全面施行され、多数の者が利用する飲食店等を原則屋内禁煙とした。

しかしながら、既存特定飲食提供施設については、事業継続への配慮から経過措置として、全部又は一部の場所を喫煙可能室とすることができるとされ、施行から６年以上が経過した。

本年７月には、厚生労働省の受動喫煙対策専門委員会における「議論のとりまとめ」において、既存特定飲食提供施設について経過措置を更に３年程度継続する方向性が示されている。

このような経過措置の継続は、受動喫煙防止の取組を停滞させるとともに、法令を遵守し必要な設備投資を行ってきた事業者との公平性を損ない、制度の信頼性を低下させるおそれがある。

よって、国においては、望まない受動喫煙のない社会の実現及び事業者間の公平性の確保を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1　既存特定飲食提供施設に係る経過措置を計画的に見直し、終了期限を明確にすること。

2　経過措置の終了に当たっては、既存特定飲食提供施設の経営実態に配慮し、必要な周知及び設備整備等への十分な支援を講じ、円滑な制度移行を図ること。

3　指定たばこ（加熱式たばこ）の取扱いなど、他の例外規定についても、小規模飲食店等の経営実態に配慮を行いながら改正健康増進法の趣旨に沿った見直しを進め、受動喫煙防止対策の実効性及び事業者間の公平性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
様

原案可決

議第49号議案

中小企業の円滑な事業承継のための税制の整備を求める意見書

中小企業は、本県の企業数の99.8%、我が国全体でも99.7%を占めており、地域経済の発展を支えるとともに、幅広い地域活動に貢献するなど、重要な役割を果たしている。そのため、中小企業の円滑な事業承継に対する支援は、将来にわたって地域の雇用、産業、エッセンシャルサービスの供給等を守り、地域コミュニティを維持していくために不可欠なものと言える。

現在、国は、法人版事業承継税制において、中小企業の事業承継時に非上場会社の株式に係る贈与税及び相続税の納税を猶予し、後継者の死亡など一定の場合に免除を行う特例措置を、令和９年末までの時限的措置として行っている。しかし、申請の事務負担の大きさや、後に納税猶予が取り消されるリスクが障壁となり、経営者が積極的な投資に踏み切れず、制度が十分に活用されていないなどの課題がある。そのため、経済産業省の令和９年度税制改正要望には、事業承継を契機として経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む企業を後押しする措置への抜本的な見直しが盛り込まれた。

また、事業承継時の納税額に係る非上場株式の評価は、現在、企業規模に応じて異なる評価方式によって行われている。しかし、評価方式によって評価額がかい離し、その結果として企業規模によって税負担に不公平が生じていることや、租税回避などが行われている現状から、企業の保有資産と収益獲得能力から評価額を算定する新たな評価方式への見直しが提示されている。

国は、新たな評価方式で、中小企業の５割超は評価額が減少すると試算しているが、日本商工会議所の試算では、地域を支える中核的な中小企業の評価額が大幅に上昇し、相続税負担額が数千万円から数億円規模で増加する事例もあるとしている。また、毎年の利益が株式評価の基礎となる資産に累積的に加算されるため、事業承継時の税負担は増加を続けることとなる。さらに、価値創造に向けた成長投資を行い、収益獲得能力を上昇させた企業ほど、評価額が上昇して税負担が重くなるため、中小企業、ひいては地域や我が国全体の経済成長を阻害することになりかねない。

事業承継税制や株式の評価方式の見直しによって事業承継時の税負担が増大すれば、中小企業の事業承継が阻害されて廃業が進むおそれがあり、地域経済の成長や地域コミュニティの維持に大きな影響が生じる。

よって、国においては、税制措置と株式の評価方式の両面から中小企業の事業承継を支援するため、下記の措置を一体的に講ずるよう強く求める。

記

１　事業承継税制の特例措置については、事業承継に悩む全ての中小企業が低コストで簡便に利用できるよう、納税の猶予・免除の在り方や評価減も含めて抜本的な見直しを行った上で、制度を恒久化すること。

２　企業規模による税負担の不公平や租税回避など、現在の評価方式から生じる問題への対応と、株式の評価体系全体の見直しとを区別して検討すること。検討に当たっては、中小企業の円滑な事業承継の観点から非上場株式の評価方式が見直されてきた事実を最大限尊重し、中小企業の円滑な事業承継に資する制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　様
財　務　大　臣
経　済　産　業　大　臣

原案可決

議第50号議案

八潮市道路陥没事故を踏まえた下水道施設の強靱化対策の推進及びインフラ事故被災者支援制度の確立等を求める意見書

令和７年１月28日、埼玉県八潮市の県道松戸草加線中央一丁目交差点において、中川流域下水道の老朽化した下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生し、尊い人命が失われた。また、現場周辺では、長期の交通規制、硫化水素等による悪臭、復旧工事に伴う騒音・振動、住宅のゆがみやひび割れ、自動車部品や住宅設備の金属メッキ部品の腐食、健康不安など、住民生活と地域経済に深刻な影響が及んだ。

国は本事故を教訓に、令和８年７月、下水道法等の一部を改正する法律を成立させ、診断基準の法制化、維持管理状況の公表、管路の複線化、広域連携の推進、都道府県による復旧工事の代行制度の創設など、施設管理と事業基盤の強化を図った。これらは再発防止の観点から評価できるものである。

一方で、大規模下水道における点検・調査や改築・更新に関するガイドライン等は整備されつつあるものの、これらを実行・推進するための技術的課題はいまだ多く残されている。例えば、点検・調査における飛行型ドローン等の新技術導入は模索されているものの本格実施には至っておらず、改築・更新で広く普及している「管更生工法」は流速が速い場合や水位が高い場合には適用できないなど、効果的な手法がいまだ確立されていない。

また、下水道事業においては受益者負担を原則としているが、八潮市道路陥没事故のような事故の対応や大規模下水道における改築・更新には多額の費用を要するにもかかわらず、現行の制度や法改正ではこれらの費用負担の在り方について、十分な整理がなされていない。

さらに改正法では、事故の被害を受けた住民・事業者に対する補償や支援金、生活再建に関する規定は盛り込まれなかった。現行制度では、社会資本施設に起因すると思われる事故（インフラ事故）による周辺被害に対して迅速に対応する法的枠組みがなく、自然災害を対象とする被災者生活再建支援制度等も適用されないため、被害者は災害に匹敵する被害を受けながら、制度の谷間に置かれている。このため、以下の仕組みを構築していくことが必要である。

ひとつは被害者補償の法的根拠を明確化することである。下水道等のインフラ事故により周辺の住民・事業者に生じた生活上の支障、営業損失、建物・財産の損害、健康被害等について、施設管理者による補償の手続を法律に明記するとともに、補償の対象範囲、算定方法、手続期間等について国が統一的な基準を定め、悪臭・金属メッキ部品の腐食・医療費など実際の被害に応じて柔軟に救済できるようにすることが国の重要な責務である。

次に補償費用等に対する国の財政支援の法定化である。下水道が国の方針の下で国費も充当して整備されてきたことに鑑み、大規模事故から災害に移行した場合には補償費・支援金について国庫補助の対象とするなど､地方自治体及び下水道使用者の負担軽減を図る必要がある。さらには､損害額の確定を待たずに､被害者に対する見舞金を速やかに支給することで住民の安心・安全を確保することが不可欠である。

さらに、小規模な自治体であっても十分な補償が可能となるよう、国と地方公共団体が共同で拠出する補償基金又は賠償責任保険・共済制度（生活者支援制度）を創設し、住宅の補修・再建、一時的な転居、心のケア等の生活環境対策を包括的に行うことが極めて重要である。

全国の下水道管の老朽化が急速に進む中、同様の事故はどの地域でも起こり得る。国民の命と暮らしを守るため、持続可能で安全な下水道システムを構築し、事故が発生した施設の管理者の財政力や個別の判断に左右されることなく、迅速かつ公平に救済される仕組みを国の責任において整備することは急務である。

よって、国においては、今後の下水道法等の改正又は新たな立法措置等において、下記の事項を推進するよう強く求める。

記

１　全国的な道路陥没事故の未然防止と、持続可能で強靱な下水道システムの構築に向け、大規模下水道の点検・調査への飛行型ドローン等の新技術の本格導入や、流速が速く水位が高い環境下でも施工可能な改築・更新技術など、実用的な技術の高度化とその確立を速やかに進めること。

２　大規模な事故発生時に要する復旧費用や、多額の経費が見込まれる大規模下水道の改築・更新費用について、国による財政支援を拡充するとともに、これらの費用における受益者負担の在り方を整理し、必要な財政措置を講じること。

３　災害級のインフラ事故により住居や事業所・施設に甚大な被害を受けた被災者に対し、生活再建や事

業継続を諦めることがないよう、国が主導して支援金（見舞金）等を支給する救済・支援スキーム（基金の創設等を含む）を構築すること。その際、被害の長期化に伴う困窮を防ぐため、申請手続の簡素化等による迅速な支給制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣
様

原案可決

議第51号議案

所有者不明土地対策の強化を求める意見書

不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡が付かない土地、いわゆる「所有者不明土地」は、公共事業や民間主体による開発事業の実施に際し、所有者の探索等に多大な時間と費用を要するなど、円滑な土地利用の支障となっている。今後、人口減少・超高齢社会が進展し、相続件数の増加が見込まれる中、更に深刻化するおそれのある所有者不明土地問題の解決は喫緊の課題である。

こうした状況において、国は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）や「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（以下「相続土地国庫帰属法」という。）の制定、民法や不動産登記法、都市再開発法等の改正を行うとともに、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」を設置し、本年６月には「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を決定した。

このように制度が整備されてきたものの、制度の利用者負担や有効性の点から課題は残る。例えば、特措法に基づく地域福利増進事業は、所有者不明の土地に使用権を設定しようとする場合、所有者の探索や補償金の供託などの負担が生じる一方、使用期間が10年間又は20年間に限られ、費用対効果に係る課題が指摘されている。また、相続土地国庫帰属法では、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して国庫帰属の承認要件が厳格に設定されており、申請を断念するケースがある。今後の運用状況に鑑みたこれらの制度の見直しによって、新たな所有者不明土地の発生を抑制するとともに、既にある所有者不明土地の利活用を促進して総数を減少させることが重要である。

よって、国においては、所有者不明土地対策を更に強化するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1　所有者不明土地対策に係る各制度の利用状況を調査・検証し、要件の緩和等、より利用しやすい仕組みへの見直しや制度の拡充を検討すること。国庫帰属となった土地の適切な管理や有効活用のための取組を推進すること。

2　所有者不明土地の発生を抑制するため、創設及び見直しが行われた制度を中心に、所有者不明土地対策について更なる広報・啓発を行うとともに、土地の適正な利用・管理の妨げとなる未登記建物の解消に向けた新たな制度について検討を行うこと。

3　所有者不明土地の管理や有効活用を進めるため、地方公共団体、民間事業者や所有者不明土地利用円滑化等推進法人と連携した実効性ある取組を推進するとともに、十分な技術的・財政的支援を継続的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
法　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣
農　林　水　産　大　臣
国　土　交　通　大　臣
内　閣　官　房　長　官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
様

原案可決

議第52号議案

都道府県の高校教育改革に係る取組に対し柔軟な財政支援の仕組みの構築を求める意見書

令和８年度から、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度が拡充され、いわゆる高校授業料無償化が開始された。これに併せ、公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」に沿った緊要性のある取組等について、都道府県に基金を造成して先行的に支援する「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」が実施されている。

この事業は、グランドデザインで示す新しい学校のイメージを踏まえた教育改革を先導する拠点の創出を目的としており、国は、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の３つの類型に応じた取組を行う学校を支援するとしている。都道府県が拠点創出に係る基金造成のために国に補助金を申請する場合は、これら３つの類型全てについて改革先導拠点を設定し、事業計画を提出することが必要とされている。

2040年に向けて現在の高等学校教育が抱える課題には、全国的に共通する点があるものの、都道府県によって高等学校を取り巻く環境や抱える課題は様々であり、課題解決や教育改革に向けて整備すべき拠点は同質のものとは言えない。国の一律の基準に沿う学校を支援するのみではなく、都道府県がその地域ごとに強化する高等学校を支援することが、高等学校全体の教育改革に資すると言える。

よって、国においては、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」や、今後、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築して実施する高校教育改革に係る事業について、事業の実施主体となる都道府県が、その地域の実情に応じた教育改革を推進できるよう、都道府県の裁量を認める仕組みとするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣
文　部　科　学　大　臣
様

原案可決

議第53号議案

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の独立性確保及び制裁措置への毅然とした対応を求める意見書

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪等の、国際社会にとって最も重大な罪を犯した個人を訴追・処罰するために設立された常設の国際刑事法廷である。我が国は2007年の加盟以来、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を重視し、最大の分担金拠出国として、また裁判官の輩出等の人的貢献を通じて、一貫してその活動と独立性を支持してきた。

しかし、本年８月に新たに対象となった赤根智子所長をはじめとする幹部や職員が米国から制裁措置の対象に指定されていることに加え、10月にはＩＣＣ本体もその対象に指定された。司法機関の独立性と公平性は法の支配の根幹であり、特定の国家や政治的立場からの制裁・威嚇によって裁判手続や司法権の行使が脅かされる事態は、国際社会が長年築き上げてきた法秩序の基盤を揺るがしかねない重大な懸念事項である。

平和と安全を重んじ、国際協調主義を掲げる我が国にとって、国際法の遵守及び国際司法機関の独立性を守ることは極めて重要な責務である。

よって、国においては、国際秩序の維持と法の支配を堅持する観点から、下記事項について国際社会及び関係国に強く働きかけるなど、積極的な外交努力を行うことを強く求める。

記

１　法の支配の堅持のため、国際社会において司法機関の独立性が尊重されるべきであることを明確にし、ＩＣＣの独立性と公平性を支持するメッセージを、多国間協議や国連の枠組みを通じて国際社会へ強く発信すること。

２　ＩＣＣに対する一方的な制裁措置が国際法秩序に与える重大な影響に鑑み、同盟国・友好国との緊密な対話の場を通じて、制裁等の見直しや自制を粘り強く働きかけること。

３　赤根所長をはじめ重責を担う関係者が、不当な圧力や職務上の制約を受けることなく安全かつ適正に公務を全うし、ＩＣＣがその機能を維持できるよう、締約国と連携し、ＩＣＣ関係者の保護のため必要な外交的・実務的支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月16日

埼　玉　県　議　会　議　長

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
外　　務　　大　　臣　　様

原案可決

議第54号議案

議員派遣について

令和８年10月16日

次のとおり議員を派遣する。

議会図書室の運営等に関する調査

１　目　　的　　図書館等の管理運営状況の調査
２　派遣場所　　埼玉県
３　派遣時期　　10月
４　派遣議員　　図書室委員会に所属する議員

原案可決

議第55号議案

議員派遣について

令和８年10月16日

次のとおり議員を派遣する。

第26回都道府県議会議員研究交流大会

１　目　　的　　都道府県議会議員に共通する政策課題等についての情報及び意見の交換
２　派遣場所　　東京都
３　派遣時期　　11月
４　派遣議員　　12人以内

原案可決

処 分 要 求

令和８年10月16日、田村琢実議員に対する処分要求書が提出された。

令和８年10月17日、当該処分要求に係る審議が行われ、田村琢実議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことが可決された。

処 分 要 求 書

令和８年10月14日の地方創生・行財政改革特別委員会において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

記

１　侮辱を与えた者の氏名　　田村　琢実
２　侮辱の事実又は事情

令和８年10月14日に開催された埼玉県議会９月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会において、私、井上航の質疑中、質疑内容に対して田村琢実委員は「そんなわけないだろ。ばか。何言ってるんだ。できるか。ばか。」という、極めて侮辱的かつ執拗な不規則発言があった。これは地方自治法第132条（無礼の禁止）に明確に違反する行為であり、言論の府である議会の品位と権威を著しく失墜させるものである。本件は議会運営委員会における任意の謝罪のみで幕引きとされるべき性質のものではない。

よって、議会としての規律を正し、公式な意思表示を行うため、地方自治法第133条の規定に基づき、公開の議場における陳謝を強く要求する。

可　　決

【審査の結果・・・「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す】

陳　　謝　　文

10月14日の委員会における井上航議員の発言中、不適切な言辞を用いましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて誠に申し訳ありません。ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。

動　　議

令和８年10月16日、井上航議員に対する懲罰の動議が提出された。

令和８年10月17日、当該動議に係る審議が行われ、井上航議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことが可決された。

井上航議員に対する懲罰の動議

井上航議員に対し、次の理由により「公開の議場における陳謝」の懲罰を科されたい。

(理由)

令和８年10月14日、地方創生・行財政改革特別委員会終了時において、井上航議員は退席時に椅子を机に当てつけ、大きな音を立てて退席した。当該行為は、委員会中における不適切な発言及び委員会運営への不満の表れであり、発言者及び委員長、さらには議会運営を行う職員に対する明確な威嚇行為である。

井上航議員は、平成28年12月定例会議会運営委員会の休憩中においても、不満から机を叩くなどの行為を行っており、当時の会派代表が謝罪と再発防止を誓約している。それにもかかわらず、このような行為が繰り返されたことは、議会の秩序と品位を著しく損ない、埼玉県議会会議規則第69条に違反するものであるため。

令和８年10月16日

可　　決

【審査の結果・・・「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す】

陳　謝　文

10月14日の委員会終了時において、不穏当な行動をとりましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて誠に申し訳ありません。ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。

請願の審査結果

令和８年９月定例会請願審査結果一覧表

（単位　件）

委員会名	継続分	新規分	合計	審査結果									摘要
				採択	趣旨採択	執行部への送付		不採択	継続審査	返戻	審議未了	合計	
						(要)	(否)						
議会運営 企画財政 総務県民生活 環境農林 福祉保健医療 産業労働企業 県土都市整備 文教 警察危機管理防災		1 1(1) 2 1(1)	1 1(1) 2 1(1)	1		1		1 1(1) 1 1(1)				1 1(1) 2 1(1)	(　)内は、分割付託で内書きである。
合計		5(2)	5(2)	1		1		4(2)				5(2)	

産業労働企業委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
2	女性の経済的自立を妨げる所得税法第56条の廃止を求める請願	埼玉県商工団体連合会婦人部協議会 会長　五十嵐　美恵子　ほか4,576名	不採択

県土都市整備委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
1	川越マスジドに関する請願書	個人	(1～3、5～8項) 不採択

文教委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
3	小中学校の給食費の無償を求める請願	安全な地元農産物の活用と学校給食の無償化をめざす埼玉連絡会	不採択
4	県教育委員会および県立学校における重大事態対応体制の検証と改善に関する請願	個人	採択

警察危機管理防災委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
1	川越マスジドに関する請願書	個人	(4項) 不採択

陳情受付状況

番号	受付年月日	件　　名	陳情者の住所及び氏名
17	8．6.25	令和８年度埼玉県電気自動車等導入費補助金事業を実施してほしい	個人
18	8．8.14	日本国憲法改訂及び改憲手続き法（国民投票法）に関する陳情書	個人
19	8．8.14	選挙制度・不正選挙に関する陳情書	個人
20	8．8.14	個人情報保護法改訂及びスパイ防止法案、国家情報会議設置法に関する陳情書	個人
21	8．8.14	伴侶動物の殺処分反対（生命、財産権、個人の尊重の確保、マイクロチップ導入）に関する陳情書	個人
22	8．8.14	軍拡に関する法案、及び軍事における財政法４条、平和外交に関する陳情書	個人
23	8．8.14	皇室典範の改訂に関する陳情書	個人
24	8．8.14	比例代表定数の削減・自動削除条項に関する陳情書	個人
25	8．8.14	副首都法案（外国人受け入れ政策・道州制・大阪都構想との関係）に関する陳情書	個人
26	8．8.14	外国人受け入れ政策に関する陳情書	個人
27	8．8.20	埼玉県立男女別学高校共学化問題に関する共学化事由の公開と、現在別学校に通学している生徒全員への説明、生徒全員が意見できる窓口の設置を求める陳情書	中高生別学協議会 個人 【参考情報】 このほか、オンライン署名８人
28	8．8.25	一部外国人による違法行為への厳正対処、仮放免制度の廃止要請、生活保護準用運用見直しおよび治安・生活環境の適正化に関する陳情	個人
29	8．8.25	人質司法の解消、留置・拘置・医療環境の改善及び受刑者・被拘禁者の権利保障に関する意見書提出を求める陳情	個人
30	8．8.25	障害基礎年金と障害厚生年金の格差是正、支給額の引き上げ並びに生活保護併用時の自動車保有制限等緩和に関する意見書提出を求める陳情	個人
31	8．8.25	浦和東警察署における妨害運転事案の捜査取引・違法な捜査停止に関する事実検証及び県警察の法執行・規律適正化を求める陳情	個人
32	8．8.25	電子メールによる陳情書提出手続における署名・押印要件の見直しおよびデジタル完結化に関する陳情	個人

閉会中における特定事件一覧表

（令和８年９月定例会）

（議会運営委員会）
1　12月定例会会期予定について
2　12月定例会の質疑質問について
3　議会に関する条例、規則に関することについて
4　特別委員会の設置及び変更に関することについて
5　委員の選任及び所属変更に関することについて
6　執行機関の附属機関等の委員の推薦について
7　報道機関の取材に関することについて
8　その他議会運営に関することについて

（環境農林委員会）
1　環境保全対策の推進について
2　廃棄物対策について
3　自然の保護及び緑化対策について
4　地球環境の保全の推進について
5　農林水産業の振興について
6　農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について
7　農林水産物の品質及び安全性の確保について
8　農林災害対策について
9　農村の生活環境の整備について
10　農林水産業関係団体の指導について
11　試験研究機関の整備について

（県土都市整備委員会）
1　道路事業の推進について
2　河川事業の推進について
3　ダム及び砂防事業の推進について
4　公共用地の取得及び管理について
5　建設工事の管理について
6　都市計画行政の推進について
7　公園の整備及び管理について
8　土地取引の適正化について
9　建築行政の推進について
10　住宅行政の推進について
11　営繕事業の実施状況について
12　さいたま新都心の整備について
13　下水道の整備及び管理について

（企画財政委員会）
1　県行政の総合的企画及び調整について
2　歳入の確保について
3　行政改革の総合的な推進について
4　行政組織及び定数管理について
5　情報化の推進について
6　地方分権の推進について
7　市町村行財政の充実について
8　地域の総合的な整備の推進について
9　土地及び水政策の総合的な推進について
10　交通政策の推進について
11　公金の出納・保管状況について

（福祉保健医療委員会）
1　社会福祉施設の整備拡充について
2　社会保障制度の充実について
3　児童福祉の推進について
4　高齢者福祉の推進について
5　障害者福祉の推進について
6　健康の保持・増進体制の充実について
7　疾病の予防・治療対策の推進について
8　地域医療体制の整備拡充について
9　環境衛生・食品衛生の推進について
10　医薬品などの安全対策の推進について

（文教委員会）
1　義務教育の充実について
2　高等学校教育の充実について
3　特別支援教育の充実について
4　生涯学習の推進について
5　学校保健教育・体育の充実について
6　文化の振興と文化財の保護について
7　人権を尊重する教育の推進について
8　国際理解教育の推進について
9　情報教育の推進について
10　環境教育の推進について

（総務県民生活委員会）
1　職員の待遇改善について
2　情報公開制度の施行状況について
3　政治倫理について
4　私学の振興について
5　県税に関することについて
6　県有財産の管理状況について
7　入札・契約制度について
8　県営競技事業の施行状況について
9　広聴広報について
10　ＮＰＯ活動及びコミュニティ活動の推進について
11　人権施策の推進について
12　男女共同参画の推進について
13　県民文化の推進について
14　国際交流の推進について
15　青少年対策について
16　スポーツの振興について
17　消費生活の安定・向上について
18　交通安全対策について
19　防犯のまちづくりの推進について

（産業労働企業委員会）
1　労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について
2　労使関係の安定確立対策について
3　職業能力開発体制の整備拡充について
4　雇用対策の推進について
5　商工業の振興について
6　中小企業金融対策について
7　産地産業の振興について
8　観光資源の利用促進について
9　商工関係団体の指導について
10　試験研究機関の整備について
11　科学技術の振興について
12　工業用水道事業の実施状況について
13　水道用水供給事業の実施状況について
14　地域整備事業の実施状況について

（警察危機管理防災委員会）
1　警察行政の総合的企画及び調整について
2　警察官定員の増加と待遇改善について
3　警察施設の整備と管理運営について
4　生活安全活動体制の充実について
5　地域活動体制の充実について
6　刑事警察の強化について
7　交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて
8　消防及び防災の強化について
9　危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

［目　　次］

頁

〔視　　察〕

常任委員会

企　画　財　政　・・・・・・・・・・・・・53
総 務 県 民 生 活　・・・・・・・・・・・・54
環　境　農　林　・・・・・・・・・・・・・56
福 祉 保 健 医 療　・・・・・・・・・・・・57
産 業 労 働 企 業　・・・・・・・・・・・・59
県 土 都 市 整 備　・・・・・・・・・・・・61
文　　教　・・・・・・・・・・・・・・・62
警察危機管理防災　・・・・・・・・・・・・64

特別委員会

自然再生・循環社会対策　・・・・・・・・・・65
地方創生・行財政改革　・・・・・・・・・・・67
公 社 事 業 対 策　・・・・・・・・・・・・68
少子・高齢福祉社会対策　・・・・・・・・・・70
経 済 ・ 雇 用 対 策　・・・・・・・・・・・71
危機管理・大規模災害対策　・・・・・・・・・73
人材育成・文化・スポーツ振興　・・・・・・・・74

〔視　　察〕

企画財政委員会

1　調査日　令和８年７月14日（火）～15日（水）

2　調査先

⑴　キングスカイフロント（川崎市）

⑵　株式会社ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク（静岡市）

3　調査の概要

⑴　キングスカイフロント

（特区制度の活用について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　地域経済の活性化や社会課題の解決を加速させるために、特区制度も活用し、規制緩和による新産業の創出や税制優遇による企業誘致を図る必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　同所は、国家戦略特区、国際戦略総合特区、特定都市再生緊急整備地域に指定されているエリアであり、特に「健康」「医療」「福祉」「環境」分野の課題解決に取り組んでいる。

○　神奈川県、横浜市、川崎市の３自治体は、平成23年に共同で「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に指定されており、京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しつつ、経済成長とライフイノベーションの実現に向けた取組を推進している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　川崎市が平成20年に殿町３丁目地区整備方針を策定し、平成23年に最初の研究所として「実験動物中央研究所（現：（公財）実中研）が運営を開始した。

○　初期段階にエリアを象徴する機関や企業を誘致することで、認知度が向上し、その後の誘致においても集積効果を企業等がイメージしやすくなった。事例として、国立医薬品食品衛生研究所が平成30年に運営開始となったが、この研究所との関係性を求めて、多くの再生医療分野の企業等が同所に整備されている。

○　特区制度の一般的な活用事例として、規制緩和をよくイメージするが、恩恵が大きいのは税制や財政上の支援である。同所においても多くの企業や研究所が税制、財政面で支援を受けている。一方、規制緩和については、同所内ではＰＥＴ検査医薬品の分野でＰＤＲファーマ（株）が特区制度を活用しているが、国との協議などに時間が掛かった。

○　同所にある川崎生命科学・環境研究センターは、ＰＰＰ方式により、市有地に民間事業者が建設、運営をした施設であり、１階から３階は市が借り受け、市の研究所が入っている。研究施設においてＰＰＰ方式を活用している稀な事例である。

○　令和８年１月時点で、同所内の機関数は約80となっており、就業者数も約1,700人となっている。そのうち博士号取得者が約400人となり、専門的な人材が集まっている。

■　質疑応答

Q　神奈川県が実施する企業誘致施策の「インベスト神奈川」とは連携があるのか。

A　市にも独自の企業誘致制度があり、県と市の制度を併用することで、ライフサイエンスや環境分野のグローバル企業・研究機関が同所へ進出するきっかけとなっている。また、県との連携という点では、県は同所内に、再生・細胞医療の産業化拠点として、ライフイノベーションセンターを整備している。

Q　川崎生命科学・環境研究センターのＰＰＰ方式について、市、民間施設それぞれの主体がどのようなメリットを受けられるのか。

A　研究施設は空調などの維持管理が大変である。民間事業者はコストを平準化して予防管理を行うため、市の研究所のメリットとなっている。民間施設としては、市の施設であることで安心感があり、比較的長く入居している企業が多くなっている。

⑵　株式会社ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク
（ＤＸによる地域課題の解決について）
［調査目的］
■　本県の課題
○　地域社会が直面する様々な課題に対し、デジタル技術を積極的に取り入れ、効率的・効果的な行政サービスを提供する必要がある。
■　視察先の概要と特色
○　同社は、国や自治体と連携し、河川監視カメラ・センサーをＩｏＴで遠隔モニタリングし、河川の水位や危険箇所の状況をリアルタイムで監視・データ集約するなど、ＡＩを活用し、地域の減災防災対策を支援している。
○　ＡＩカメラを活用した人流分析を行い、イベント効果などを数値化することで、市街地の活性化施策の効果的な立案を支援しているほか、車両ナンバーを自動で読み取り、来客傾向を分析することで、インバウンド施策にも寄与している。
［調査内容］
■　聞き取り事項
○　約８年前から自治体向けのソリューション事業を行っている。多くの自治体で課題となっている人手不足について、映像、通信、ＡＩを組み合わせ、人の代わりになるソリューションを提案している。
○　三島市における河川監視ＡＩカメラは、現時点で市内45か所にセンサー、カメラを設置し、ＡＩにより６時間、12時間後の水位予測が可能である。また、センサーにより水の濁度を測定できることから、危機管理だけではなく、元々水がきれいな地域である三島市の水質環境のプロモーションにも活用されている。
○　車両ＤＸは道の駅などで活用されている。車両ナンバーを読み取りデータとして蓄積することで、来訪元の分析を行うことができる。また、駐車時間の記録も可能なため、不適切な駐車場利用への対応にも活用されている。
○　ＡＩ人流カメラは、指定した仮想ラインを横切る物体をカウントする（ラインクロス）ことで、通行量調査の代わりに活用されている。また、顔認識機能により、施設の入口の入場管理が可能であったり、けんかや転倒といった行動を分析し、アラートを出すことも可能である。
○　人流計測においては、スマートフォンのＧＰＳなどを用いた方法もあるが、スマートフォンを持っていないこどもや外国人などの数値は拡大推計となるため、ＡＩカメラを用いた計測の方が精度が高くなっている。
■　質疑応答
Ｑ　人流把握のカメラについて、例えば、渋谷のスクランブル交差点のような人通りがかなり多い場所でも測定が可能であるか。
Ａ　測定できるかどうかは、実際に行ってみないと分からないというのが実情である。カメラを複数台用意し、人と人が重ならないよう上方から撮影するなど、画角に注意する必要があるが、この点は実証実験をしながら行っていくものと考える。
Ｑ　行政のイベントにおいて人流が把握できると良いと思うが、イベント期間のみの臨時的なカメラの設置は可能であるのか。
Ａ　カメラの画像が撮れる場所であれば、仮設の設置は可能である。ただ、独自のＵＩとして提供しているデータをまとめたダッシュボードは、プログラムが必要になるため対応が難しい。カメラによるカウントのみであれば可能である。

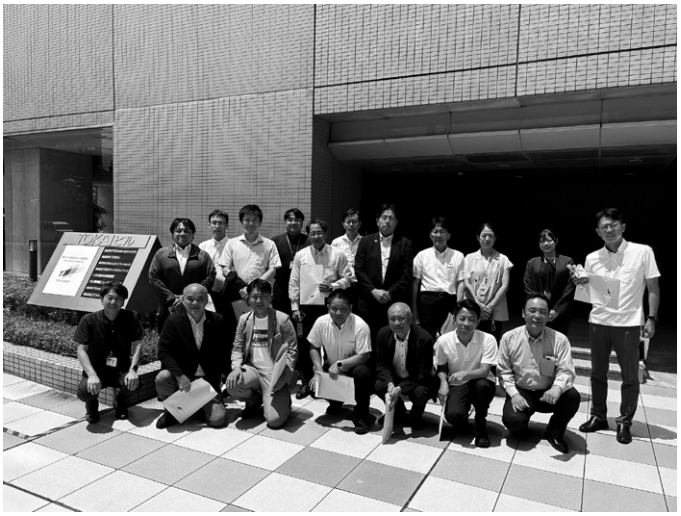

株式会社ＴＯＫＡＩケーブルネットワークにて

総務県民生活委員会

１　調査日　令和８年７月24日（金）
２　調査先
⑴　株式会社群馬銀行（前橋市）
⑵　群馬県動画・放送スタジオ「tsulunos（ツルノス）」（前橋市）
３　調査の概要
⑴　株式会社群馬銀行
（職員の健康支援について）
［調査目的］
■　本県の課題
○　県職員の心身の健康保持、多様な働き方の実現及び離職防止を図るため、健康支援施策と働きやすい職場環境づくりを一体的に推進することが必要である。
■　視察先の概要と特色
○　経済産業省と東京証券取引所が共同で選定している「健康経営銘柄」に、２年連続で選定された株式会社群馬銀行は、健康データの分析に基づく心身の健康支援などを体系的に進め、従業員が安心して働くことのできる職場環境を実現している。

○　同行は、健康経営を単なる福利厚生ではなく、組織の生産性向上・人材定着・企業価値向上につなげる経営戦略として位置付け、働き方改革と連動した取組を推進している。
○　高い業務負荷や緊張感を伴う金融業務に対応するため、メンタルヘルス支援や相談体制を強化し、職員の心理的安全性を確保している。
○　自行の取組を地域企業にも広げて健康経営の普及支援を行うことで、地域全体の健康増進と企業の持続的成長にも寄与している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　従業員等の健康への支出をコストではなく投資と捉え、グループのパーパス「私たちは『つなぐ』力で地域の未来をつむぎます」の実現と人的資本の充実の一環として、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」を推進している。
○　少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や従業員の平均年齢上昇による医療費・疾病リスク増、そして、「採用氷河期」という課題を抱える現状において、医療費抑制や選ばれる職場づくりを目指して「健康経営」を推進し、社内外へのアピール、業績・企業価値の向上、社会貢献を図っている。
○　外部評価として、「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に８年連続で認定され、令和７年度はトップの偏差値で上位500社の「ホワイト500」に認定された。また、「健康経営銘柄」にも県内で初めて２年連続で選定された。これらは、企業のブランド力向上にも寄与している。
○　「健康経営戦略マップ」に基づき、ヘルスサポート休暇、キャリア継続支援休職制度の設置、男性の育休取得義務化などの休暇制度の充実や、長時間労働削減、健診再検査受診率向上、健康相談体制の整備、多様な研修の実施などを体系的に進めている。さらに、企業支援や講義を通じて、地域社会全体の「健康経営」に向けた取組も推進している。

■　質疑応答

Q　「健康経営」の効果をどのように測るのか。また、どのような成果があったのか。
A　単独要因としての切り分けは難しいが、業績基準も評価対象である「健康経営銘柄」に選定されたことや過去最高益の継続などから、一定の効果はあると認識している。また、採用の際に学生から外部評価への言及があるなど、対外的な効果も実感している。
Q　休暇制度などが増えることによる現場への影響にどのように対応しているのか。
A　制度があっても現場を意識して休みにくいという声を受け、昨年度から「営業店サポートチーム」を新設した。育児休暇や介護休暇の取得時には支店業務をサポートするなど、休暇制度を取得しやすい体制づくりを進めている。

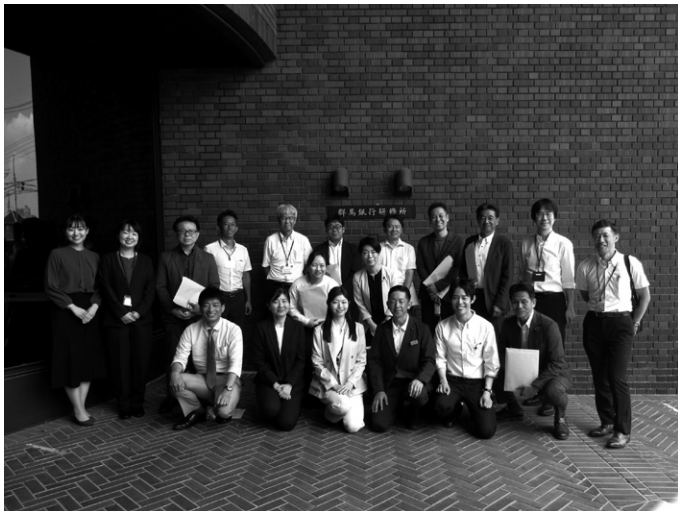

株式会社群馬銀行にて

⑵　群馬県動画・放送スタジオ「tsulunos（ツルノス）」（広聴・広報の推進について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　県民の声を的確に把握する広聴機能の充実、県民への効果的な情報発信力の強化、職員の広報スキル向上を図るため、広報ＤＸや双方向のコミュニケーションを実現する体制整備の推進が必要である。

■　視察先の概要と特色

○　群馬県動画･放送スタジオ「tsulunos（ツルノス）」は、スタジオ、編集設備、配信環境を備えた先進的な広報施設であり、行政の情報発信力向上に向けた広報ＤＸの取組を展開している。
○　同施設では、職員が自ら動画の撮影・編集を行うことで、制作コストの削減に加え、災害時や緊急時の迅速な情報発信も可能となっている。
○　ＳＮＳへのコメントや反応データを分析し、県民の関心や課題を把握することで、政策へのフィードバックが可能となる。
○　動画編集研修やＳＮＳ運用研修を通じて、全職員が動画による情報発信を行うことができるよう取り組んでいる。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　群馬県では、ネット時代に対応し、従来の広報担当課任せではなく全職員が情報発信の担い手となるべく、デジタルコンテンツの制作及び配信体制の強化を推進している。
○　各課にメディア戦略担当者を置き、事業ごとに「誰に・何を・どう届けるか」を検討し、早期から広報を事業設計に組み込むよう努めている。

○　メディアへの露出を強化するため、東京事務所に「メディア連携推進主監」を配置してパブリシティを戦略的に展開した結果、令和７年度は64番組で取り上げられた。

○　県庁32階に設置された動画・放送スタジオ「tsulunos」を核に機材・編集・研修環境を整え、職員が企画・撮影・編集して迅速に発信できる「県庁のクリエイティブ集団化」を目指している。

○　YouTubeのチャンネル分けやTikTok等、ターゲット別のＳＮＳ運用を行うとともに、的確な広報や有効な情報周知を行い、令和７年度には年間再生回数が１億回を超えて全国トップクラスの実績であった。さらに、情報を必要とする方を対象に動画配信を活用することで、問合せ件数削減など、業務改善の効果も生まれている。

■　質疑応答

Q　広報体制の構築に当たり、民間の専門家や企業とどのように連携しているのか。

A　広告代理店等への委託もあるが、小規模予算では十分には機能しにくい面があることから、業界経験のある非常勤の「メディア戦略アドバイザー」と契約し、顧問としての立場で、各所属が直接相談できる体制を取っている。

Q　全国ネットでの露出増については、どのような戦略や予算規模で実現しているのか。

A　限られた予算内で対応するため、基本的には低コストで、飛び込みに近い訪問や関係構築から始め、相手側の取材ニーズに丁寧に応えることで信頼を積み上げてきた。早朝中継等にも職員が対応するなど現場支援を重ねた結果、企画をもらえる機会も増加してきている。

環境農林委員会

1　調査日　令和８年７月27日（月）～28日（火）

2　調査先

⑴　株式会社林農産（野々市市）

⑵　富山市エコタウン産業団地（富山市）

3　調査の概要

⑴　株式会社林農産

（農業の情報発信について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　県産農産物の需要拡大や新技術の普及、就農者の確保などを図るため、多様な媒体を活用した効果的な情報発信の充実が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　同社は、約46haの農地で米を栽培し、餅、玄米茶等を製品販売するなど、多角的な農業経営を行っている。

○　平成28年から農業YouTuberとしても活躍し、チャンネル登録者数約3.5万人を有する。動画配信やＳＮＳ等を活用し、農業の魅力や生産現場の様子、スマート農業の取組等を積極的に配信している。

○　「超普通じゃないコシヒカリ」などの消費者に親しみやすいユニークな商品名や、ストーリー性のある情報発信とＥＣ販売を連動させることにより、農産物のブランド化やファン獲得につなげている。

○　「食と命の大切さを伝える」ことを使命に、稲作体験教室や食育講演を実施し、文部科学省や農林水産省から表彰されるなど、体験・教育型の情報発信にも力を入れている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　デザイン思考を農業経営に取り入れ、「誰に、何を届けるか」というコンセプトを明確にすることで、消費者に選ばれる商品づくりを行っている。

○　農協への出荷に依存せず、早期から自社ホームページやインターネット通販を導入し、個人消費者を対象とした販売（ＢｔｏＣ）や情報発信をすることで、自社ブランドの確立に取り組んでいる。

○　商品名や商標登録では、消費者に商品の価値や特徴が伝わるネーミングやブランドづくりを重視し、販売拡大につなげている。

○　「かかりつけ農家」の考え方の下、消費者との信頼関係を大切にし、米不足時には既存顧客への優先販売など、工夫した情報発信で混乱を抑え、顧客との継続的な関係づくりを行った。

○　約30年間、農業体験や食育による学びを通して、こどもたちに「食・農業・命」の大切さを伝えることが、日本の農業を救う重要な取組であると考え、注力している。

○　YouTube動画は、毎日長時間の編集が必要だが、米づくりの日々を継続的に発信し、農業の魅力や大切さを広く伝えるべく、クリエイティブに取り組んでいる。

■　質疑応答

Q　埼玉県でいちご農家を盛り上げるために動画配信に取り組む場合、何かアドバイスはあるか。

A　ターゲットによって動画コンセプトは変わるが、農家を盛り上げるのであれば、私のように農業の日々の作業（種まき、管理、収穫、製品づくり等）をルーティン動画として発信するのも有効である。私の場合は、月に50万～70万再生ほどの視聴数がある。

Q　かきもちを焼くなどの製品加工は、どのようにしているのか。

A　自社でトースターを調達している。猛暑のため、屋外作業が困難な日中の時間帯に、従業員が焼いている。なお、農産物は加工することで付加価値が大きく増える。餅にすると約４倍、かきもちに

すると約８倍、かきもちを焼くと約16倍の付加価値になる。



株式会社林農産にて

⑵　富山市エコタウン産業団地
（資源循環の推進について）
［調査目的］

■　本県の課題

○　廃棄物の最終処分量削減が急務であり、排出抑制やリサイクル推進、焼却熱の有効利用など、資源を無駄にしない循環型社会の構築が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　同市は、ゼロエミッション構想を基軸に、廃棄物の抑制と資源循環を推進し、環境と産業振興が調和したまちづくりを進めている。平成14年５月、環境省及び経済産業省から、北陸初・全国16番目となるエコタウンプランの承認を受けた。

○　平成15年度に同産業団地を整備し、生ごみ・剪定枝、廃プラスチック、木質系廃棄物、自動車のリサイクル施設が稼働した（第１期事業）。その後も、廃食用油や難処理繊維・混合廃プラスチックのリサイクル施設、廃棄物エネルギー施設等が順次稼働し（第２期事業）、地域内で資源を循環させる仕組みを構築している。

○　平成17年度に開設したエコタウン交流推進センターを拠点に、施設見学や環境学習を実施し、リサイクル施設の集積を生かした普及啓発活動を通じて、循環型社会への理解促進と環境意識の向上を図り、持続可能な地域づくりを推進している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　同産業団地は、一つの団地内に複数社が立地し、住宅地に隣接していることが全国的にも珍しく注目されている。令和７年度の視察・見学者は、各議会議員や自治体職員、環境関連企業、市内外学生など多様で、56団体約1,100人に上った。

○　廃食用油を資源としてリサイクル利用する企業では、市内約80か所全ての地区センター・行政センターに容器を設置し、家庭で廃棄される使用済み油を回収している。

○　リサイクルが困難な廃棄物についても、固形燃料化やバイオガス発電、熱利用などによりエネルギー資源として活用することで、資源循環につなげている。

○　同市は、平成20年に環境モデル都市に選定され、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明している。平成30年には内閣府からＳＤＧｓ未来都市に選定され、公共交通活性化施策を中心とした、持続可能な付加価値創造都市を目指している。環境先進都市として、市内企業の技術を海外展開するため、インドネシアやマレーシアなどの自治体と都市間連携を進めている。

■　質疑応答

Q　同産業団地の用地確保の経緯はどのようなものであったのか。

A　周辺環境や幹線道路へのアクセス等の条件を踏まえ、民間企業の工場跡地を市が取得し整備した。現在は、土地の一部を企業へ売却又は貸し付けている。

Q　分野の異なる企業を集約することで生まれた相乗効果はあるのか。

A　一例として、食品廃棄物をメタン発酵でバイオガス化する企業と、エネルギーセンターを有し発電技術を提供する企業が連携するなど、資源やエネルギーを有効活用する仕組みが構築されている。

Q　新規企業の進出や既存企業の事業拡大など、今後の展望はあるのか。

A　新規企業の進出予定はないが、既存企業が事業拡大や新たなリサイクル分野への展開を検討している。一方、現行のエコタウンプランや地区計画が新規事業の制約となっているため、新たな資源循環に対応できるよう、今年度から両計画を見直す予定である。

福祉保健医療委員会

１　調査日　令和８年７月15日（水）

２　調査先

⑴　群馬大学医学部附属病院重粒子線医学センター（前橋市）

⑵　株式会社ＳＵＢＡＲＵ（群馬県大泉町）

３　調査の概要

⑴　群馬大学医学部附属病院重粒子線医学センター
（先端がん治療について）
［調査目的］

■　本県の課題

○　本県は県内のどこででも「質の高いがん医療」の提供を目指しており、がんに関する優れた医療・相談・情報提供体制を備える医療機関の整備を進める必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　同センターは、国内で初めて大学病院内に設置された重粒子線治療施設であり、世界初の普及小型重粒子線治療装置を導入し、世界の注目を集める最新の治療環境である。

○　同センターの年間のがん患者治療数は、国立大学病院の中でもトップクラスであり、重粒子線治療に手術療法や薬物療法を組み合わせた、集学的治療に注力している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　重粒子線は、Ｘ線に比べて集中照射が可能で、周辺部位への影響を少なくできるため、患者の負担が少ない。また、生物学的効果も強く、今までＸ線で治しにくかった種類のがんにも効果がある。一方、重粒子線治療に適さないがんもあり、白血病などの全身的な治療が必要ながんには向かず、不規則に動く胃や腸は手術治療が第一選択となる。

○　設置時の費用は125億円であり、国が３分の２、残りの３分の１を群馬県と市町村で負担した。現在は、年間900人程度、累計では9,000人の患者を受け入れている。

○　群馬大学に重粒子線治療装置が整備された理由の一つとしては、重粒子線治療経験者がおり、全国でも多くの放射線治療医を輩出している大学であるなど、研究・人材育成の体制が整っていたことが大きい。埼玉医科大学病院や県立がんセンターなど、埼玉県内の教授・部長なども群馬大学出身である。

○　本県からの患者も多く来院しており、大宮より北側の患者が多い。重粒子線治療装置など高度専門の医療機器については、国も各都道府県ではなく、複数都道府県で集約化すべき医療としている。本県のほかにも、新潟県、長野県、富山県、栃木県などからも患者が来ており、各都道府県のがん専門病院から紹介されることが多い。中には海外の患者もいる。

■　質疑応答

Ｑ　重粒子線治療がより安価になるためには、シンクロトロンや加速器の小型化の進歩が必要かと思う。どのように進歩していくのか。

Ａ　超電導の加速器にシフトすることで、小型化の研究が進んでいる。群馬大学のものは体育館程度の大きさだが、これがテニスコートくらいになるイメージである。未来医療では会議室程度となる可能性もある。

Ｑ　治療を受けるための待機時間が長いのではないかと思うがどうか。また、治療適応のある患者が希望すれば、重粒子線治療はすぐ受けられるものなのか。

Ａ　病気の種類により初診予約の待機は異なり、混んでいると１か月以上かかる場合もある。抗がん剤やホルモン療法を行うことで待機したり、病状の進行を考慮して、予定を繰り上げて診療することもある。治療の適応があれば受けられるが、余りにも進行が早いなど、治療を待つことができない場合は、適応にならないこともある。

Ｑ　先進医療で治療を受ける場合、自己負担分である314万円の治療費は、どの部分にかかる費用なのか。

Ａ　重粒子線の先進医療費は固定具や治療計画、さらには実際の重粒子線照射を含めた一連の費用である。その他の診察、検査、薬の処方や入院などは、通常の保険診療になる。現在は12疾患が保険適用である。群馬大学では、患者の95％が保険適用の疾患である。



群馬大学医学部附属病院重粒子線医学センターにて

⑵　株式会社ＳＵＢＡＲＵ
（民間企業における障害者雇用について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　障害の有無にかかわらず、全ての人が自分らしく自立した生活を送ることができる共生社会の実現が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　同社では障害者雇用において、「多様性の積極的な受容」を一つの方針とし、障害者雇用推進により、多様な人財が能力を発揮できる柔軟性と想像力の高い企業を目指している。

○　同社は、「障がい者雇用における人事部方針」を制定し、令和12年度に障害者雇用率3.0％を目標としている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　今年６月時点の同社（グループ算定３社による）の障害者雇用率は、2.81％で、法定雇用率を上回っている。特例子会社であるスバルブルーム株式会社は、ＳＵＢＡＲＵが掲げる目標である令和12年度での障害者雇用率3.0％の達成に向け貢献している。

○　スバルブルーム株式会社の事業内容は、清掃と包装の二つがメインである。部品物流第二センターでは、主に補修部品の梱包作業を行っている。作業を行うスタッフ（障害者）は７名おり、チーフとコーチの計４名でサポートする体制となる。当初は、１工程に30～40秒かかっていたが、スタッフが自発的に作業方法を提案するなどで少しずつ改善し、現在では、早いスタッフでは13秒ほどで完了する。

○　スバルブルーム株式会社の従業員数は153名、そのうちスタッフが99名で、平均年齢は29歳となっている。障害者就業・生活支援センターなどの社外サポート以外にも、社内サポートとして、精神保健福祉士や企業在籍型職場適応援助者を配置している。また、道徳教材による教育に取り組むほか、モチベーションアップのため、より上位の資格を目指せる資格制度の導入（給与５段階）やバス旅行、都市対抗野球応援など各種イベントも実施している。

○　ＳＵＢＡＲＵ本体では、近年は身体障害に加えて精神障害の方の採用を強化しており、ＡＩ開発関連業務やテストドライバー業務など、新たな職域の開拓に取り組んでいる。また、工場等においても、ライン業務以外の業務を設置する等、新たな職域の創出を検討している。

○　福祉車両については、需要規模が限定的であり、また、福祉装備と電動化技術との両立や安全性確保に係る開発負担が大きく、採算性確保が自動車業界全体における共通課題である。

■　質疑応答

Q　採用に苦慮しているとのことだが、スバルブルーム株式会社の労働環境は良いと思う。何か理由はあるのか。

A　ＳＵＢＡＲＵでは自力通勤を採用条件としているが、運転免許の取得が難しい方が多いため、そのハードルが高い。また、他企業も法定雇用率達成のため、障害者雇用を強化していることも採用に苦戦する理由の一つにある。

Q　特例子会社で採用された方について、本社への登用等は考えられているのか。

A　最近はグループ内でも話題となっており、特に精神障害のある方は、能力的には健常者と変わらない方が多いため、道筋を考えるのが今後の課題と感じている。

Q　特例子会社を設立した目的や期待している効果は何か。

A　法定雇用率の達成に加え、地域雇用への貢献、グループ全体の障害者雇用に対する理解促進、並びに障害特性に応じた業務の集約・分担による効率的な業務運営を目的としている。また、グループ内での業務受託を通じて、経営面での効果も期待している。

産業労働企業委員会

1　調査日　令和８年７月17日（金）

2　調査先

⑴　日本光電工業株式会社　鶴ヶ島生産センタ（鶴ヶ島市）

⑵　東松山第二幹線送水管布設箇所（川越市）

3　調査の概要

⑴　日本光電工業株式会社　鶴ヶ島生産センタ

（先端産業における企業の取組について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中、地域の産業振興のため、先端産業の誘致・支援、デジタル技術活用によるＤＸ推進、そして生産性の向上を進めていくことが必要である。

■　視察先の概要と特色

○　日本光電工業株式会社は、「グローバルな医療課題の解決で、人と医療のより良い未来を創造する」ことを目指し、高い顧客価値の創造、生産性の向上、ＡＥＤやパルスオキシメーターなどタイムリーな製品投入により既存事業の収益性の改善に取り組む医用電子機器メーカーである。

○　圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区産業用地（埼玉県農業大学跡地）に、医療用センサ類などの消耗品の製造及び自動化生産技術の研究開発を行うための工場を令和８年３月に新設した。

○　同工場では、自動化生産技術を活用しながら効率化を図るとともに生産規模を拡大して、グローバルでの需要の拡大に対応している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　鶴ヶ島生産センタは、所沢市にある開発部門の拠点「総合技術開発センタ」や坂戸市にある「東日本物流センタ」と近接するエリアに位置しており、開発・生産・物流の３機能が非常に近い距離で集約されている。

○　医療機器本体と患者を接続する部品である「重要ＨＭＩ（ヒューマン・マシン・インターフェース）」の自動化生産技術の確立による生産キャパシティの拡大を目指している。

○　主な製品として、「ＳｐＯ$_2$（血中酸素飽和度）

粘着センサ」、「ＥＭＧ電極」、「除細動用使い捨てパッド」などを生産している。

○　人と医療にやさしいサステナブルな未来を創造するスマートファクトリーを目指し、同センタの愛称を「ＳＭＩＬＥ」（Ｓ：スマート、Ｍ：メディカル、Ｉ：インテグリティ、Ｌ:ライブリー、Ｅ:エンゲージメント)」としている。

○　マテリアルハンドリング機器の導入による資材搬送、梱包プロセスの効率化を図るとともに、ＩｏＴ技術を活用したエアーコンプレッサーの稼働監視及び電力使用量の可視化を行うことで、自動化への取組を進めている。

■　**質疑応答**

Q　従業員数は現在何名で、どの地域から採用しているのか。

A　現在の従業員数は106名である。地元の鶴ヶ島市を中心に、坂戸市、川越市、日高市など近隣地域から採用している。なお、現在も採用を継続している。

Q　収容人数が300人に対し、駐車台数が323台となっており、敷地が随分と広いが、更に工場を拡張する計画はあるか。

A　計画は未定だが、将来的な拡張を見据えて、収容人数などを算出している。

Q　海外との連携はどの程度進めているのか。

A　当社と協力関係にあるサプライヤーがタイで生産している。このサプライヤーと生産計画、原料調達、販売、輸送などで連携し、最終的にアメリカへ製品を輸出している。

Q　ＡＥＤを個人で購入することは可能か。

A　個人向け販売はしていない。セコム株式会社と連携し、家庭用レンタルサービスを実施している。



日本光電工業株式会社鶴ヶ島生産センタにて

⑵　東松山第二幹線送水管布設箇所
（災害・事故に強い県営水道施設の整備について）
［調査目的］

■　**本県の課題**

○　水道用水供給事業の災害時における危機管理体制の充実が課題となっている。

■　**視察先の概要と特色**

○　本県の水道用水供給事業における基幹浄水場である大久保浄水場は、１日の最大給水量が130万㎥と県営水道全体の約５割を占めており、事故や災害により同浄水場からの供給が停止した場合の影響が大きい。

○　県企業局では、浄水場の停止に伴う断水リスクの分散を図るため、大久保浄水場の供給区域の一部を、吉見浄水場に変更する供給区域の再編事業を進めている。

○　当該事業はⅢ期に分かれており、Ⅰ期（中継ポンプ所増設等）は完了し、現在Ⅱ期（送水管布設工事等）・Ⅲ期（浄水場拡張整備工事等）が進行中である。

［調査内容］

■　**聞き取り事項**

○　供給開始から58年が経過し、老朽化が進む大久保浄水場の事故等による断水リスクを低減するため、大久保浄水場と吉見浄水場の供給区域を再編するとともに、浄水場の更新を効率的に行えるよう再編事業を進めている。

○　「吉見浄水場拡張関連整備事業」の効果として、大久保浄水場が仮に停止した場合でも、所沢市、飯能市、狭山市、入間市の４市の受水量の６割（１日当たり約100,000㎥）以上を確保し、荒川右岸地域の断水リスクを低減させることを想定している。

○　現在進行中のⅡ期では、平成30年度から令和11年度を事業期間とし、総事業費約420億円をかけて、吉見浄水場（吉見町）から上赤坂中継ポンプ所（狭山市）へ送水するための管路「東松山第二幹線（管口径1,100㎜、延長約22㎞)」を整備する計画である。

○　同事業では、地上から重機で掘削して水道管を布設する開削工法に加え、地中深くから掘り進めて道路下にトンネルを造り、その内部に管を布設するシールド工法や推進工法など、複数の工法を使い分けながら整備を進めている。

○　このうち、シールド工法を適用する区間において、今回採用した「ＤＸＲ工法」は、シールド工法の中でも、さや管の小口径化を可能にした方式であり、従来のシールド機より大幅な小型化を実現している。これにより、機械のサイズダウンだけではなく、環境負荷の低減やコスト面での優位性も備えた工法となっている。

○　東松山第二幹線送水管布設箇所のシールド立坑

内部は、深さ約17m、66段の階段を降りた場所にあり、現場では日頃から安全な施工に努めて、工事を進めている。

■　質疑応答

Q　従来の大きなシールド工法と比較して、コンパクトに工事を実施していると思うが、過去に住宅街で地盤が沈下したことがニュースになったことがある。そのようなことは、今回なかったのか。

A　同現場では、問題の発生は確認されていない。また、水道管が関越自動車道の下を通るため、東日本高速道路株式会社（ＮＥＸＣＯ東日本）と協議し、トンネル内において地盤の沈下観測を実施した。その結果、沈下の許容は５㎜と定められている中、当現場では３㎜以内に抑えることができ、十分な精度で工事を実施することができている。

県土都市整備委員会

1　調査日　令和８年７月23日(木)

2　調査先

⑴　芝浦水再生センター（東京都港区）

⑵　国道１号静清バイパス清水立体（静岡市）

3　調査の概要

⑴　芝浦水再生センター

（下水道事業の推進について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　常時水位が高く、現在の技術では修繕や改築が困難な下水道管路について、リダンダンシー（冗長性）の確保を進める必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　芝浦水再生センターは、昭和６年に稼働を開始し、同センターへ下水を送る主要な下水道幹線として、飯田橋幹線、低段幹線、中段幹線及び高段幹線が機能している。

○　これらの幹線は老朽化が進む一方、常時水位が高い状態にあり、再構築工事に先立つ調査が困難な状況にある。そのため、新たに「千代田幹線」を整備して下水の流れを切替え、既設幹線の水位を低下させることで、再構築工事を推進している。

○　千代田幹線の整備に当たっては、途中に地上へつながる中間立坑を設置できないことから、千代田区飯田橋から港区港南までの約8.7㎞（最大深度約60m）を１スパンで掘進しており、下水道シールド工事として日本最長のプロジェクトとなっている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　東京都の下水道は、明治17年に近代下水道事業に着手し、平成６年度末に100％普及を概成した。施設の多くが供用開始から長期間経過し、老朽化が進行しているため、約30年前から計画的に再構築事業を推進し、下水道機能の維持・強化に取り組んでいる。

○　下水道幹線については、昭和30年以前に整備された47幹線などを中心に再構築を進めており、今後５年間で25㎞の再構築を計画している。事業の実施に当たっては、道路の大規模な掘削を伴わず、工期短縮や交通影響の軽減が可能な更生工法を活用するとともに、水位が高く再構築が困難な幹線については代替幹線の整備を進めている。

○　千代田幹線は、代替幹線としては全国に先駆けて整備を進めているものであり、都心部において12路線の鉄道･地下鉄の下部を通過する高難度のシールド工事として施工している。飯田橋を出発地点として、令和６年４月には芝浦水再生センターまでの掘進が完了しており、今後の大規模下水道幹線の再構築を支える重要な基盤施設となっている。

■　質疑応答

Q　千代田幹線は、整備完了後、日常的に汚水を流して使用していくのか。

A　東京都では現在、雨水と汚水を同じ管で流す合流式下水道を採用しているため、大雨時には汚水を含む雨水が河川や海に流出してしまう場合がある。千代田幹線は、将来的に大雨時の雨水を一時的に貯留し、その後ポンプで汲み上げて処理施設に送ることで、合流式下水道の改善にも活用する計画としている。

Q　千代田幹線も、いずれ老朽化した際には再構築が必要になるものと考えるが、その際には新たな代替幹線を整備するのか。

A　千代田幹線の整備により再構築を行った既設幹線は、元のとおり使用ができるようになる。そのため、将来、千代田幹線の改築や更新が必要となった際には、既設幹線を代替として活用することができる。今後は、千代田幹線と既設幹線を相互に活用しながら改築・更新を行い、継続的な施設機能の維持を図っていく方針である。



芝浦水再生センターにて

⑵　国道１号静清バイパス清水立体
（道路事業の推進について）
［調査目的］
■　本県の課題
○　人流や物流を活性化させ、災害発生時における代替ルートを確保しつつ、慢性的な渋滞の緩和を図るため、広域的な道路ネットワークの整備を推進する必要がある。
■　視察先の概要と特色
○　清水地区の平面区間では、慢性的な交差点渋滞による速度低下や、死傷事故を含む交通事故の多発が課題となっている。
○　そこで、清見寺ＩＣから能島ＩＣ間の移動時間の短縮や交通安全性の向上に加え、CO_2排出量の削減や沿道環境の改善を図るため、清水立体の整備が進められている。
○　静清バイパス沿線では物流拠点の立地が進むとともに、清水港の取扱貨物量が増加している。清水立体の整備により、清水港と物流拠点間の輸送時間の短縮が図られ、港湾物流の更なる活性化が期待されている。
［調査内容］
■　聞き取り事項
○　静清バイパスは全長24.2㎞の幹線道路であり、このうち横砂東交差点から清水インターチェンジ西交差点までの約2.4㎞区間について、平成28年度から清水立体事業を進めている。
○　事業区間周辺には、国際拠点港湾である清水港や東名高速道路、新東名高速道路へのアクセスルートが集中しており、大型車を含む交通量が非常に多い。また、未立体化区間には複数の信号交差点が存在するため、慢性的な渋滞が発生しており、地域経済や市民生活への影響が課題となっている。
○　事業は現況の交通を確保しながら施工する必要があるため、従来のＲＣ構造（鉄筋コンクリート造）に代えて、橋脚の一部にコンクリートと鋼材を組み合わせた複合構造を採用している。また、夜間のみの通行規制で施工を進めることで、交通への影響軽減と効率的な事業推進を図っている。
○　事業の推進に当たっては、平成13年度から17年度にかけて、市民参加型のＰＩ（パブリック・インボルブメント）を実施し、地域の意見を反映した計画づくりを行った。
○　現在、上り線は約90％まで整備が進んでおり、事業の完成により、渋滞の緩和や移動時間の短縮が期待されている。
■　質疑応答
Ｑ　ＲＣ構造と複合構造を比較した場合、施工面でどのような違いがあるのか。
Ａ　ＲＣ構造は工期は比較的短いが、施工時には大規模な交通規制が必要となる。一方、複合構造は施工に時間を要するものの、道路交通を確保しながら工事を進めることができる。清水立体事業では、交通量の多い静清バイパスの機能を維持する必要があることから、複合構造を採用している。
Ｑ　市民参加型のＰＩでは、地域からどのような意見が寄せられたのか。また、長期にわたる事業の中で、事業の必要性をどのように評価してきたのか。
Ａ　市民参加のＰＩによる検討では、交通渋滞の緩和を求める意見が最も多く、アンケートでも約９割の住民が立体化を支持していた。また、事業開始後も交通量や物流需要の増加が継続して確認されていることから、立体化の必要性は現在も高いと評価している。

文教委員会

１　調査日　令和８年７月28日（火）
２　調査先
⑴　春日部市立江戸川小中学校（春日部市）
⑵　東京大学マーケットデザインセンター
（東京都文京区）
３　調査の概要
⑴　春日部市立江戸川小中学校
（特色のある教育活動について）
［調査目的］
■　本県の課題
○　こどもたち一人一人の個性や能力を伸ばすとともに、地域の特色や学校の強みを生かした魅力ある教育を実現し、多様化、変革する社会に対応できる力を育成することが求められている。
■　視察先の概要と特色
○　義務教育学校のメリットを生かし、１～４年生をジュニア、５～７年生をミドル、８、９年生をハイと段階分けし、ジュニアでは「鍛え･教える」、ミドルでは「意欲的に学ばせる」、ハイでは「主体的に学ぶ」をテーマに指導し、９年間を見据えた教育課程を編成している。
○　同校では､「教科担任制」及び「50分授業」を５･６年生から導入することで、専門的な指導による学力の向上や細やかな指導に取り組んでいる。
○　地域の伝統文化「神楽」と「大凧」の学習を授業に取り入れ、地域ならではの学びを大切にするとともに、地域の行事でのボランティア活動を通して、地域の一員としての意識を育成するなど特色のある教育活動を推進している。
［調査内容］
■　聞き取り事項
○　児童生徒数の減少に対応するため、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学できるよう小規模特認校制度を活用し、学区外からも通いたくな

る魅力ある学校づくりに取り組み、制度導入後、合計41人を受け入れた。

○　後期課程教員による１～６年生への乗り入れ授業を実施し、専門性の高い教員が前期課程にも関わることで低学年から質の高い学びを提供している。また、道徳や特別活動では輪番制を導入し、複数の教員が順番に担当することで、児童生徒が多様な価値観や経験に触れられるようにしている。

○　定期的に６年生がリーダーとなり５年生以下と遊ぶ「ハッピータイム」や、学校全体を三つの団に分け、それぞれの団で行事を行うことで、年齢差が大きくても交流が生まれるように工夫している。

○　地域の方から直接伝統を学ぶ機会を設けることで、技術だけでなく、伝統を守り続ける想いや誇りにも触れることができ、郷土への愛着を育むだけでなく、将来の地域を支える人材として成長していく土台となっている。

○　「望ましい生活習慣」「歯と口の健康」「食育」「メンタルヘルス」の４項目を学校保健の重点目標に設定し、９年間の発達段階に応じた体系的な健康づくりを進めている。

■　質疑応答

Q　義務教育学校のデメリットや課題はあるのか。

A　中学生がいるため、小学校の高学年がリーダーになりにくいという点がある。本校では、縦割り活動の中で小学校高学年がリーダーになるような工夫をしている。

Q　不登校児童生徒の数は他校と比較してどうか。

A　市内全域と比較しても同等の割合であり、本校が多い少ないといった傾向はない。

Q　義務教育学校として最も大切なことは何か。

A　小中一貫教育でも小中の施設は別であるという学校もあるが、９年間を同じ施設で一緒に学び、一緒に遊びながらこどもたちを育てることを大切に取り組んでいる。



春日部市立江戸川小中学校にて

⑵　東京大学マーケットデザインセンター
（ＤＡアルゴリズムを用いた併願制について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　単願制による受験機会や進路選択の制約など、私立高校の無償化による公立私立間の制度差の顕在化などの課題に対し、多様な進路選択を実現する制度改革が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　同センターの公立高校入試等に対するＤＡアルゴリズム導入に関する政策提言が、令和７年４月に国のデジタル行財政改革会議で取り上げられた後、各自治体での導入に向けた調査・研究が進められている。

○　ＤＡアルゴリズムとは、二つの異なるグループ間で最もミスマッチのない「安定した組み合わせ」を見つけるための計算手段であり、一部の自治体では、保育所の入所調整等で導入されている。

○　ＤＡアルゴリズムを用いた併願制を導入することで、受検者と学校の最適なマッチングを実現できるとともに、入学者数のコントロールが単願制より容易になると期待されている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　単願制の下では、試験の選抜基準とすべき学力等ではなく、「どの高校へ出願するかの判断」が入学先に大きな影響を与える。優秀な生徒であっても出願戦略を誤ると公立高校に入学ができない、経済的な理由から私立高校を併願しにくい家庭の生徒は、公立受験において不合格時のリスクを取った挑戦がしにくくなるといった問題点がある。

○　ＤＡアルゴリズムを用いた併願制では、受験生は志望順位どおりに出願し、各校は入学試験の成績上位者を一時的に受け入れる。入学先が確定した受検生を除きながら繰り返し、最終的に受検者と学校双方の条件を満たす合格者を決定する。

○　各生徒は「本来行きたい高校を行きたい順に」志望順位を正直に記入することが最も有利になるため、出願戦略に悩む必要がなくなり、出願ミスに起因する後悔もなくなる。

○　本制度を導入することで、教員の進路指導内容の充実、生徒が真に望む高校の志望順位等のデータの把握、公立高校における定員割れの減少につながるなどのメリットがある。

■　質疑応答

Q　本制度を導入することによって、従前の制度であれば第１志望に合格できていた人が不合格になるケースも出てくると思うが、どうか。

A　そのとおりであるが、ＤＡ方式では合格最低点が明確に示されるので、単願制より公平な制度となっており、透明性が十分確保できると考える。

Q　本制度を導入するとした場合、どの程度の日数がかかると考えているのか。

A　システムの整備にはそれほど時間がかからないと考える。周知が課題になるため、受検生に制度変更の案内や理解の促進に向けて、中学に入った生徒が受検するまでの期間として３年程度の周知期間を設けるとよいと考える。

Q　導入に当たって周知が課題になるとのことだが、本制度の場合、周知が不十分でも受検生に不利益は生じないと思う。直ちに導入するという判断にデメリットがあるのか。

A　確かに本制度のもとでは、受検生は「志望順位どおり記載すべき」とだけ理解していれば問題ない。ところが、実証実験ではうその志望順位を記載して、不利益を被っている人が出現している。そのため、制度説明の徹底が必要だと考える。

警察危機管理防災委員会

1　調査日　令和８年７月27日(月)～28日(火)

2　調査先

⑴　国立大学法人滋賀大学彦根キャンパス（彦根市）

⑵　兵庫県立広域防災センター・消防学校（三木市）

3　調査の概要

⑴　国立大学法人滋賀大学彦根キャンパス

（犯罪心理学の活用による犯罪防止施策の推進について）

[調査目的]

■　本県の課題

○　警察官１人当たりの負担人口及び刑法犯認知件数全国１位の本県において、県民の安　全・安心の確保を図るため、犯罪心理学やエビデンスに基づく犯罪予防策の活用など、様々な手法を取り入れていく必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　ナッジ理論（自発的に望ましい行動を選ぶように後押しする手法）や犯罪心理学を活用した防犯策として、ＡＴＭでの特殊詐欺防止策や公共空間における防犯デザインなど、先進的な取組を推進している。

○　犯罪の変化に的確に対応するためには、自治体が置かれた状況を分析し、その結果に基づいて施策を実施・効果検証を行うといった、エビデンスに基づく政策形成が重要とし、多様な活動を展開している。

[調査内容]

■　聞き取り事項

○　従来の「脅威訴求」による防犯教育（危ない・気をつけよ）は、自分には関係ないという心理抵抗により効果が限定的である。ナッジ（後押し）は従来の防犯意識に頼らず、自然な行動変容を促すことが可能である。

○　犯罪によっては、時間帯・空間・被害者属性に偏りが発生する（従来型詐欺は高齢女性が被害リスク高い・投資詐欺型は現役世代男性に集中・痴漢は夜の時間帯等）。こういった分析を活用し、犯罪者より一歩先に行った対策を講じることで、効果的、効率的に犯罪を防止することが可能である。

○　評判先行で根拠なく広まる施策が多く存在する。常に効果検証、社会実験を行うことで、無駄な施策を排除することができる。

○　犯罪抑止は警察だけでは不可能であり、自治体、企業、学校、地域が連携する必要がある。しかし現状、各団体の連携不足や専門研究者が欠けているなど、科学的エビデンスが不足している。海外では犯罪学部や刑事司法専門家が存在し、実務家と研究者が共に学ぶ体制がある。日本ではこれが欠落しており、データサイエンスを横串としたアプローチにより防犯対策の体制を構築する必要がある。

■　質疑応答

Q　ナッジ効果による防犯意識は時間とともに低下しないのか。

A　エレベーターの盗撮防止ミラー等は普遍的な心理学的法則に基づいているため、効果は持続する。普遍的ではないものに関してはナッジをきっかけに習慣化させる工夫が必要である。

Q　防犯ボランティア団体に主体的に活動してもらうために何が必要か。

A　地元警察や自治体との関係が深い防犯団体ほど主体的活動できることが研究で分かった。公的機関と防犯団体が連携を密に取ることが必要である。

Q　防犯分野でＡＩを活用する際の留意点は何か。

A　ＡＩが全てを解決するわけではない。人間がプロンプトの使い方などＡＩを理解することが重要であり、また、ＡＩのネガティブフィードバックにも注意が必要である。

⑵　兵庫県立広域防災センター・消防学校

（防災拠点施設の整備及び人材育成について）

[調査目的]

■　本県の課題

○　首都直下地震などの大規模災害が発生した場合は、県内外からの救援物資の集積・配送機能及び応急活動要員の駐屯などが必要となり、広域防災拠点の整備や消防団員をはじめとする人材育成が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　消防職員や消防団員、地域の防災リーダー等の人材育成をはじめ、地震体験、煙避難体験等を通じて県民一人一人の防災意識を高める活動を行っている。

○　防災ヘリポートや耐震性貯水槽、部隊宿営地を

備えているほか、陸上競技場バックスタンド下に備蓄倉庫も配備されており、災害時には同県内全域をカバーする防災拠点施設の機能を持つ。

○　平常時は、国内最大級の屋内テニス場をはじめ陸上競技場、球技場、野球場、芝生広場などアスリートから親子連れまで多くの人に親しまれるレクリエーション施設となる。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　年間を通して、県内外の消防、警察、自衛隊、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）をはじめ、国際救助援助チームなどが、ガレキ救助訓練施設や防災ヘリポート等の施設を活用し、災害応急活動要員の対応力向上のため訓練を行っている。

○　施設内に日本赤十字社兵庫県支部災害救護センターやＥディフェンス・Ｅアイソレーションが設置されており、日本赤十字社や防災科学研究所と連携して、防災・救護の対応力を高めている。

○　地域防災の要となる自主防災組織等のリーダーを育成するため、防災に関する知識及び技能に関する「ひょうご防災リーダー講座」を開講している。平成16年から実施し､4,000人以上が修了した。

■　質疑応答

Ｑ　ひょうご防災リーダー講義を受けてもモチベーション維持が難しいのではないか。

Ａ　市町と連携し、防災リーダーの会の組織化を図るとともに、防災訓練や研修等への参画を促進している。また、「ひょうご防災リーダーステップアップ講座」で継続学習を行うなど意識啓発活動を行っている。

Ｑ　阪神・淡路大震災での経験などはどのような形でプログラムに反映されているのか。

Ａ　災害から五つの教訓を得られた。(１)災害における備えの大切さ（２)初動態勢の大切さ（３)地域防災力の大切さ（４)関係機関相互の連携（５)災害に強いまちづくりの大切さである。これらの教訓や近年の災害から得られた最新の研究成果なども含め有識者による講義等を行っている。

Ｑ　全国最多である兵庫県の消防団員の確保にどのように取りくんでいるのか。

Ａ　兵庫県も消防団員の高齢化や団員の減少傾向に危機感を抱いている。防災イベントの実施や、幅広い世代への周知など地道な活動を継続していく。



兵庫県立広域防災センター・消防学校にて

自然再生･循環社会対策特別委員会

1　調査日　令和８年８月26日(水)～27日(木)

2　調査先

⑴　大塚製薬株式会社徳島板野工場（徳島県板野町）

⑵　上勝町ゼロ・ウェイストセンター（徳島県上勝町）

3　調査の概要

⑴　大塚製薬株式会社徳島板野工場
（民間企業の自然共生社会実現に向けた取組について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　多様な生物の生息地を確保し、生態系を保全するためには、県民の理解と関心を高める意識醸成が不可欠である。同時に、環境保全活動に取り組む団体や企業への積極的な支援を推進していく必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　同工場では､医薬品･ソイジョイ（ＳＯＹＪＯＹ）の製造・品質管理と環境保全を両立させ、太陽光発電設備やＣＯ$_2$フリー電力の導入など、脱炭素の取組を推進している。

○　野生生物が観察できる自然林・ビオトープを敷地内に整備し、工場敷地に占める緑地率については、約70％を実現している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　同工場のコンセプトは「自然との共生」であり、人と環境にやさしく、地域に開かれた工場づくりを目指している。

○　工場敷地は、工場建設前のランドスケープを生かして設計され、元々自生していた植物を埋め戻すなど、従来の生物生息環境の維持に努めている。

○　工場を造成する際に、池や小川になる場所を作り、そこに医薬品工場から排出される機械を冷や

すための冷却排水を流し、水の再利用も兼ねて、全長約450mのビオトープを維持・管理している。

○　ビオトープでは、環境省のレッドリスト指定の淡水魚「カワバタモロコ」を放流し、県・企業・学校などが連携して繁殖活動に取り組んでいる。

○　同工場は令和４年度に、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場等を表彰する「緑化優良工場等経済産業大臣賞」を受賞している。

○　使用済みペットボトルを同じペットボトルへ再生する水平リサイクルをはじめとする資源リサイクルも推進しており、さらに、医療用医薬品製造の包装工程で発生するＰＴＰシートの廃材をマテリアルリサイクルする取組を令和６年５月から開始している。

■　質疑応答

Q　ビオトープの造成をはじめとする自然環境を保全する活動に対して、徳島県などの地元の自治体からの支援や補助はあるのか。

A　金銭面の補助はいただいていないが、カワバタモロコの放流や捕獲をする際には、県職員の方にも立ち会っていただいている。

⑵　上勝町ゼロ・ウェイストセンター
（市民参加型の資源循環について）
［調査目的］

■　本県の課題

○　県内の廃棄物の排出量を抑制するために、県民一人一人がごみを減らすための工夫や実践を行うようなライフスタイルの普及を促進していく必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　廃棄物をどう処理するかではなく、そもそもごみを生み出さない「ゼロ・ウェイスト」の取組の発信拠点として運営されている。

○　町民が唯一のごみ集積所に自らごみを持ち込み、できる限りの分別、資源化を行った結果、リサイクル率は80％を超えた。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　現在、上勝町では、109.63㎢の町域に、1,264人（685世帯）の住民が居住しているが、ごみの集積所は上勝町ゼロ・ウェイストセンター内にある「ごみステーション」のみである。

○　同町は平成13年に焼却炉を廃止し、平成15年には、町内から出る焼却・埋め立てごみをゼロにするという目標を掲げ、日本で初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」を行った。

○　同町のごみ処理は、「町内をごみ収集車が走っておらず町民が自らごみを集積所に持ち込んでいる」、「細かな資源の分別が徹底されている（現在は44種類）」という二つの特徴がある。

○　各家庭にある電動式の生ごみ処理機を使用し、生ごみはその場で堆肥へと変換されているため、集積所では臭気が発生していない。生ごみ処理機の購入には町が補助を行い、町民の自己負担は10,000円となっている。

○　同センター内にある「くるくるショップ」では、まだ使用が可能だが家庭で不要になったものを持ち込み、無料で誰でも持ち帰ることができる。持ち込みは町民のみだが、持ち帰りは町外の方でも可能であり、令和元年度は、５トンのものが持ち込まれ、ストックされていたものも含めて6.5トンが引き取られて再利用された。

○　リサイクルが実質不可能なごみについても排出ゼロへと近づけるため、令和３年から、メーカーや小売店と協働して新たなもののつくり方・売り方を考える「新ゼロ・ウェイスト宣言」へと切り替わった。

■　質疑応答

Q　44種類にも及ぶ細かいごみの分別ルールを住民の方が継続的に守っていただくためには、どのような工夫やインセンティブがあるのか。

A　上勝町民の大多数の方もごみの分別は面倒だと感じているが、このゼロ・ウェイストの取組が国内外から大きな注目を集めていること自体がインセンティブとなっており、現在毎日のようにごみステーションに町民が訪れ、ごみの分別に協力いただいている。

Q　ゼロ・ウェイストの取組が始まる前は、ごみの焼却委託などに毎年3,000万円以上もの費用がかかっていたという話であったが、この取組が始まったことにより、現在の経費はどのようになっているのか。

A　一昨年の数字であるが、上勝町民約1,360人で分別したごみの総量は約241トンであり、リサイクル費用や焼却委託費用約750万円から、これらのごみのうちアルミ缶やペットボトルなどの資源を売却した収入約180万円を差し引いた約570万円が現在かかっている年間費用である。



上勝町ゼロ・ウェイストセンターにて

地方創生・行財政改革特別委員会

1　調査日　令和８年８月26日(水)

2　調査先

⑴　千葉ＪＰＦドーム（千葉市）

⑵　都市交流施設･道の駅 保田小学校（千葉県鋸南町）

3　調査の概要

⑴　千葉ＪＰＦドーム

（官民連携による公営施設の運営について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　公営施設の老朽化や更新需要が増大する中、限られた財源・人員で施設の安全性と公共サービスを確保するとともに、民間の資金・ノウハウを活用して収益性や施設価値を高める取組の推進が必要である。

■　視察先の概要と特色

○　株式会社ＪＰＦは、老朽化が進んだ旧千葉競輪場の跡地の一部に、全国的にも特徴的な官民連携の取組として、民間資金100％で国際規格の屋内型競輪場を整備・所有し、管理運営を行うとともに千葉市から競輪開催業務等を包括的に受託している。

○　同社は、建設費を全額負担し、施設整備・管理運営の責任を担っている。一方、千葉市は施行者として競走を実施し、包括委託と収益保証の仕組みにより、一定の一般会計繰出金を確保している。

○　同市の競輪事業である「ＰＩＳＴ６」は開催形態の見直し等により現在休止しているが、同施設は、休止期間中も競技開催以外のスポーツ・交流拠点として活用されている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　同社は、千葉市の競輪事業廃止に向けた検討が進む中、新たな競輪事業として「ＰＩＳＴ６」の提案を行い、千葉公園内に250m木製トラックや約2,000席の観客席、音響・照明・映像設備を備えた多目的施設「千葉ＪＰＦドーム」を整備した。

○　国際規格に準拠する250競走「ＰＩＳＴ６」では、国際規格の競輪場・ルールを採用し、単なるギャンブルではなく、スポーツの魅力向上や競技力の向上を図っている。

○　同市は土地を事業用定期借地で貸し付け、同社は施設を建設・所有・運営し、競輪事業収入に応じた一般会計繰出金の算定と一定額の最低保証を担う。これにより、市の財政リスクを抑えつつ、収益増は同市への還元につながる設計としている。

○　競輪事業に限らず、スポーツ・音楽ライブ等に対応する多目的利用、パンプトラック整備や学校連携・交通安全啓発等の地域連携を通じて、ドーム単体だけでなく千葉公園全体のにぎわい創出と自転車競技振興を同時に進めている。

■　質疑応答

Q　大宮公園の再整備に当たり、競輪場が重要であるという説明があったが、大宮で競輪場を再整備することにはどのような意味があると考えているのか。

A　立地面の優位性や大公園と一体となっていることから、業界にとってもインパクトが大きい先進事例となり得ると考えている。

Q　競輪事業とそれ以外のイベント等の収支バランスについて、どのような構造を想定しているのか。

A　基本的には競輪事業のみで賄える体制を作り、それ以外の事業は付加価値として組むことが望ましいと考えている。

Q　千葉市の財政リスクが管理される一方、民間側はこの事業単独で成り立つのか。

A　当初は、新規ファンの創出を行う見込みであったが、コロナ期の巣ごもり需要・ネット発売拡大の中で業界側の評価や環境が変わり、厳しい状況にある。現在は、再開に向け、販売網を含めた軌道修正を行っており、千葉市も業界団体等と調整中である。

⑵　都市交流施設・道の駅 保田小学校

（施設活用による地域振興について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　人口減少・少子化に伴う未利用施設の有効活用に向けた検討が求められる中、地域資源や民間ノウハウを活用して交流人口・地域内消費・雇用を生み出し、魅力ある地域づくりにつなげることが必要である。

■　視察先の概要と特色

○　「都市交流施設・道の駅 保田小学校」は、明治21年に設立された旧保田小学校が平成26年３月に閉校した後、新たな地域交流拠点として再生され、平成27年12月に道の駅として開業した。

○　鋸南町では、同校の閉校前から跡地活用を検討し、町民提案を起点に民間アドバイザーとの検討や公開型の設計プロポーザル等を経て、閉校から１年９か月で道の駅を開業した。学校らしさを残した空間とブランド化により、施設価値を向上させている。

○　同施設は、国土交通省の重点「道の駅」候補に選定された地方創生拠点であり、約200人の出荷組合員に農産物等の販路を提供するとともに、町内雇用を創出し、観光案内、地域交流、防災等の機能も備えている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　道の駅は、全国的な乱立により競争が激化し、約３割が赤字に陥る厳しい環境にあるが、同施設

は指定管理者制度の下、立地や旧校舎等の施設特性を生かして廃校を収益性のある資産へ転換し、先進的な運営モデルを構築した。

○　同町は、人口減少と高齢化の進行により学校統廃合が避けられない状況の中、人が集まる新たなコミュニティ拠点の確保を目的に、廃校を「都市交流施設」として再生し、道の駅へと転換させた。

○　閉校後に施設を放置するとコストの増加を招くため、方針を決めたら速やかに動くことが重要である。検討を前倒しで進め、短期間での開業に向けた準備を重ねてきた。

○　「学校に泊まる」、「給食体験」、「ラジオ体操・校歌斉唱・校旗掲揚」など、学校の物語性を前面に打ち出した価値を提供することで、継続的な集客につなげた。また、メディア等にも広く取り上げられ、年間売上を10億円規模へと成長させた。

■　質疑応答

Q　廃校の活用に当たり、学校種別ごとの向き不向きはあるのか。

A　道の駅は商業施設なので、商圏人口やアクセス条件が成否を左右する。学校種別よりも、その場所に適したビジネスを選ぶことが重要であり、立地に応じて、グランピング、ホテル、コワーキングスペースなど、適する活用方法は変わってくる。

Q　今後の構想はあるのか。

A　成功事例を本施設だけにとどめず、全国に多数ある廃校へ姉妹校として横展開していきたい。これにより、本施設の知名度を生かしたスタートダッシュを行い、物産交流や文化・歴史の交流も促進でき、相乗効果が生まれると考えている。

Q　道の駅は、今後も増えていくと考えられるのか。

A　総数は現状の水準で頭打ちに近く、新たに作られれば閉鎖する場所もあると考えられる。今後は、自然淘汰により、維持できない施設が出てくる可能性もある。



都市交流施設・道の駅 保田小学校にて

公社事業対策特別委員会

1　調査日　令和８年８月24日（月）～25日（火）

2　調査先

⑴　大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）（呉市）

⑵　ひろしまデジタルイノベーションセンター（東広島市）

3　調査の概要

⑴　大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）（指定管理者における施設運営について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　本県出資法人を取り巻く社会環境の変化に応じて、業務効率化や経営改善の取組を推進する必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　指定管理者が運営する大和ミュージアムは、平成17年にオープンし、近代化を支えた呉のものづくりの歴史と現在にも引き継がれる科学技術を、先人の努力や当時の生活・文化に触れながら紹介する博物館である。

○　開館20年目の令和７年に大規模改修を行い、令和８年４月にリニューアルオープンした。また、令和８年度から広島テレビ放送株式会社や株式会社ＪＴＢなどで構成される大和ミュージアム・入船山記念館「みらい20」に指定管理者の変更があった。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　呉市は、資料の収集や保存・管理などの学芸的な業務を中心に行い、指定管理者が施設運営を行っている。指定管理者は、地元企業を中心とする共同事業体であるが、入札に際し特別な条件や制限を設けたものではなく、提案内容が高く評価された結果、選定されたものである。

○　リニューアルに係る改修費は、47億1,000万円であり、合併特例債を活用しながら同市が財源措置を行った。また、リニューアルに合わせて、市外利用者の入館料については、500円から1,000円へと改定した。なお、リニューアルにより施設環境や展示物は新しくなったが、施設の基本的なコンセプトを大きく変更したものではない。

○　来館者の約８割を県外の方が占めており、展示内容からは高齢者の来館が多い印象があるが、実際には幅広い世代の方の来館がある。

○　軍事や歴史に関心のある方だけでなく、幅広い層に呉の魅力を面として楽しんでもらえるよう、グルメや観光資源を含めた提案を進めている。本年７月からは周遊モビリティのレンタル事業を開始し、周辺エリアを含めて回遊できる取組を行っている。

■　質疑応答

Q　収益的な部分や指定管理に係る経費については、どのようになっているのか。

A　リニューアル以前は、収支規模は年間７億円程度、指定管理料は5,000万円台後半であった。入館料を改定したことなどもあり、現在の指定管理者からは、指定管理料を不要とすることに加え、今後５年間で収益から約２億円を同市に還元する提案を頂いている。

Q　入館料1,000円は安いようにも感じるが、更なる引上げは考えていないのか。

A　常設展の入館料としては、比較的高い水準にある。収益の確保というよりは、展示内容の質の向上を重視しており、そのために必要であれば引上げを検討することとなる。

Q　広島テレビ放送株式会社や株式会社ＪＴＢを中心とした指定管理者の変更により、観光に特化した新しい取組が期待されていると思うが、何か考えはあるのか。

A　テレビメディアの発信力を生かし、リニューアル直後の集客効果だけでなく、平日などの閑散期における来館者の増加を図るとともに、インバウンド利用が比較的少ないため、旅行会社の強みを生かして海外向けの商談会を実施するなど、誘客拡大の取組を行っている。

Q　広島市など周辺都市との連携はどのように考えているのか。

A　広島観光は広島駅を起点とされることが多い。平和記念公園や宮島以外の選択肢として呉を選んでもらえるよう、鉄道はもちろん、船でも呉に来られるルートの検討を進めている。



大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）にて

⑵　ひろしまデジタルイノベーションセンター
（出資法人における民間企業支援の取組について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　本県出資法人において、効率的な経営等を行うためには、効果的・効率的に課題解決する手法と優秀な人材の育成が必要である。

■　視察先の概要と特色

○　同センターは、広島県が出資する（公財）ひろしま産業振興機構の組織として、ＭＢＤ（モデルベース開発）を軸とし、地域企業や教育研究機関が持つ技術的な課題の解決を目的として、平成29年10月に設立された。

○　地域企業・教育機関へのＭＢＤ／ＣＡＥの活用・定着を推進するため、技術課題解決支援、人材育成、解析システム利用サービス等の支援を行っている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　従来の製品開発では、開発の後工程で「大はずれ」となる問題が判明すると、致命的な手戻りコストが発生していた。今後は、ＭＢＤ／ＣＡＥを駆使し、開発の初期段階から仮想空間上でテストを行い、課題を発見・解決しながら開発を進めていく技術が必要となる。また、中小企業による精密かつ高品質な部品づくりは強みとなるが、その上で、自社製品がシステム全体の中でどう機能するかを理解し、提案していく役割も求められている。

○　一方で、中小企業が最先端の開発環境を整備することは難しい。同センターでは、共通基盤として利用できる環境を公的に支援することに意義があると考え、高度なデジタル技術を「知る・学ぶ・試す・使う」ための支援を行っている。

○　当初から専門的な相談のために同センターを訪れる企業は少なく、ヒアリング等を通じて、技術課題へと整理・具体化することが最大の支援となる。また、課題解決に向けた原因究明と合わせて各種研修に誘導し、自ら課題解決ができる中核人材の育成にもつなげている。

○　同センター内に整備している高性能計算機及び高機能ＣＡＥソフトは、開設から今日に至るまで、一定数の企業が利用登録を行い、継続的な活用がなされている。

○　今後も、より高度なデジタル技術の活用支援や、人材が限られる中小企業の自走を促すデジタル化への伴走支援を通じて、県内企業のデジタル競争力の底上げを段階的に進めていく。

■　質疑応答

Q　同センターの役割として「中立的な橋渡し役」とあるが、具体的にはどのようなものか。

A　中小企業が保有する技術は、虎の子の資産である。同センターには民間企業からの出向者もいるため、各企業の立場に配慮し、情報管理を徹底しながら支援を行っている。

Q　現在は自動車分野を中心に支援が行われているが、農業分野などへの展開も可能なのか。

A　自動車開発に必要な技術・要素を組み合わせることで、例えば、農業分野においては、水田の水量管理などへの応用の可能性もあると考えられる。

Q　このセンターに設置されているものが、いわゆるスーパーコンピュータであるのか。

A　同センター内には、小・中規模の解析に対応する高性能計算機を設置している。大規模な計算については、産業利用を目的とした（公財）計算科学振興財団のスーパーコンピュータ「ＦＯＣＵＳ」をクラウド接続により利用できる環境を整備している。

Q　企業が単独でスーパーコンピュータを整備する場合と比べ、負担はどの程度違うのか。

A　公的施設から借りる方が、断然負担は少ない。必要な時のみ利用できるため、初期投資や固定費等の負担を大きく抑えられる。また、高性能計算機だけでなく、ソフトウェアライセンスや保守管理等の専門人材の確保も必要であり、企業単独整備に掛かる負担は大きい。

少子・高齢福祉社会対策特別委員会

1　調査日　令和８年９月８日(火)～９日(水)

2　調査先

⑴　社会医療法人石川記念会ＨＩＴＯ病院
(四国中央市)

⑵　高齢者総合福祉施設サンシティ北条（松山市）

3　調査の概要

⑴　社会医療法人石川記念会ＨＩＴＯ病院
（病院におけるＤＸの実装について）
[調査目的]

■　本県の課題

○　高齢化社会の到来に伴い医療需要が高まる一方、医療従事者は減少している。限られた人材で医療体制を維持するには、ＤＸの実装により業務の効率化を進める必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　同院では、全スタッフに１人１台の業務用iPhoneを配布し、「Microsoft Teams」を基盤にしたコラボレーションネットワークを構築している。

○　病棟をエリアごとの「セル」に区分して、スタッフを配置しチームを組織する新たな体制（多職種協働セルケアシステム®）を構築している。スマートフォンを活用したチャットのやり取りにより、全員が集まる拠点を設ける必要がなく、例えば、スタッフは患者のベッドサイドにおける業務に専念できている。

[調査内容]

■　聞き取り事項

○　リアルのネットワークをチャットルームの中に構築することがポイントである。選択肢としてチャットを用意することで、非同期でよいコミュニケーションは、リアルからチャットにシフトする。急ぐものはこれまでどおり電話でやり取りをしている。

○　ＤＸは、目的ではなく手段であることを重視している。社会実装されており、使い慣れているものを取り入ることから始めると受け入れられやすい。

○　コミュニケーションの量は増えたが、チャットの導入により現場の負担感は減っている。看護部では看護師１人当たり１日約100分の時間を創出しており、新人看護師の離職も３年連続ゼロとなっている。

○　今後はフィジカルＡＩの取組を進めていく。アラートから学習し、アラートを出さない病院に転換し、少ない人数で安全な医療を提供をしていくことが重要である。

○　病院で実証した内容を地域へ還元し、施設、在宅看護などの情報をリアルタイムで把握することで、これまでの訪問を前提とした報酬体系から、「訪問しなかったこと」を価値にする必要があると考える。

○　同院から愛媛県に提案を行った一つに、「ヘルスケア人材１人１台モバイル端末構想」を掲げている。これが施設間の情報を「つなぐ」土台になると考えている。

■　質疑応答

Q　チャットルームに投稿する内容について、一定のルールを設けているのか。

A　最初は管理者と一部の職員によって使い方の模範を見せた。それを参考に各職員が書き込みを始めたが、特にルールは決めず、自由に記載をさせている。文章が長いなど気になる点があれば、個別にアドバイスをしている。

Q　チャットによる生産性の効率化と新人看護師の離職が３年連続ゼロになったという部分の関連性はどのようなことが考えられるのか。

A　新人看護師は、誰に聞けば良いかなど、コミュニケーションでストレスを感じることが多いと考えられる。この点、チャットでは、必要な人が投稿を確認をすることで完結し、オープンなチャットの場ではハラスメントも起こりにくい。また、対面では年長者に気を使い発言しづらい内容も、チャットでは発言しやすいと感じるようである。電話の使用機会が減る若い世代に対応した環境の整備は、病院運営として重要と考える。

⑵　高齢者総合福祉施設サンシティ北条
（介護現場の働き方改善について）
[調査目的]

■　本県の課題

○　高齢化により要介護者の増加が見込まれる中で、介護サービスを担うために必要な人材を確保

する必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　特別養護老人ホーム60床全てにＡＩ排泄ケアシステムを導入しており、排泄に係るケアにより入居者の負担が減るだけでなく、おむつ交換の空振り回数が減り、職員の業務負担の軽減につながっている。

○　マット型見守り介護ロボット（ａａｍｓ）を導入し、心拍、呼吸、体動、離着床、睡眠の状態などを離れた場所から見守ることができる体制を構築し、夜間巡回の負担や緊急時の見落としリスクを軽減している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　同施設が所属するアトムグループは医療、福祉、教育、ＮＰＯ、サービスなど様々な事業を展開し、同施設はグループで一番新しい。また、県内唯一のユニットリーダー研修実地研修施設である。

○　生産性の向上、職員の待遇改善、人材育成の三つの分野に取り組んでおり、令和７年に厚生労働大臣表彰優良部門施設・居住サービス部門を受賞した。

○　全床で導入されているＡＩ排泄ケアシステムは、ユニット内の複数人単位のデータ管理が可能であり、ユニット単位で効率的な排泄ケアが可能である。また、体圧センサーと組み合わせることで、深い眠りの際には交換を避けるなど、交換のタイミングを計ることができる。

○　ユニットケアにおいては、入居者一人一人の生活リズムに合わせた暮らしの実現を目指しており、一律に起床時間を設けていなかったり、簡単な調理を自ら実施したりと、入所前の暮らしと変わらない暮らしを作っている。

○　テクノロジーの導入により空いた時間は、入居者と接する時間に充てたり、サービスの質の向上に充てたりしている。

■　質疑応答

Ｑ　ＤＸやＡＩの導入により、骨折などの事故は減ったのか。

Ａ　転倒、骨折は明らかに減少している。特別養護老人ホームでは、ベッド上で過ごす方が多く、センサーで検知が可能である。受傷して受診までとなる事故は、月に１件程度となっている。見守りのリスクマネジメントについては効果があったと認識している。

Ｑ　埼玉県内には中小の介護事業者も多いが、テクノロジーの導入に関して、どのような分野から取り組むべきと考えるか。

Ａ　施設ごとに異なるため一概には言えないが、まずは、法人としてケアの在り方を高めたいのか、事務的な作業にフォーカスするのかを検討する必要がある。個人的な意見としては、介護記録システムの記入を手書きからタブレットにすると、例えば、行政の監査にもしっかりと対応できるため、そこが第一歩と考える。職員もスマートフォンやタブレットを日常的に使う時代になっているため、一番抵抗感が少なく、これらの導入を優先するのがと良いと考えている。



高齢者総合福祉施設サインシティ北条にて

経済・雇用対策特別委員会

１　調査日　令和８年９月８日（火）～９日（水）

２　調査先

⑴　株式会社ドーワテクノス（北九州市）

⑵　サンアクアＴＯＴＯ株式会社（北九州市）

３　調査の概要

⑴　株式会社ドーワテクノス

（中小企業のオープンイノベーションに関する取組について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　本県の中小企業は、優れた技術を持っていても、人材・資金などのリソースが限られており、自社のみで新規事業開発することが難しいことが多いため、外部企業や行政などとの共創を推進し、新規事業開発を後押しする必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　フィジカルＡＩでの企業連携や北九州市フィジカルＡＩ産業振興戦略検討会議、埼玉県ロボティクスネットワークに参加するなど様々な団体との連携に取り組んでいる。

○　九州栄養福祉大学と包括連携協定を締結し、急速凍結機を学内に設置し、冷凍食を用いた教育・研究に活用されている。

○　スタートアップ企業を集め展示会の実施など、人手不足・技術継承などの課題に対し、新技術やサービスの常設展示を実施している。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　同社では、ものづくり現場の課題解決のため、工場の自動化支援や先端技術の開発などに加え、北九州システムインテグレータネットワークを中心とした同業他社との共創による課題解決にも積極的に取り組んでいる。

○　九州工業大学、北九州市立大学の学生に技術支援を行う形で、株式会社モルテンが主催するロボットコンテスト「ＲＯＸ」に参加するなど、自社内での技術者育成にとどまらず、学生の段階から技術者を育成することで、技術者不足の課題に取り組んでいる。

○　「ＴＳＵＮＡＧＵ　ＦＡＣＴＯＲＹ」を単に技術開発の場所として捉えず、産学官連携の場として提供することによって、深刻化・多様化している製造業の課題に対して、新たなソリューションを生みだし課題解決に取り組んでいる。同施設で実施したイベントは200件を超え、スタートアップ企業の最新技術を体感できるユニコーン展は雑誌にも取り上げられるなど、注目されている。

○　同施設のロゴは、北九州市内の小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学などに在籍する学生から公募して決定した。

■　質疑応答

Ｑ　ＡＩを搭載している産業ロボットと搭載していない産業ロボットではどう違うのか。ＡＩを搭載しているメリットは何か。

Ａ　従来のＡＩを搭載していない産業ロボットでは、プログラムどおりにしか動かないため、環境などの変数となるデータも細かく想定しプログラムするしかない。しかし、ＡＩを搭載している産業ロボットは、環境などの可変的な事象をロボット自身が把握し学習することで、人間がデータを入力しなくとも対応することができる。

Ｑ　液冷式超高速凍結機を使って、新商品の開発や商品の品質向上につながるかと思うが、それ以外の事例はあるのか。

Ａ　介護施設に食事を提供している会社にこの機械を導入いただいたことがある。この機械を導入する前は、食品の値上げに伴うコストの増加や食事を作るための調理に時間がかかるなどの課題があったが、冷凍の技術により出来立てのおいしさのまま、解凍・再加熱のみで提供できる食事になった。そのため、単なるコストカットだけでなく、現場で働く人の働き方改革にもつながった事例がある。

⑵　サンアクアＴＯＴＯ株式会社

（障害者雇用に関する取組について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　本県の民間企業が雇用している障害者数は例年増加傾向にあるが、業務の切り出しの難しさなど課題があるため、企業への支援や職場定着に関する支援を積極的に行う必要がある。

■　視察先の概要と特色

○　同社の設立趣旨は、「働く意志と能力がありながら、就労の機会に恵まれない障害者に、働きがいのある職場環境を提供すること」であり、「自立・参画・信用」を掲げ、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方が働き続けられるよう、環境づくりに努めている。

○　健康管理担当による定期的な面談により健康状態を見える化し、組織全体で一人一人をサポートしている。また、障害のある職員が欠勤した場合は、直属の上司による面談や直属の上司以外によるフォローなど手厚いサポートを行うことで離職の防止に取り組んでいる。

○　高さの異なる洗面台や休養室、シャワールームの設置など、多様な障害に対し働きやすい職場環境を整備している。また、バス会社へ働き掛け、会社構内にバス停を設置してもらうことで社員の利便性や安全性向上に取り組んでいる。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　障害のある従業員を一つの所属にまとめて配属するのではなく、全ての部や課に障害のある従業員が配属されている。会社として、従業員の障害の有無に関係なく活躍できる職場環境の整備に取り組んでいる。

○　組立生産の現場で出た課題を検討するための改善活動のスペースを用意することで、現場で感じた課題の解決に向けたアイデアを検討することができる。

■　質疑応答

Ｑ　ノーマライゼーションの取組の中で、アンマッチを生まない採用や障害の有無を問わない評価制度などとは、具体的にどのような制度なのか。

Ａ　高校２年生と高校３年生のインターンシップを受け入れているが、可能な限り同じ生徒を２週間ずつ２回にわたって受け入れている。この２回のインターンシップで、成長や障害の特性などを把握でき、採用のアンマッチを防止している。当社の従業員の評価項目はグループ全体の評価項目と同じであるため、なかなかステップアップしないという事実はあるが、課長職まで登用されている実績がある。

Ｑ　貴社のような第三セクターのメリットとデメリットは何か。

Ａ　土地の買収、設立当初の採用活動、路線バスの運行に関する交渉など、設立の際には行政の力を借りることができた。会社として、習熟していくうちに設立当初の恩恵が薄くなっているのが課題

であるが、行政が関与した会社ということで、働いている従業員が安心感を得ることができるのは設立当初から変わらない大きなメリットである。



サンアクアTOTO株式会社にて

危機管理・大規模災害対策特別委員会

1　調査日　令和８年８月26日（水）～27日（木）

2　調査先

⑴　岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター（岩手県矢巾町）

⑵　大槌町役場（岩手県大槌町）

3　調査の概要

⑴　岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター（災害時の応急救助について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　大規模災害時に迅速かつ効果的な応急救助活動をするためには、関係機関の連携強化に加え、平時からの訓練・研修による人材育成、資機材の備蓄、受援体制の整備等が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　同センターは、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の応急救助を支える医療支援体制の強化と、実践的な災害医療人材の育成を目的として設置された。

○　災害発生時には、医療チームの受入れ・活動調整、被災地の医療ニーズの分析や支援活動に係る調整などで人的支援を、ＤＭＡＴや全国から参集する医療チームに医療資機材・備蓄物資の提供を行うなどの物的支援を担う。

○　がれき下救助を再現した災害シミュレーション室等を活用し、医療従事者に加え、消防、警察、自衛隊、行政職員等を対象とした実践的な研修・訓練を実施し、災害対応能力の向上を図っている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　災害時には、限られた医療資源で多数の患者に対応する必要があるため、地域の医療機関や消防等の対応能力を平時から把握し、対応能力を超える場合には近隣の医療圏と連携することが重要である。

○　東日本大震災では、津波による医療機関の電力喪失や、ボイラー、医療機器等の被災で病院機能を維持できなくなり、入院患者の病院避難が必要となった。沿岸部から内陸部への搬送には時間を要するため、ヘリコプター等による広域搬送が有効であった。

○　災害時の支援チーム派遣では、医療活動のみならず、通信、食料、宿泊場所等を確保し、派遣された医療従事者の活動環境を整える「ロジスティクス」が重要である。

○　災害関連死を防ぐためには、避難所の環境整備が重要であり、特に過密状態の解消、トイレ、ベッド、食事の確保が必要である。段ボールベッド等を早期に導入することは、深部静脈血栓症の予防にもつながる。

○　避難所では、女性・こども・障害者等への配慮、夜間の支援体制や全体を調整する人材の確保など、多様な課題への対応が必要である。食事が偏りやすく、持病等に対応した食事への対応も必要となるため、栄養士チーム等との連携が重要である。

○　大規模災害に備えて、個々の医療機関のＢＣＰだけでなく、ライフラインや医薬品、食料等の供給も含め、地域で医療を継続するための体制を検討することが重要である。

■　質疑応答

Ｑ　県外から派遣される医療等の支援チームを、混乱なく適切に配置するための受援コーディネート機能について、現場で重視していることは何か。

Ａ　チームの代表者等が調整に参加し、情報共有や必要な配置を行うことが重要である。また、県や地域で、保健・医療・福祉の調整体制を整え、訓練を重ねて受援機能を強化することが大切である。

Ｑ　災害医学担当の専任教員４名は、平時にはどのような役割を担っているのか。

Ａ　病院ＢＣＰのブラッシュアップ、訓練・研修会の企画、全国の研修指導等を行っている。また、国際緊急援助隊に登録している者もおり、国内外の災害に対応できる体制を整えている。



岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターにて

⑵　大槌町役場

（林野火災への対応について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　林野火災の大規模化に備え、関係機関との連携強化や、迅速かつ効果的な消防活動を実施するための、初動対応力の向上が求められている。

■　視察先の概要と特色

○　令和８年４月22日、小鎚地区及び吉里吉里地区で２件の林野火災が発生し、延焼面積は1,708ha（現地調査結果）の大規模災害となった。消防、自衛隊、緊急消防援助隊等が連携して消火活動を実施し、５月２日に鎮圧、５月29日に鎮火が宣言された。

○　同町は、災害対策本部を設置し、避難指示や避難所の開設、ライフライン・交通情報の提供など住民支援を実施した。火災の状況や避難情報を毎日公表するとともに、鎮圧後は警戒本部へ移行し、鎮火まで継続的な警戒、情報発信を行った。

○　国は、林野庁に林野火災対策本部を設置し、被害状況の把握や関係機関との調整を実施した。広域的な消防応援や自衛隊ヘリによる空中消火など、国、県、町が連携した総合的な災害対策が展開され、復旧、森林再生等に向けた支援が進められている。

［調査内容］

■　聞き取り事項

○　災害対策本部には、町、地元消防、自衛隊、緊急消防援助隊、国、県等の関係者が参加し、消火活動や延焼状況を共有しながら、避難指示等の対応を協議した。

○　風向・風速の変化や山林部の地形により消火活動が困難となる中、自衛隊が山林部を、消防隊が住宅地を中心に消火活動を行い、関係機関が連携して延焼防止に努めた結果、住宅被害を１軒に抑えた。

○　町民人口の約３割に当たる3,257人に避難指示を発令した。一方、実際に避難所へ避難した住民は453人で、親戚宅などへ避難した住民も多かった。

○　町内に加え、隣接市町にも避難所を開設し、保健・医療・福祉のチームが避難者の健康管理を行った。また、ホテル等の宿泊施設を避難先として確保したほか、福祉施設入所者については、町内外の福祉施設への移送・受入れによる二次避難を実施した。

○　国の森林災害復旧制度を活用し、被災森林の早期復旧に向け、年度内の森林再生計画の策定を目指している。生物多様性、資源循環、緩衝帯、レクリエーション等の機能を持たせた、新たな価値や魅力を創造する森林再生を目指す一方、森林所有者との合意形成や境界の把握、復旧・再生を担う人材の確保などの課題もある。

■　質疑応答

Q　延焼状況が変化する中、避難区域や避難指示を出す時期をどのように判断したのか。

A　災害対策本部で町民からの問合せを受けるとともに、現地の消防と連携し、延焼状況や消防の意見を踏まえて避難指示を判断した。状況が変化した場合には、避難指示を再発令し、消防と警察が戸別訪問し、避難状況を確認した。

Q　高齢者など移動手段を持たない住民の避難について、工夫や改善点はあるのか。

A　避難に要する時間を考慮して、早い段階から避難対応をしていたが、移動手段については、今後の課題として対応していく必要があると考えている。

Q　災害対応において、デジタル技術を活用した取組はあったのか。

A　ドローンを活用し、航空隊が飛行できない場合の上空からの確認や、熱源の把握を行った。特に、山間部の細かな状況の確認に活用した。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

1　調査日　令和８年８月25日（火）～26日（水）

2　調査先

⑴　独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校（八戸市）

⑵　新青森県総合運動公園（青森市）

3　調査の概要

⑴　独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校

（高等専門学校の実践的な人材育成の取組について）

［調査目的］

■　本県の課題

○　産業構造の変化や技術者不足が進む中、地域産業を支える実践的な技術人材の育成と、教育機関

と企業の連携強化が求められている。

■　**視察先の概要と特色**

○　本科５年、専攻科２年の計７年間の一貫教育により、実践的な技術者を育成し、地域企業との共同研究やインターンシップ、国際交流等を通じて、地域社会と産業界を支える人材育成を推進している。

○　同校の特色ある取組として、自主探究学習を教育の柱に位置付け、学生自らがテーマ設定から調査・研究・発表まで主体的に実施し、課題発見力や実践的な問題解決能力の育成を図っている。

［調査内容］

■　**聞き取り事項**

○　同校では、機械・医工学、電気情報工学、マテリアル・バイオ工学、環境都市・建築デザインの四つのコースで大学レベルの高度な専門教育を行っている。近年は、医療機器やバイオ分野の人気が高まり、女子学生も増えている。

○　本科卒業後の進路は就職と進学（専攻科進学又は大学編入）がほぼ半々となっている。また、専攻科修了後には大学院への進学も多く、高度な研究能力と実践力を兼ね備えた技術者を育成している。

○　留学生の受入れや学生の海外留学支援が充実しており、年間約50名の学生が海外に留学している。英語教育では実務で使えるコミュニケーション能力の育成に重点を置き、地域のグローバル化と世界で通用する技術者の育成に努めている。

■　**質疑応答**

Q　高専や編入後の大学院で学んだ後に地元を離れてしまう問題に対し、地元自治体や企業との連携を含めた地域との結び付きや定着の取組はあるのか。また、これからの産業構造の変化を踏まえ、ＡＩ技術を専門教育にどのように取り入れているのか。

A　八戸市の沿岸部は大企業の工場を誘致してきたが、海外競争などにより子会社化され、賃金の抑制などで求人への応募が敬遠されている一方、内陸部では都内の親会社などが新工場や研究所を設置するため給与水準は同一で、若者のＵターン就職が増加している。エネルギー産業を中心に専門知識を学ぶ「青森エネルギー教育センター」の整備をはじめ、企業誘致や共同研究を進めて学生の地元定着を支えている。また、ＡＩについては、ＡＩを教える教員不足を補うため、全国の高専や東北大学との連携により最新技術を導入し、人材育成を進めている。

Q　非常にレベルの高い高等教育をされている一方で、国の予算での運営は難しいとの話があった。理系教育に重点を置く国の流れの中で、高専と大学、例えば、埼玉大学などと連携した教育体制の整備は可能と考えるか。

A　高専は、教育を主目的とする高等教育機関で、一方、大学は研究のウエイトが大きい。高専では15歳からの人材養成に軸足を置いており、研究主体の大学と連携し教育と研究の役割分担を行う。東北大学との緊密な連携の下、優秀な学生を大学院へ送り出すとともに、教員面で協力を受けている。こうした連携が今後の大事な方向性であると考える。

⑵　新青森県総合運動公園

（スポーツ拠点施設の官民連携による取組について）

［調査目的］

■　**本県の課題**

○　スポーツ施設の老朽化や財政負担が課題となる中、既存施設の有効活用と民間活力を生かした持続可能な運営が求められている。

■　**視察先の概要と特色**

○　県内最大級のスポーツ拠点として整備された本施設は、指定管理者制度を活用し、大会利用、市民利用、スポーツ教室、イベント等を組み合わせて、多様なニーズに対応した施設運営を行っている。

○　令和８年「あおもり国スポ・障スポ」の開催を支える中核施設として、全国トップレベルの選手が集う大会や強化事業に対応している。また、県の競技力向上施策やアスリート育成事業とも連携し、競技スポーツの振興と将来のスポーツ人材育成を支える拠点として機能している。

［調査内容］

■　**聞き取り事項**

○　同施設は、青森県で初めて導入されたＰＦＩ事業として、同県初の屋内50m公認プールを既存の25mプールと併設して整備するなど、既存施設の老朽化への対応に加え、国民スポーツ大会の開催を見据えて施設機能の強化を目的として整備された。

○　同施設は、ＪＦＬサッカーチーム「ラインメール青森ＦＣ」のホームスタジアムがあるほか、Ｊリーグチームや海外からも台湾水泳ナショナルチームなどのトップチームが合宿に利用している。冬季は、スノーモービルやラフティングなど多彩な雪上アクティビティの提供などにより、海外、特にアジア圏からの観光客誘致に成功し、地域の経済活性化にも寄与している。

○　地域住民向けに総合型スポーツクラブを運営し、無料講習や出前教室でスポーツ振興を推進している。また、個人利用者向けには、デジタルポイントサービスを導入することで利用促進と生活習慣化を支援し、地域スポーツの裾野拡大に努めている。

■　**質疑応答**

Q　台湾をはじめアジア市場での営業活動について、施設を利用してもらうため、どのような場所や方法で営業を展開しているのか。

A　青森市の観光課やコンベンション協会と連携

し、行政主催のプロモーションに参加している。旅行代理店のスケジュールに同行し、主に台北を中心に営業活動を展開している。年に１～２回、台湾でのＰＲイベントに参加し、青森の観光資源や施設を紹介している。

Q　多種多様な施設がある中で、収益率や稼働率が特に良好な施設はどれか。また、逆に稼働率が低い施設はあるのか。

A　収益率が良いのは合宿所である。既存施設と新設プールの併設により合宿の予約が増加し、宿泊料に加え、スポーツ栄養士監修のアスリートメニューも客単価向上に貢献している。稼働率が高いのは、トレーニングルームとテニスコートで、特に、トレーニングルームは、安価な利用料金とポイントサービスによりシニア層で朝から満員となる。一方、アーチェリー場や一部の専門球技場は利用者が限られ、稼働率は低い状況である。



新青森県総合運動公園にて

議会日誌

（本会議・委員会等）

月　日	件　　名
７月14日 ～15日	委員会県外視察（企　画　財　政）
15日	委員会日帰り視察（福祉保健医療）
17日	委員会日帰り視察（産業労働企業）
23日 ～24日	委員会県外視察（県土都市整備）
24日	委員会日帰り視察（総務県民生活）
27日 ～28日	委員会県外視察（環　境　農　林） 委員会県外視察（警察危機管理防災）
28日	委員会日帰り視察（文　教）
８月24日 ～25日	委員会県外視察（公社事業対策）
25日 ～26日	委員会県外視察（人材育成・文化・スポーツ振興）
26日	委員会日帰り視察（地方創生・行財政改革）
26日 ～27日	委員会県外視察（自然再生・循環社会対策） 委員会県外視察（危機管理・大規模災害対策）
９月８日 ～９日	委員会県外視察（少子・高齢福祉社会対策） 委員会県外視察（経済・雇用対策）
９月18日	各会派代表者会議 議会運営委員会
25日 ～10月17日	９　月　定　例　会

（その他）

月　日	場　所	件　　名
７月15日	東京都	全国都道府県議会議長会委員会
７月22日	東京都	全国都道府県議会議長会定例総会
７月28日	東京都	地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会総会
８月20日	千葉県	関東甲信越１都９県議会議長会会議
８月25日	東京都	女性議員研究交流大会

請願は私たちの権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
（直通　048－830－6238）

本会議を傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂４階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。



傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和５年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒でも気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。



詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
（直通　048－830－6238）
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ

大学生と県議会議員との意見交換会を実施しました！

県議会では、若い人たちに県議会を身近に感じていただき、県政や県議会への関心を高めてもらうとともに、若い人たちの意見を反映できるよう取り組んでいます。

大学生と県議会議員との意見交換会を10月14日（水）に実施しました。

６大学35名の大学生と県議会議員12名が参加し、自由闊達な意見交換会となりました。

６つのグループに分かれて、「＼若者目線で考える！／ 若者が住みやすい埼玉にするには？」をテーマに意見交換を行い、その後、各グループから出た意見や感想について大学生が発表しました。



意見交換の様子



発表の様子

※詳しくは県議会ホームページをご覧ください。→

〈表紙写真〉

「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」 入賞作品

タイトル「光翔」

櫻井文夫さん　　撮影

撮影場所　草加公園



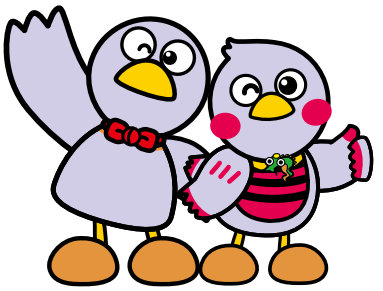

埼玉県のマスコット　埼玉県のマスコット
「コバトン」　　「さいたまっち」

No.302　令和８年11月25日発行　編集・埼玉県議会事務局議事課　発行人・埼玉県議会事務局長　影沢　政司　印刷・文進堂印刷(株)